

## 第3編

# 公務員賄賂の社会的意義

## 第1章

### 比較の視点

この編では、中、米、日の社会に関する第1編での比較研究及びそれぞれの公務員組織に関する第2編での比較研究を基礎に、「公務員賄賂の社会的意義」として、三国における賄賂行為の実態、類型、本質を比較研究していくが、この章ではまず比較研究の方法・視点を提示し、以後の各章ではここで示される視点・方法を用いて具体的検討を展開する。

### 第1節 賄賂の実態を見るための視点

「賄賂行為が普遍的であるのは確かである」<sup>(1)</sup>。しかし、その実態は他の犯罪よりはるかにつかみにくい。その理由としていくつかのことがあげられる。(1)：公務員賄賂犯罪は決して「被害者なき犯罪」ではないが、普通の犯罪のようにその直接的な当事者の一方が必ずその被害者になっているというような被害様式を呈しておらず、その直接の当事者

の両方がともに加害者であって、ともに「犯罪」という「運命共同体」のなかにあって、両方ともなるべく秘密な雰囲気や他人に知られないように犯罪の遂行をはかる。しかも、多くの場合、その当事者は、個人でなく、情報・資源をコントロールできる組織である<sup>(2)</sup>。その結果として、公務員賄賂犯罪の場合、暗数が普通の犯罪よりかなり多いことは予想される<sup>(3)</sup>。(2)：公務員賄賂犯罪は「政治犯罪」そのものとは必ずしも言いきれないものの、次の二つの点で強い「政治性・権力性」を有している。まず、公務員賄賂はいわば権力を利用した「権力的犯罪」であって、その当事者の一方は賄賂の規制を含めて法の制定、実行を行う立場にある公務員である。次に、公務員賄賂犯罪は公務員による権力的犯罪であるので、その摘発などが政治的利害関係のなかで行われがちである。このような「政治性・権力性」の結果として、その摘発を担当する権力側は公務員賄賂犯罪を厳格に摘発し、ありのままにその統計を公表しようとはせず、政治的・便宜的にそれを行うことがよくある。(3)：この論文の第2部で検討するように、これまでの法制度のなかでは「賄賂犯罪」として定められているのは賄賂行為のなかの僅かな一部でしかなく、性格から見ても危害性から見ても「賄賂犯罪」とは殆ど変わらない多くの賄賂行為は政治制度上の必要性または社会習慣上の容認性から合法化されている。その結果として、賄賂行為として意識され、研究の対象とされるのも、また、賄賂犯罪として摘発され、統計上にあげられるのも、その全体の一部分でしかないのである<sup>(4)</sup>。

このように、公務員賄賂の実態は通常の犯罪に関するように「実態」として掴むのが難しいのである。しかし、このことは公務員賄賂の実態に近づくことも不可能であることを意味するわけではない。公務員の賄賂犯罪に関しても、様々な方法を通じて、複数の視

点からそれを見れば、その大体の状況・主な傾向はある程度解明できる。實際上、これまでにすでに次のような方法が試みされてきている。(1)：公式な統計を分析して、利用する方法がある。すなわち、公務員賄賂犯罪に関する公式な統計は少ないが、全くないわけでもない。すでに公表されたものは他の諸要素（例えば、当時の社会背景、公表の目的など）と総合して的確な分析を加えれば、公式な統計も公務員賄賂の実態を示すファクターの一つとして用いられる。重要なのは、公式な統計をそのまま読んで信じるのを避けて、他の諸要素と結合させて分析することである。(2)：事件の当事者・関係者への調査・インタビューという方法がある。すなわち、個々の事件の当事者・関係者は自分が身を置いている職場、業界などの「自分のまわり」の雰囲気・状況・慣習・事情を最も分かっている人間であって、自分が当事者・関係者になった事件は偶然かどうか、「身のまわり」とどう関係しているのか、などの話を通じて、その事件に関してだけでなく、職場・業界における賄賂状況が分かってくる場合がある。但し、この方法は、相手が巨大な組織であるとき、極めて難しくなる<sup>(5)</sup>。(3)：事件 (scandals) ・事故 (accidents) 研究という方法がある。この方法を最初に提唱したのはモロッチ (Harvey Molotch) である<sup>(6)</sup>。彼によれば、事件・事故研究は、社会の日常生活で隠されている犯罪などの、社会の構造または巨大組織のもう一つの面を暴くための戦略の一つである。(4)：公式的発表・見解を分析して見る方法がある。これもモロッチとその同僚のレスター (Marilyn Lester) が事件・事故研究との関連で提示したものである<sup>(7)</sup>。それによると、事件・事件などの関して政府要員や大きな組織の責任者が行った発表やスピーチなどは、マスコミに自分達の意に適ったメッセージを送って、問題性を限定しようとするものであって、それを分析して見れば、多くの場

合、その背後が見えてくる。

本書の後の検討も上述した方法・視点に沿って三国における公務員賄賂の実態を比較検討するが、その中のどの一つの方法・視点ではなく、むしろ、それぞれの国における事情、研究状況に見合っ、なるべく複数の方法・視点で、すでにあった研究成果を利用しながらそれを行う。

## 第2節 賄賂を類型化するための視点

公務員賄賂を含んだ汚職 (corruption) を類型化したものとして最も有名なのはおそらくハイデンハイマー (Arnold J. Heidenheimer) の分類であろう<sup>(8)</sup>。彼は汚職による被害の対象、その影響の方向を根拠に、汚職を次の三つの種類に分けている<sup>(9)</sup>。(1)：「公職的汚職 (public office-centered corruption)」である。すなわち、公務員は、私的利害・考慮で公的義務または規則から離れて、公務員に対する公共の信頼を損なったとき、その行為が「公職的汚職」という類型に属する。(2)：「市場的汚職 (market-centered corruption)」である。すなわち、公務員は、自分の占めている公職を私的利益を増やすための「権威」として見て、それを代価にし、公共福祉を犠牲にして私的利益をはかったとき、その行為が「市場的汚職」という類型に属する。(3)：「公共利益的汚職 (public interest-centered corruption)」である。すなわち、公務員は、私的利益の提供を受けたことで、その提供者に特殊な利益をはかるために、公共利益に損害を与えたとき、その行為が「公

共利益的汚職」という類型に属する。

ハイデンハイマーの分類はいわば汚職全体を対象としたものである。それに対して、賄賂犯罪実体を対象にした分類を行ったのはいうまでもなくリースマン (W. Michael Reisman) である<sup>(10)</sup>。彼は賄賂の対象・目的などを根拠に賄賂犯罪を次の三つの種類に分けている。(1)：「事務処理賄賂 (transaction bribes)」である。すなわち、「事務処理賄賂は、きわめて日常的におこなわれるものであり、ふつうは特定の誰彼ということをお問はずに、公務についている人間にたいして、その役職ゆえに、つまり仕事を速やかに、確実にしてもらおうとするために支払われる」<sup>(11)</sup>、という。(2)：「おめこぼし賄賂 (variance bribes)」である。すなわち、「一般的にいつて、もっと有害なタイプの違法財物供与は、おめこぼし賄賂と呼ばれうるものである。ここでは、実際に法にかなっている行為をスムーズに速くやってもらうことを目的として、賄賂が贈られるわけではない。そうではなくて、ある規範の適用が妥当であるばあいに、この規範の適用を一時停止または全面排除してもらおうとして、賄賂が贈られるのである」<sup>(12)</sup>、という。(3)：「丸ごと買収賄賂 (outright purchase)」である。すなわち、「これは、サービスをではなくサーバント (公務員) を、丸ごと (outright) 買収 (purchase) しようとするものである。ここでの買収の目的は、ある特定の行為がおこなわれるようにしてもらうことではなく、むしろある組織のなかにおいて、表向きその組織に忠誠面をしながら、実際には、組織の利益とは相容れない贈賄者の利益を、優先させてくれる被傭者を獲得することにある」<sup>(13)</sup>、という。このリースマンの三分法と異なって、日本では、村井敏邦は賄賂の主体に着目して賄賂を「政治的公務員の賄賂」と「非政治的公務員の賄賂」との二分法を示して、その社会的意義とその刑事

規制上の相違を提示している<sup>(14)</sup>。

ところで、克蘭アルド (Marshall B. Clinard) とクエーニ (Richard Quinney) が指摘しているように<sup>(15)</sup>、一つの社会現象は、一つの類型化しかできないことはなく、複数の基準で複数の類型化を同時にはかることができる。要となるのは、研究者がどのような理論設定をしているのか、どのような研究目的をもって類型化をはかるのか、ということである。先にあげたいいくつかの類型化はそれぞれの研究者の理論体系及び研究目的に基づいたそれぞれのものであるといえる。従って、この論文はそれらに従うだけではなく、「公務員賄賂の社会的意義」を解明するという本論文の理論設定及び研究目的から公務員賄賂を新たに類型化する必要がある。そのための視点として次のことをあげる。すなわち、社会現象の一つとしての公務員賄賂も他の社会現象と同じく社会体制（社会制度）と社会特質（社会類型）との混合体・総合体であるとして、この二つの側面のダイナミック的関係のなかでそれぞれとの関連の仕方から公務員賄賂を類型化する。言い換えれば、公務員賄賂が社会体制とどう関わっているのか、同時に、社会特質とどう関わっているのか、この両者が公務員賄賂のなかでどう反映されているのか、ということを経験として公務員賄賂の類型化をこの編の後の各章ではかろうとする。

なお、公務員賄賂の類型化はあくまでも「公務員賄賂」という対象を見るための「人為的道具」という側面があるので、現実が発生する個々の賄賂行為は、必ずしも一つの類型には排他的に分類しきれず、むしろ、同時に複数の類型に属し、いくつかの側面を兼ねていることが普通である。

### 第3節 賄賂の本質を分析するための視点

「公務員賄賂の社会的意義」を比較検討するという本編の目的に鑑みて、ここでは、次の二つのことを念頭に置きながら、「公務員賄賂の本質」という言葉を用いる。すなわち、公務員賄賂はその社会にとって何を意味するのか、そして、その是非をどう判断すればよいのか、ということである。

この問題に関するこれまでの見解がおよそ四つの種類または段階に分けられるように思われる<sup>(16)</sup>。(1)：「道徳的・個人的」見解がある。これはいわば伝統的ものといえる。それによると、賄賂などの公務員汚職は、公務員個人の道徳上の問題性から起こったもので、公務員個人が専ら私欲を追求したことの結果であって、完全にマイナス的で悪い行為である<sup>(17)</sup>。(2)：「政治的・制度的」見解がある。それによれば、賄賂などの公務員汚職は単に公務員個人の道徳上の問題より、むしろ、政治、行政を担っている組織体の組織的・制度的問題性から起こったもので、そのような組織体のなかでは汚職がある程度一般的行動様式及び組織目標の一部となっていることの結果である<sup>(18)</sup>。そのような汚職は政治不信を引き起こし、社会の変革を妨げる「悪」的なものである。敢えてその積極的な面をいうと、それは「反面教材」として用いられること以外には何もない<sup>(19)</sup>。(3)：「経済的・文化的」見解がある。これは1960年代後半に盛んになった発展途上国々に対する開発援助に伴って現れたものである。それによれば、賄賂などの公務員汚職は道徳的または政治的に見て、それを「悪」とすべきではない。逆に、経済的・文化的に見て

それを評価すべきである<sup>(20)</sup>。その理由としてあげられたものは論者によりさまざまであるが、主なものが次のようである。第一には、発展途上国（特にアジア諸国）における賄賂などの公務員汚職は、そこにおける形式的西洋的法及び行動基準と実質的文化的慣習 (accepted informal social norm) との矛盾のあらわれである。そこでの人々が普遍的に受け入れられている強い血族関係 (kinship) と日常的交恵関係 (reciprocity) に実質的に置かれており、法律でいう賄賂はそこでの文化からすれば通常の社会関係に則って行った行為にすぎない<sup>(21)</sup>。第二には、実質的文化的慣習に根ざしている賄賂などの公務員汚職はその社会にとってまず経済的には有益である。すなわち、そこでの汚職の多発は、ある意味で、価格統制モデル (a mandatory pricing model) から自由市場モデル (a free-market model) への転換を意味するものである<sup>(22)</sup>。賄賂などの公務員汚職を通じては、政府の効率を促進して、市場に対する政府のサービス提供の不足を補い、社会における需要と供給とのアンバランスをある程度解消、緩和することが期待できる<sup>(23)</sup>。第三には、そのような公務員汚職は政治的にも有益である<sup>(24)</sup>。すなわち、賄賂などの公務員汚職は権力の規範化そして政治の制度化への「接近 (access)」を意味するものである。それを通じて、本来ギャップの大きい政府と市民との間で新たな政治ルートが作りあげられて、暴力などのもつとひどい方法は用いられずに物事が解決できる。汚職は圧力団体の活動と同じく一種の政治的影響力であって、違うのは圧力団体が立法の前にその政治的影響力を行使するのに対して、汚職が立法の後にそれを行行使する、という点だけである。(4)：「折衷的」見解がある<sup>(25)</sup>。それによれば、政治的見解も経済的見解も一面的なものである。政治的見解の場合は、賄賂などの公務員汚職が社会における抽象的価値に基づいてのみ判断され、あま



りにも短絡的に「悪」と決めつけられてしまう。それに対して、経済的見解の場合は、個人選択の合理性にのみ着目するあまりに、汚職の社会に対する影響を完全に無視している。實際上、賄賂などの公務員汚職は個人レベルまたは社会レベルのどちらか一方ではなく、むしろ、その両方から構造的に見るべきであって、具体的には「市民参加の質 (quality of citizen involvement)」、「官僚性または組織性 (bureaucratic or organizational)」、「社会需要に対する法システムの適合性 (congruence of the legal system to social demands) という三つの視点から判断すべきである。そうすると、賄賂などの公務員汚職は二つの側面あるいは二種類があって、積極的面 (positive aspect) ・有益な汚職 (beneficial corruption) があれば、消極的面 (negative aspect) ・有害な汚職 (detrimental corruption) もある、ということは見えてくる。

これまで四つの見解の主な内容を一応見てきた。しかし、この論文では、公務員賄賂の社会的本質を中、米、日という三つの社会に関する比較のなかで検討する、という独自の方法及び目的をもっているので、上述した四つの見解のどちらかに従って論議を展開するのではなく、むしろ、この四つの見解を参考にしながら、第1編での三つの社会に関する比較研究そして第2編での三つの公務員組織の比較研究との関連を通じて、中、米、日それぞれの社会にとっての公務員賄賂の実質を明らかにしたい。冒頭で述べたように、ここでいう「公務員賄賂の実質」は、公務員賄賂がその社会にとって何を意味するのか、その是非をどう判断すべきなのか、という二つのことを指している。しかし、後者に関しては、本書の序章ですでに指摘したように、その判断基準は社会の一部の人々の選択の合理性に寄与するか否か、または、経済開発に有利か否かといった部分的・外来的ものではなく、

あくまでもその社会の人々のすべてにとって「平等」か否か、「法の支配」が実質的に行われるか否かである。このような基準からすれば、人々の間で不平等を生じさせうる、「法の支配」を実質的に妨げうる公務員賄賂のすべてがどの社会にとっても「悪」である。これは公務員賄賂の是非を判断するときの本論文の基本姿勢である。従って、以下各章で公務員賄賂の本質を見るとき、公務員賄賂の是非をどう判断するかを視点とはせずに、ただ公務員賄賂がそれぞれの社会にとって何を意味するかだけを中心に検討を進めていく。

## 註

- (1) W. M. リースマン著・奥平康弘訳『贈収賄の構造』（岩波現代選書、1983）、11頁。
- (2) Tony G. Poveda, *Rethinking White-Collar Crime* (London, 1994), p.79.
- (3) 村井敏邦「日本公務員的賄賂行為及賄賂罪」、中国社会科学院法学研究所編『中日公務員賄賂犯罪研究』（中国社会科学出版社、1995）、11頁。
- (4) 公務員賄賂の実態を見るとき、この点も大事であるが、残念ながら、この点を意識した研究はこれまであまりない。
- (5) Tony G. Poveda, *supra* note 2, p.80.
- (6) Harvey Molotch, *Oil in Santa Barbara and Power in America*, *Sociological Inquiry*, Vol.40, p.125 (1973).

- (7) Harvey Molotch and Marilyn Lester, Accidents, Scandals, and Routines: Resource for Insurgent Methodology, *The Insurgent Sociologist*, Vol. 3, No. 4, p. 1 (1973).
- (8) see, Arnold J. Heidenheimer (ed), *Political Corruption: Readings in Comparative Analysis* (New York, 1970). also see, Arnold J. Heidenheimer (ed), *Political Corruption: A Handbook* (New York, 1989).
- (9) Id, *Political Corruption: Readings in Comparative Analysis*, at 3-9.
- (10) W. M. リースマン、前掲書、124頁。
- (11) W. M. リースマン、前掲書、124頁。
- (12) W. M. リースマン、前掲書、134頁。
- (13) W. M. リースマン、前掲書、155-156頁。
- (14) 村井敏邦「公務員の政治活動と犯罪」、『法律時報』52巻6号、57頁。及び、「日本公務員の賄賂行為及賄賂罪」、中国社会科学院法学研究所、前掲書、9頁。
- (15) see, Marshall B. Clinard and Richard Quinney (ed), *Criminal Behavior Systems: A Typology* (New York, 1973).
- (16) ここでのまとめは主に次の論文に基づく。  
Gerald E. Caiden and Naomi J. Caiden, Administrative Corruption, *Public Administration Review*, Vol. 37, p. 301 (1977).  
Gong, Ting, *The Politics of Corruption in Contemporary China: A Structurationist Analysis*, (UMI Dissertation Services, 1996), p. 2.
- (17) James Q. Wilson, *Corruption: The Shame of the States*, *The Public Interest*, Vol. 2,

p. 28 (1966).

- (<sup>18</sup>) Gerald E. Caiden and Naomi H. Caiden, *supra* note 16, p. 306.
- (<sup>19</sup>) Gerald E. Caiden and Naomi J. Caiden, *supra* note 16.
- (<sup>20</sup>) M. McMullan, A Theory of Corruption, *The Sociological Review*, Vol. 9, p. 181 (1961).
- (<sup>21</sup>) J. Abueva, What Are We in Power? The Sociology of Graft and Corruption, *Philippine Sociological Review*, Vol. 18, p. 203 (1975).
- (<sup>22</sup>) R. D. Tilman, Emergence of Black–Market Bureaucracy: Administration, Development and Corruption in the New States, *Public Administration Review*, Vol. 28, p. 437 (1968).
- (<sup>23</sup>) *Ibid.*
- (<sup>24</sup>) see, J. C. Scott, *Comparative Political Development* (Englewood Cliffs, Prentice Hall, 1972).
- (<sup>25</sup>) Tevfik F. Nas, Albert C. Price, Charles T. Weber, A Policy–Oriented Theory of Corruption, *American Political Science Review*, Vol. 80, p. 107 (1986).

## 第2章

### 「権力至上性の実現」としての中国賄賂

「権力社会」であって、「私」をその公務員組織の特質としている中国社会においては、そこでの賄賂の社会的意義は何よりも「権力至上性の実現」にあるように思われる。それは、公務員賄賂の実態、類型、本質から見出すことができる<sup>(1)</sup>。

#### 第1節 中国における公務員賄賂の実態

中国においては、犯罪についての統計が時々公表されるものの、規範化された継続的統計はまだ発表されていない<sup>(2)</sup>。このような状況のもとでは、公務員賄賂の実態を見るために、すでに公表された統計をできる限り利用するのは勿論、それ以外の方法・視点も必要である。ここでは、「統計上に現れた公務員賄賂の実態」、「公式見解における公務員賄賂の実態」、「民衆の間で伝わる公務員賄賂の実態」という三つの方法・視点から、中国における公務員賄賂の実態を探ろうとする。

##### 一：統計上に現れた公務員賄賂の実態

中国でいう公務員汚職は主に公務員の横領、収賄、公金流用を指しており、特に賄賂事件の増加が著しい。例えば、1980年は刑事事件として立件された賄賂事件の件数が全国で473件にすぎなかったのに対して<sup>(3)</sup>、81年は1306件、82年は4585件、86年8122件、89年は25245件、90年は1月から9月までだけでも18559件にそれぞれなっている<sup>(4)</sup>。91年から93年までの賄賂事件の立件件数は公表されていないが、司法当局の説明によれば、減少する傾向にある。但し、それは、実際に賄賂犯罪が少なくなったからでは決してなく、むしろ、「改革開放を一層進めるためには経済犯罪の取り締まりを緩和せざるを得ない」という論調が党、政府、企業の間で一時的にあって、マスコミもそう宣伝したことで、汚職犯罪は従来のように厳しく摘発できなかつたからである、という<sup>(5)</sup>。しかし、93年後半からその取り締まりが再び強化されるようになった<sup>(6)</sup>。その結果、94年は賄賂事件の立案件数が再び上昇して、1万4797件に達した<sup>(7)</sup>。

公務員賄賂は量的に激増するのみならず、質的にもますます悪化している。85年までは賄賂は主に生活用品などの物であったが、86年以後は金銭が主流と変わり、90年に入ってからには金銭以外に株やその他の利益も賄賂の内容となった<sup>(8)</sup>。86年までは賄賂の金額が1万元（1995年現在、約13万円）に達したケースは極めて稀であったが、87年からは十数万元または数十万元の賄賂事件が現れ、90年代に入ってからには100万元の賄賂事件も珍しくなくなり、93年は経済開発特別区の広東省深圳市で収賄の金額が700万元に及んだ事件が摘発されて、当時の記録を作った<sup>(9)</sup>。そして、1995年に表面化した北京市の高級幹部の汚職事件では、その金額が億単位にもものぼっているといわれ

ている。中国の司法機関は、慣例上、横領または収賄の金額が1万元以上の事件を「大案（重大事件）」、その容疑者の行政ランクが「県長」（日本でいう「県知事」）または「処長」（日本でいう「部長」）以上の事件を「要案（重要事件）」とそれぞれ呼んでいるが、86年は賄賂の「大案・要案」が全国で947件であったのに対して、89年は1305件、90年は4789件となっている<sup>(10)</sup>。横領、賄賂事件に占める「大案・要案」の割合も極めて高いものである。例えば、93年は全国で立件された横領、賄賂事件は3万0877件で、そのうち、金額が1万元以上10万元未満の事件は1万3148件、10万元以上50万元未満の事件は955件、50万元以上100万元未満の事件は77件、100万元以上の事件は57件とそれぞれなっている<sup>(11)</sup>。

賄賂の広がりから見ると、80年代初期までは、収賄者は主に戸籍管理部門、人事管理部門、国有商品流通・販売機関などの公務員であったが、82年からは賄賂の多発領域が金融業、建築業、運輸業に移り、87年頃からは経済改革のホット・ポイントとなった証券市場や不動産業などの新しい領域が同時に賄賂のホット・ポイントにもなった。そして、90年代以来は、賄賂が行政執法部門、司法機関まで広がり、税務職員、会計職員、裁判官、検察官、警察官の収賄事件も目ざましく増えている<sup>(12)</sup>。

## 二：公式見解における公務員賄賂の実態

賄賂などの公務員汚職の状況に関する中国共産党と政府との公式見解は一貫して次のような「枠組み」あるいは「大前提」のなかで述べられる。すなわち、賄賂などの汚職はあくまでも共産党党员・公務員のなかの極めて少数者が行う個別な行為である。共産党党员

・公務員の絶対多数あるいは主流は人民の廉潔な公僕であって、全身全霊で人民に奉仕している<sup>(13)</sup>。しかし、想像もつくように、この「枠組み」または「大前提」は賄賂などの公務員汚職の実態を見た上での、事実に基づいた公式的判断ではなく、むしろ、共産党及び政府の指導を正当化し、それに根拠づけるための単なる「理論的設定」にすぎない。賄賂などの公務員汚職があまり顕在化していなかった時期においては、この「理論的設定」はあまり問題視されなかったが、最近の十数年以来、賄賂などの公務員汚職の激増に直面して、党と政府は、従来の「理論的設定」を維持しようとしながらも、汚職問題の深刻さを自ら認めざるを得なくなっている。

公式見解として最初に賄賂などの公務員汚職問題のひどさを指摘したのは最高実力者の鄧小平氏である。「改革開放」政策が実施されてまだ3年も経っていない1981年後半から、物質の流通段階でのリベートなどの「経済犯罪」がはびこるようになった。それに関して、鄧小平氏は内部会議での発言で次のように述べている。すなわち、「今はどんな情勢にあるのだろうか。対外的には開放、対内的には経済の活性化という二つの面での政策を実施して、まだ1、2年しかたっていないというのに、かなりの幹部がむしばまれている。経済犯罪活動に巻き込まれた者は少数ではなく、かなりの数にのぼっている。犯罪の程度となると、かつての『三反』運動<sup>(14)</sup>や『五反』運動<sup>(15)</sup>の時と比べられないほどひどくなっている。あの頃は、1000元以上汚職したら『小さなトラ』で、1万元となれば『大トラ』といわれたものだが、いまはつかまえてみると大体がひじょうに大きな『トラ』である。新聞のある報道によると、寛大に処理したのが汚職6000円で、懲役15年になったのが汚職5、6万元だったという。いまは、大きな事件が多くて、どれも



悪質だ。汚職にせよ、国の利益損ねたにせよ、とても『万単位』どころではない。個人の犯罪もあれば、集団の犯罪もある。・・・こうした事態を十分に認識しなければならない」<sup>(16)</sup>。この発言以後、いわゆる経済犯罪（横領、賄賂、密輸などの犯罪を指すもので、公務員の汚職犯罪と言い換えてもよい）を追放するキャンペーンが中国共産党及び中央政府を中心に全国規模で展開され、法の改正、集中取り締まりなどが行われた。そのようなキャンペーンを通じて、経済犯罪が一時的に下火になったと、公式的に言われている<sup>(17)</sup>。しかし、84年になると、経済犯罪が再び表面化して、大きな社会問題になった。そこで、第二次ともいえる経済犯罪を追放するためのキャンペーンが85年後半から86年前半にかけて展開された。それを通じて、一定の成果が取められたようであるが<sup>(18)</sup>、88年から「官倒」（役人ブローカ）が流行語になったように、公務員がブローカとなり、あっちこちに転がして、手数料やリベートを取る、という新たな手口での汚職はブームに変わり、89年の「天安門事件」の引き金の一つとなった<sup>(19)</sup>。「天安門事件」直後、指導部は、民心をなだめるために、かつてないほどの厳しい措置で賄賂などの公務員汚職を摘発するためのキャンペーンを展開し、91年まで続けていた。しかし、情勢は決して好転していなかった。92年になると、汚職問題が再び浮かんできた。その実態について、中国共産党の総書記である江沢民は、1993年8月には「党と国家機関の中には確かに腐敗現象が存在し、ある部面ではなお広がり、蔓延しつつある。党の主流が健全であることは否定できないが、同時に腐敗現象のひどさと危険も低く見ることはできない」と指摘し<sup>(20)</sup>、そして、94年3月には「腐敗現象がすでに社会生活の各領域にまで浸透しており、特に我が党及び政府の機関・幹部層まで侵蝕している。職権を利用して、私利をはかったり、

法を曲げたり、賄賂を強要、収受したりするような犯罪行為は驚くほどに達している」と繰り返して警告した<sup>(21)</sup>。また、汚職事件の捜査、起訴を具体的に担当する最高人民検察院の副検察長である梁国慶は1993年8月に汚職事件の捜査状況についての記者会見で汚職の事態に関して次のように述べている。すなわち、「現在、横領や賄賂などの腐敗現象は建国以来のどの時期に比べてもはるかにひどい。それはあたかも伝染病のように共産党内に蔓延し、国家機関内に蔓延し、政治、経済、思想、文化などの社会生活のあらゆる分野に蔓延している」という<sup>(22)</sup>。

### 三：民間で伝わる公務員賄賂の実態

賄賂などの公務員汚職犯罪は決して「被害者なき犯罪」ではなく、その最大の被害者が一般民衆であって、彼らこそ汚職の実態を最も実感できる存在である。中国の場合、彼らは統計といったような手段をもたないが、「噂」や「諺」などの方法を通じて、汚職の実態を描き、それに対する怒りを表すのである。最近の汚職に関して、次のような「噂」や「諺」が流行している<sup>(23)</sup>。「昔は、黒い髪から白い毛を抜いたが、いまは、白い髪から黒い毛を抜く」（「過去是從黒毛中找白毛、現在是從白毛中找黒毛」、言い換えれば、過去は皆廉潔な公務員であって、その中から汚職者を探すが、いまは殆どが汚職者であって、その中から廉潔者を選ぶ）。「賄賂は一級ずつ上一級へ上って、北京中央に至る。公金で飲んだり食ったりするのが一層一つずつ下って、農業をやっている農民のまでで」（「送礼行賄、一級送一級、一直送到中央去；公款吃喝、一層吃一層、一直種地的」）。「昔は略奪者が山の中にいったが、いまは、村の中にいる」（「過去土匪在山上、現在土匪在郷

里」)。 「大いに飲んだり食べたりする奴は反腐敗の報告を行い、すこし飲んだり食べたりする奴は自己反省を行い、全然飲んだり食べたりしない奴は反腐敗の教育を受ける」 (「大吃大喝作報告, 小吃小喝作检讨, 不吃不喝受教育」)。 「幹部の兄弟姉妹である奴は大金持ちになり、税を逃したりごまかしたりする奴は一晩で金持ちになり、まともでない奴は万元戸になり、まじめに仕事をする奴は困難戸になる」 (幹部子弟大富戸、偷税漏税暴発戸、不三不四万元戸、勤勤懇懇困難戸)。

文学などの民間書物の中でも賄賂などの公務員汚職の実態を暴いたものは少なくない。例えば、汚職事件を集めて分析を行ったあるルポ作家が次のように汚職の実態を描いている。「二十世紀八十年代の中国においては、一部の国家幹部の横領、賄賂などの汚職現象は、すでに、陰でこそこそとやることから公然と大胆にやるように、少量の賄賂を偶発的に受け取ることから大金額を継続的に強要するように、その場当たりの賄賂を収受することから事ごとに漏れなく賄賂を強要するように、なっている」<sup>(24)</sup>。「賄賂などの汚職に対する捜査、起訴を担当しているある直轄市の人民検察院検察長は次のように指摘している、『言っても決して過言とならないのは、今日の中国では、全然腐敗汚職に汚されず横領賄賂の犯罪者がいないという部門、領域、業界はもはや存在していない、ということである』」<sup>(25)</sup>。「湖南省桂陽県当局が1989年12月に21名の建築下請け業の責任者を対象に、『反横領反賄賂学習会』を行ったところ、21名の責任者ののすべてに贈賄した経験があり、彼らの結論としては「建築業の下請け者の中に贈賄していない者は一人もいない。建築業を管轄する国家機関の公務員の中に収賄していない者も一人もいない、という。……それぞれの業界において公開的な「賄賂相場」がすでに形成されてお

り、その業界にいる人々の誰でも知っている。例えば、建設業の「賄賂相場」は全国統一したもので、担当するプロジェクト総費用の1%ないし2.5%が贈賄に使われる<sup>(26)</sup>。

## 第2節 中国における公務員賄賂の類型

この編の序で示したように、本論文では、公務員賄賂も他の社会現象と同じく社会制度（社会体制）と社会特質（社会類型）との混合体・総合体であるとして、この二つの側面のダイナミック的關係の中から公務員賄賂の類型化をはかろうとするのである。すでに検討したように、中国社会は、社会体制から見れば、依然として「社会主義」であるが、同時に、社会特質から見れば、「権力社会」である。従って、中国における公務員賄賂はおよそ次の四つの類型に分類することができる<sup>(27)</sup>。

### 一：古典型賄賂

「古典型賄賂」が最も原始的で、社会の各歴史段階そして各社会に共通して存在するものであって、国家権力が「権力」として国民の「上」で存在することだけでも、その発生の必要性や可能性が満たされる。その中では、贈賄側は、特定の事項をめぐって、権力者に不正な判断をして不当な利益をはかってもらうために、または、通常的判断をして正当な権益を実現させてもらうために賄賂を贈る。これに対して、収賄者は自らのもつ権力の実現（役得）として、そして、公的権力を「私物化・物質化」にするための手段の一つと

して、賄賂を受受する。但し、古典型賄賂の場合、賄賂関係はあくまでも原始的で単純な構図の中で行われるもので、殆どどのとき、賄賂は、ある具体的事柄をめぐって「一」対「一」で授受され、「一回」ですべて終わる。賄賂の内容とされるものも大体物か金銭であって、その規模・金額も相対的に小さいものにとどまる。

中国における公務員賄賂の一部がこういう古典型賄賂に分類できるであろう。特に、1990年代に入って以来増えつつある警察官、検察官、裁判官などの司法人員による賄賂事件の多くがこういう古典型賄賂に属するといえよう。その例の一つとして次の事件があげられる。被告人李某は、大学卒業後、将来の高級幹部の候補者の一人として育てられて、まだ三十代であるにもかかわらず、早々と湖北省高級人民法院第一刑事裁判庭（日本の刑事裁判部にあたる）の庭長に任命された。1993年のある日、庭長である李は、第一審で死刑判決を受けた後、高級人民法院第一刑事裁判庭の審理対象になった被告人の家族から面会を求められて、李はそれに応じた。その場で、被告人の家族は李に1万元を渡して、「死刑を二年猶予付きの死刑にしてくれ」と頼んだ。李は「大丈夫です」と言って、1万元を受け取った。しかし、後になって、死刑にするか否かに関して関係者による投票を行った結果、死刑の判決がそのまま維持されるようになった<sup>(28)</sup>。そこで、1万元を渡した被告人の家族は「李が約束を守らなかった」として李を告発した。李は収賄罪として逮捕、起訴されて、第一審で有罪の判決を受けた<sup>(28)</sup>。

## 二：権力社会的古典型賄賂

これは、「権利代価型賄賂」と言い換えてもよく、すなわち、贈賄者が公務員にその負

う責務を果たして自分の正当な権利を実現させてもらうためにある程度やむをえず行われる賄賂である。このような賄賂は、「権力社会」であって、「私」をその公務員組織の本質としている中国における公務員賄賂の本質を最も集中的に反映していて、中国式の公務員賄賂の典型の一つと言える。

「権利代価型賄賂」においては、自分の権利を実現するためには公務員の責務履行が不可欠であることと、公務員個人に何らかの私的利益を贈らないとその責務を履行してもらえないこととは、贈賄側にとっての贈賄の「事情」である。公的責務の履行を通じて私的欲望を満たそうとすることと、そうしようとすればそれができるとは、収賄側である公務員が賄賂を引き起こすための「事情」である。さらに、贈賄者は公務員個人に私利を提供すること以外にはその責務を履行させて自分の権利を実現する方法がないことと、公務員はその責務を履行するかどうか、いつまたどのように履行するかを恣意的に決められることとは、「権利代価型賄賂」を引き起こすための条件である。

収賄者たる公務員が賄賂を強要することはこの「権利代価型賄賂」の最も大きな特徴である。そのような強要には明示的な方法もあれば、いろいろな口実を作ってなかなか責務を履行しなかったり、相手を困らせたりすることで賄賂の提供を暗示する方法もある。また、個々の公務員個人でそのような強要を行う場合があれば、何人かの公務員が一生になって強要する場合もある。ひどいばあいは、公務員個人でなく国家機関という組織の名義で強要することもよくある。逆に、強要される相手には個人・私的組織のみならず、国営企業や社会团体や下級国家機関などのいろいろな公的組織も含まれる。例えば、北京にある某中学校が校内の給水を確保するよう地元の公共用水局に頼んだところ、「校内の給水

を確保するかわりに、何人かの職員の子供を試験なしで進学させてくれ」と要求されたが、それを拒否したら、その翌日から校内の水道が止められた、というケースがあった。また、ある飲食業経営者は唐山市のある町で新しい店を開いたところ、地元の税務局、衛生局、工商管理局、エネルギー管理局、供水局、電気局といったお役所の職員は絶えず親戚や親友を連れてきて、無料招待の強要を繰り返した。営業主は最初に我慢してそれに応じていた。しかし、あまりにも長く続いていたので、後になって拒否することにしたが、その途端、「衛生上の問題がある」とか、「治安にはよくない」とか、「営業には不適格である」といった理由で営業停止を宣告されたり、無断で水道や電気や石炭などの供給が止められたりするような羽目になった<sup>(29)</sup>。

「権利代価型賄賂」の内容には金銭もあれば非金銭的なものもある。また、金銭の場合、金額が大きなきがあれば、小さいときもある。但し、賄賂犯罪として摘発されまたは公表されたのは、賄賂の内容が金銭的なもので、しかも、その金額があまりにも大きくて、もはや放置できなくなったような事件に限られており、賄賂の内容が非金銭的なものか、あるいは、金銭的なものであってもその額が小さい、というような「権利代価型賄賂」は数多く存在しているにも関わらず、ほとんど放置されている<sup>(30)</sup>。

この「権利代価型賄賂」の典型として次の事件があげられよう<sup>(31)</sup>。朱某及びその妻の李某は「文化大革命」中、所持の株及び名画などが不法に没収され、子供や親戚も多くの被害を受けた。後になって、中国共産党及び中央政府はそのような事件が冤罪であって、その是正をはかろう、という指針を全国に出した。それを受けて、朱の妻（朱本人がすでに死亡）は、1975年から再三にわたって、杭州市文化局局长及び西泠印刷会社副社長

で、「政策是正」の責任者でもある孫某に、名誉を回復し、没収された株及びその利息そして名画を返還して、「政策」を「是正」するように、願っていた。しかし、孫某はその正当な要求に素直に応じるどころか、「冤罪の問題を解決し、政策を是正してもらいたければ、現に所持している何人の名画及び清朝の扇子を贈ってくれ」と朱某の妻に「政策是正の代価」として名画や昔の扇子などの貴重品を要求した。それに対して、朱の妻は「名誉及び子供の将来のためにやむを得ずに」、孫某にそのほしがっている名画や扇子などを提供した。孫は1982年3月逮捕されるまで同じ手口でほかの数人からも賄賂の強要を繰り返していた。1982年6月、杭州市中級人民法院は孫を「収賄罪」で4年の有期懲役刑に処した。

### 三：権力社会的社会主義型賄賂

これはいわば「極端化された社会主義型賄賂」と見なしてもよい。

すでに検討したように、権力社会である中国においては、そこでの社会主義はあくまでも「権力社会的社会主義」で、それはおよそ次の三つの特色がある。まず、中国の国家権力は、他の社会主義国と同じように公有財産の所有権そしてそれに基づく経済の計画権をもっているが、他の社会主義国と違って、公有財産に対する所有または経済に対する計画は国家機関という組織で法規・法令を通じてではなく、公務員個人という形でその裁量を通じて恣意的にそれを行う場合が極めて多く、国家公民は莫大な裁量権を常に手に入れている。次に、膨大な裁量権をもつ中国の公務員は、その裁量権の行使にあたって、外部からの牽制・チェックをほとんど受けないのは勿論、公務員組織内部においても、個々の公



務員が「私」的原理で人格的に統合されているので、組織体としての内部的牽制・チェックも受けない。最後に、典型的社会主義の場合、公務員は僅かな消費品及び公有財産に対する「公」の名義での使用权・享受権を除けば、「私」的なものをもたない。しかし、中国の場合は、特に近年になって展開されている市場経済化により、消費品及び公有財産の使用权・享受権のほかに、生産手段などの「私有」が認められるようになり、社会のあらゆるレベルで「公」と「私」との二つの部分ができている。それより、公務員は「公」の中でしか行動できないという従来の状態が変わり、「公」と「私」とを結びつくことが可能にも必要的にもなっている。

このように三つの特色を示している中国では、社会主義型賄賂の極端化したものとして「権力社会的社会主義型賄賂」というもう一種の賄賂が登場している。そして、その主な特徴が次の三つの側面において現れている。

(1) 賄賂が「権力関係網の接着剤」となっている。すなわち、膨大な裁量権をもつ公務員は、「私」的に統合されていて、「私」的な権力関係網こそ彼らにとって実質的な意義をもっているので、そのような権力網を作り、それを維持することは何よりも大切である。権力関係網を作り、それを維持するにはいろいろな方法があるが、賄賂がその最も重要な方法の一つとして用いられる。ほとんどの公務員は公有財産・公的利益を裁量的に掌握、管理できるので、個人財産・私的利益からではなく、管理する公有財産・公的利益から一部分を引き出して上司または同士に提供することがいつでも可能である。また、部下と上司との間で、また、公務員同士の間に常に「公」的關係が存在しており、「公」的往来が常に行われているので、そのような贈物・利益提供が「公」という名目で行われるのはい

つでも簡単にできる。

(2) 賄賂が「公私転換」の手段となっている。すなわち、あらゆる賄賂行為は、究極的に見れば、公的利益を犠牲にして私的利益を獲得するという「公私交換」の性格をもつといえる。しかし、「権力社会的社会主義賄賂」の場合、賄賂行為の直接的なねらいは「公」と「私」との「交換」ではなく、「公」を「私」へ転換させること（「公私転換」）である。すでに指摘したように、中国の公務員は消費品や公有財産・公的利益に対する使用权・享有権を超えた「私的所有」を認められて、「公」と「私」とを結びつけることが可能となっている。そして、公務員であることは、彼らが公有財産・公的利益に対して膨大な裁量権を有することと、そのような裁量権の行使が常に「公」という名義のもとで行われなければならないことを意味する。そこで、公務員にとっては、「私」を自分のもつ管理権、裁量権で満たそうとするときは、いかにその「公」の名義を取り除いて私的性格を被らせるか（「公私転換」）が最大のポイントとなる。従来、そのような「公私転換」の方法として使われてきたのは書類偽造などによる公有財産の横領であったが、「横領」という方法には、横領できるのは公有財産を直接に掌握している公務員のみであるという限界と、横領の方法があまりにも露骨であって摘発されやすいという限界とがある。そこで、近年では、「公私転換」のより妙な方法として賄賂が使われるようになった。すなわち、公有財産・公的利益の管理権・裁量権をもっている別々の国家機関または国営企業の公務員は、事前に談合して、それぞれの国家機関または国営企業の名義で互いに「合法的商品交換」を行い、あるいは、他の経済往来関係を結ぶ。そのような産品交換または経済往来関係が完了した後は、双方の公務員は、互いに自分の所属する国家機関または国営企業の

公的資金から「感謝料」や「手数料」や「苦勞費」といった名目で相手の公務員個人に金銭を支払う。その場合、双方の公務員は公的名義で経済活動を行ったし、もらった金銭も自分の直接管轄する公有財産から引き出したものでもないから、双方の活動は一見すれば賄賂でもなければ横領でもなく合法的なもののように見える。しかし、そのような「正常な経済活動」の背後には公有財産・公的利益を個人のものに転換させるという真の目的が隠されており、「正常な経済活動」が完了されるにつれて一部の公有財産が必ず公務員個人のものに転換されてしまう。

(3) 賄賂が「集团的」になっている。すなわち、賄賂が「権力関係網の接着剤」として、「公」対「公」という形で、「互惠的」に行われうるので、その当事者は一人か二人の公務員でありえず、往々して多人数ないし組織そのものに及ぶ。組織と組織の間で集团的に行われる贈収賄行為が今日の中国において極めて多発しており、中国における公務員賄賂の重要な特色の一つとなっている<sup>(32)</sup>。

なお、「権力社会的社会主義型賄賂」の典型の一つとして国務院鉄道部（鉄道運輸省）運輸局による一連の汚職事件があげられる<sup>(33)</sup>。

中国では、鉄道が主な運輸手段であって、経済活動にとって極めて重要な存在である。しかし、建国以後、特に、「改革開放」政策が実施されて以来、鉄道運輸が需要に応じられず、需要の六割しか満たせない状態にある。物を運んでもらえるかは経済活動が続けられるのか、成功できるのかを左右する重要な要素の一つである。従って、皆が争って鉄道運輸の確保に走る。中国の鉄道のすべてが国営であり、列車がいつ、どこで、何を運ぶか

は国の方が決める。そのような決定権をもっているのは鉄道部運輸局及びその地方分局である。長い間で、この運輸局を舞台に大規模の汚職が繰り返されていた。

鉄道部次官の羅某、運輸局長の徐某、同副局長胡某などの幹部個人または運輸局は1986年から管轄下にある鄭州鉄道局から大量の金、冷蔵庫、カメラ、ビデオ、高級ベットなどをもらった。そのかわりに、他の分局に配備する予定となっている列車を鄭州鉄道局に割り当てたなどの便利をはかってあげた。

1987年夏、山西省陽泉地方が干ばつに見舞われた。被害を受けた住民を援助するために、中央政府は1000万トンの石炭を外へ運び出すよう鉄道部運輸局に指示を出した。運輸局はこの指示を受けて、石炭の運輸を引き受けた陽泉石炭運輸会社に特別な車両を割り当てた上で、毎トンにつき2元の「労務費」を出してくれという条件をつけた。それを受けて、陽泉石炭運輸会社が1988年度だけでも運輸局の下部組織である「鉄道科学研究運輸所」の口座に六万元を振り込んで、「鉄道科学研究運輸所」の責任者はこの金を密かに運輸局長の徐に渡った。徐は運輸局の関係者に「ボーナス」という名義で配った。その後、陽泉石炭運輸会社が「運輸局に感謝するために」徐などの責任者個人にカメラなどを贈った。

1988年、上海の石黄電気工場は、大型の設備を運んだとき「鉄道科学研究車両所」に手伝ってもらった。そのかわり、7万元の費用を当該研究所に支払ったが、運輸局が強制的にその中から3万元を「リベート」として東北にある音像会社の口座に入金させて、1ヶ月を経ってから、それを引き出して、組織の名義で運輸局の関係者に配った。

勿論、運輸局の汚職行為は上記の三つに尽きるわけでは決してない。監察機関と検察機

関の調査によれば、1980年代以来、運輸局は、客または下部組織から、「大型設備運輸費」、「労務費」、「技術諮問費」などの名目で収受あるいは強要した現金及び財物が合わせて約73万元にも達し、1987年10月から89年4月までの1年半の間だけでも、組織の名義で運輸局の関係者個人に配った金が11万元あまりであった。

#### 四：混合型賄賂

これは、いわば、「権力社会」という中国社会の特殊性と、今の中国で見られる市場経済化（権力社会と自由経済）との混合から、その矛盾の現れとして、引き起こされる一種の新しい型の賄賂である。

1980年以来、中国が「改革開放」政策を実施してきているが、そのような政策の実施により、かつての中国ではなかった局面が現にできている。

体制レベルから見れば、共産党の独裁を核心とした従来の中国社会主义政治制度が「改革開放」実施後も殆ど変わらずに維持されているが、「公有制」と「計画経済」とを核心とした従来の中国社会主义经济制度は「改革開放」のなかで大いに変貌している。所有制は、生産手段のあらゆる私有を完全に排除した従来の単一的「公有制」から「公有制」と「私有制」との混合という二重的（ないし多重の）所有制に変わった。それに伴って、经济管理体制も、あらゆる経済活動を計画に従って行わなければならないという従来の絶対的「計画経済」から「計画経済」と「市場経済」との混合に変わった。この変化は公務員賄賂にとって「画期的」意味合いをもっている。すなわち、「私有制」と「公有制」との混合そして「市場経済」と「計画経済」との混合は、同時に、資本主義体制における賄賂

の可能性、必要性と社会主義体制における賄賂の可能性、必要性との結合でもあり、中国社会に純粋な資本主義社会または純粋な社会主義社会より「二倍以上」の賄賂の可能性、必要性をもたらしている。というのは次の二つのことがあげられるからである。

第一に、そのような変化により、同じ中国で二つの経済制度、経済領域ができていて、この二つのものは本質上性格の違ったもので、互いに矛盾するものである。中国では二つのものを同時に取り入れられているが、その矛盾を必ずしも解決できているわけではない。そのような矛盾の存在は賄賂を大いに誘発している。例えば、1980年代まで、鉄鋼は重要な生産材料としてその価格を経済計画に従って全国範囲で一律的に定められた。しかし、「市場経済」の導入により、80年代以後は、一部の鉄鋼の流通が経済計画から外されて、市場に任せるようになったにつれて、同じ鉄鋼はその価格が「計画価格」と「市場価格」との二つに分けられた。「計画価格」が極めてやすいのに対して、「市場価格」はかなり高いので、「計画価格」で鉄鋼を入手して、「市場価格」で売れば、簡単に儲かる。そこで、「計画価格」で鉄鋼を入手するために、鉄鋼工場の幹部に賄賂を贈る行為がきわめて盛んである。

第二に、従来のような強い権力をもつ公務員は、「私有制」・「市場経済」の導入より、従来のように、「公」という枠組みでの行動しかできず、公有財産の使用などの特権こそもつものの、それをどのような場合でも「私」的のものには変えられない、という制約から「解放」されて、「私」的「客」を権力の相手にすることができるのみならず、「名目」さえつければ、一つの身体で二つの身分を有して、公務員であると同時に「私有制」の所有者及び市場経済の当事者でもありうるようになっている。他方、「公有制」が依然とし

て国民経済の中心であり、「計画経済」が一定の範囲で従来のように実施されているので、「私有制」の所有者・「市場経済」の当事者は、「公有制」企業などの下請けとしてそれを「食っている」場合が多くて、「計画経済」に強く依存しており、「公有制」企業の態度、国の経済政策によってその当事者の運命を大いに左右されている。ここにも公務員賄賂の土壌が大いに存在している。

社会レベルから見れば、中国社会は今だに「権力社会」にとどまっている。もとより、このような社会は当事者の自由意思、相互平等を条件とする市場経済とはあまり相容れない性格・要素がある。それに加えて、今の中国における「市場経済化」は、自然発生的なものではなく、むしろ、国家権力によって公務員の手を通じて「人工的」に進められているものであって、いわば「国家権力主導型の市場経済」である。「権力社会」の中国でのこのような「市場経済化」は、権力社会と自由経済との、権力主導と市場経済との二重矛盾を常に伴っている。それも公務員賄賂を他の社会より二倍以上に必要かつ可能とならしめている。例えば、「計画経済」の時代においては、金融機関の職員は公務員ではあったが、その仕事のすべてが国家の経済計画に従ってその事務をこなすことにすぎず、「権限」といえるものはほとんどなかった。しかし、「市場経済」の導入により、金融機関が国家機関で、その職員が公務員であることには何の変化もないのに、市場経済を進めるための直接的な機関として、融資などの大きな裁量権を手に入れた。このような変化に伴って、従来せいぜい事務員と見なされていた金融機関の公務員は一転して大きな権限をもつ存在と変わった。そこで、その一部が融資権を武器にその客から賄賂を強要する事件は1980年代以来多発している<sup>(34)</sup>。

「混合型賄賂」は今日の中国社会の現状と最も密接に関わる現象であって、今日の中国で発生している公務員賄賂の殆どがこの「混合型賄賂」に属するといえよう。そしてこの類型の賄賂の一つとして次の事件があげられよう<sup>(35)</sup>。

天津市の近くに「大港油田」という中国有数の石油産地がある。従来、そこでとられた石油がすべて国家経済計画に従って各地方に割り当てられていたが、「改革開放」以後、「大港油田」自身が一部の石油を自由に支配できるようになった。被告人杜某は「大港油田」の党の副書記、同規律検査委員会の書記、同経済犯罪打撃指導委员会主任であって、地元ではいわば汚職を取り締まるための最高責任者であった。この彼が、1982年5月にある個人経営の流通会社の社長と知り合い、6月に同社長から「石油を計画価格で割り当ててくれれば、テレビを贈る」という話を持ち上げられたら、「やります」とすぐ応じた。その後、二回にわたって、社長に合計30トンの石油を毎トン650元という「計画価格」で割り当てるという決定を出した。それを受けて、その社長はこの30トンの石油を毎トン1200元の市場価格ですぐ北京などにある国営企業に売って、1万元以上設けた。その一部でテレビ、冷蔵庫などを買って、被告人に贈った。

### 第3節 中国における公務員賄賂の本質

中国の公式の見解の中では、公務員賄賂問題の深刻さが度々指摘されるが、その本質に関しては、逆に、次のような「タブー」ともいべきものが一貫して堅持されている。す



なわち、公務員賄賂はあくまでも個別的な現象にすぎず、その起因が主に個々の公務員個人の意志の墮落にある。そして、そのような墮落をもたらしたのは旧中国社会から残ってきた封建的思想・道徳観、そして、現代資本主義国から伝わってきているブルジョア的習慣・思想・道徳観である。賄賂行為の裏にあるのは、主に伝来的あるいは外来的悪影響を受けてしまった公務員個人の問題であって、体制や政策や社会などの問題ではない、という<sup>(36)</sup>。公務員賄賂に対する中国政府の対応はまさにこのような見解の上に立っており、公務員賄賂に対する刑事規制もこの見解に根拠を置いている。しかし、このような見解は、現に発生している公務員賄賂に対する分析に基づいて得られた結論というより、むしろ、共産党とその政府の存立の正当性となっている「中国社会主義イデオロギー」（その内容の一つは、共産党及びその政府は、過去のものとも他の国のものとも違って、人民の党・政権であるので、腐敗には本質的に無縁である、ということである）から派生したものである。そのために、それ自身もまたイデオロギー的なもので、中国社会における公務員賄賂の本質を到底反映していない。

中国における公務員賄賂は、この論文でのこれまでの研究ですでに示されたように、単に伝来的及び外来的影響による公務員個人の道徳的問題としては決して片づけられず、むしろ、「権力社会」という中国社会の性格、そして、「私」という中国公務員組織の性格から起因する、次のような深刻な本質を有するのである。

#### 一：「権力から金へ」の賄賂

中国における賄賂の本質の一つは「権力から金へ」というべきであろう。

かつて、A・トクヴィルはこう指摘している。つまり、貴族政治においては財産が権力を買うが、民主政治においては権力が財産を築く、という<sup>(37)</sup>。實際上、事実がその通りかどうかはさておき、財産と権力との交換関係に二つのタイプがあることがその分析から一応読み取れよう。一つは金などの有価物をもって国家権力を得るというもので、今一つは国家権力をもって金などの有価物を得るというものである。この二つの間では質的差が存在しており、前者の場合、当該社会において、国家権力というものが相対的・第二次的な存在であって、金銭などの有価物が絶対的・第一次的な存在である。金銭さえあれば、国家権力も得られる。金銭などが売り手で、金銭の市場・楽園がそこで存在してある。このような交換関係は「金から権力へ」の賄賂と呼ぶことにする。これに対して、後者の場合は、当該社会において、国家権力というものが絶対的・第一次的な存在であって、国家権力があってこそ、金銭などの有価物を得られる。国家権力が売り手で、国家権力の市場・楽園がそこで存在してある。このような交換関係は「権力から金へ」の賄賂と呼ぶことにする。

前の節では「権力社会」の中国における公務員賄賂を「古典型賄賂」、「権利代価型賄賂」、「権力社会的社会主義型賄賂」、「混合型賄賂」という四つの類型に分けているが、その四つの類型の賄賂が互いに異なった構図を呈しているにもかかわらず、根底で流れている共通したものがある。すなわち、いずれの賄賂類型においても、国家権力が金銭などの私利を得るための既存的・先決的条件、その出発点として、賄賂関係の成立、遂行にあたって終始主導的な役割を果たしている。それに対して、金銭などは往々して国家権力を通じて達成しようとされる目標の一つであって、国家権力にその「運命」を大いに左右さ

れている。従って、極めて稀な場合を除けば、中国における公務員賄賂のほとんどが「権力から金へ」に属しており、「権力から金へ」というのは中国における公務員賄賂の最も重要な本質の一つといえる。

## 二：「社会的賄賂」

中国における賄賂の本質のもう一つは「社会的なもの」というべきであろう。

「権力社会」としての中国社会はあまりにも権力による一元的なものであって、そこで賄賂を引き起こすのは社会の一部の機構・制度あるいはその相互関連より、社会そのもの・社会のすべてである。賄賂が部分的機構・制度による個別的で一時的なものより、社会全体から必然的に発生している普遍的で恒常的現象である。そして、その社会的原因と個人的原因との割合という視点からすれば、社会的原因の方が恒常的で主たるものであるのに対して、個人的原因の方が偶然的で副次的なものである。なぜそう言えるのであろうか。

すでに、第1編第1章で見たように、「権力社会」としての中国においては、権力が社会の中心である故に、権力の拡大があらゆる社会領域に及んでいる。国家権力と経済との関係においては、国家権力が経済を全面的に把握しており、経済は国家権力の従属的なものにすぎない。市民社会と経済との関係においては、市民が国家権力を通さずには直接に経済と結び、独立した経済権をもちえない。市民社会と国家権力との関係においては、市民社会が政治化・国家化されており、個々の市民は国家権力に強く従属している。このような社会のもとでは、政治、経済、文化などは理論上の分析概念として成立するものの、實際上完全に独立した社会領域としては存在しておらず、存在しているのは国家権力のみ

である。そのような国家権力は社会における「絶対的・第一次的」力として、政治権、経済権、文化権などのあらゆるものを一身に集め、社会の隅から隅まで浸透し、民衆の生、死、衣、食、住、行などのあらゆることをその管理の対象としている。また、権力が中国社会の中心であることは、単に「権力の拡大・官僚機構の膨張」という「量的現象」のみならず、権力の担い手たる公務員のあらゆる社会生活・社会領域における「至上性」という「質的要求」をも意味する。すなわち、権力は、社会の政治領域の中心だけではなく、必ず経済などの他の社会領域の中心でもなければならぬと同様に、その担い手たる公務員も政治生活のみならず、経済などの他の社会生活における「至上性」をもたなければならない。「官になって財を儲ける」（「做官発財」）という言葉があるように、「官になること」と「財を儲けること」とがいつも一緒に、「官になること」が「財を儲けるための」前提・出発点である<sup>(38)</sup>。ところが、一つの政権は、量的に絶えずに膨張し続ける公務員に政治生活上の「至上性」を与えることが容易ではあるが、経済などの他の社会生活における公務員の「至上性」を公的に与え、維持することは財政などの制限でほぼ不可能である。そこで、公務員はそのような「至上性」を追求、維持するためには非公式的方法を通じて非財政的なところで「財を儲けよう」とする（賄賂などの汚職行為に走る）。事実上、中国の各王朝の「官」は「官」にとどまることが少なく、その殆どが「官」になってから、必ず商人、高利貸屋、地主にも変身する<sup>(39)</sup>。

このように、「権力社会」という中国社会の特質がまず社会的に公務員賄賂をもたらしている。理論上、そのような社会においては、社会には無理があつて、公務員賄賂を抑制すると期待できるのは権力自身しかないが、しかし、第2編第2章で明らかにしたように、

中国の公務員組織は「私」的なものであって、そのような公務員組織は賄賂などの公務員の汚職を抑制するどころか、次の二つの点でそれを促しさえする。一つは、公務員組織は個々の公務員の経済などの面での「至上性」を給料などの公式的方法で満足させることができないものの、その補いとして経済的「至上性」につながる他の多くの非公式的特権を「官」に与える。このような特権には往々して賄賂をもらうことが含まれる。ということである。もう一つは、このような公務員組織の内部関係においては、「私的・人格的」なものはあくまでも第一次的であるのに対して、「公的・組織的」なものが常に第二次的であるので、「公的・組織的」な「廉」より「私的・人格的」な「忠」の方が重要となる。そのために、「忠」でさえあればいくら「不潔」でもよい、または、「忠」を示すために賄賂を贈る、といった風潮が氾濫して、賄賂行為が公務員組織の内部状況で大いに拍車をかけられる、ということである。

### 三：「政策的賄賂」

中国における賄賂のさらなる本質は「政策的賄賂」というべきであろう。

中国の歴史は同時に汚職賄賂の歴史でもある、という指摘があるが<sup>(40)</sup>、このような歴史に一応終止符を打ったといえるのは1949年建国から1978年「改革開放」までの中国（いわば「伝統的社會主義時代」）であろう。その時代においては、「特権型賄賂」こそ多かったものの、賄賂の普遍さとその規模の大きさからすれば、それまでの賄賂状況あるいは今日の賄賂現状とは比較にはならないものであった。そのために、一部の人々、特に「改革開放」に消極的態度をもっている人間はその時代の「よさ」をいまでも大いに

懐かしがっている<sup>(41)</sup>。

しかし、「伝統的社會主義時代」において、賄賂が少なかったのは、今日で賄賂をもたらす根本的原因である「権力の中心性」が変えられたからでは決してなく、むしろ、それはかつてないほど名実ともに「満たされた」からである。すでに、第1編第1章で明らかにしたように、当時の中国では、事実上「國家所有制」である「公有制」という所有制度と「計画經濟」という經濟管理制度の徹底的実施により、經濟が完全に國家権力の一部、そして、公務員の管理事項の一部と化してしまったことで、國家権力以外のところでは經濟が存在せず、公務員と非公務員との間では貧富の差（特に非公務員が公務員より富裕であるという事態）が生じる余地はなかったし、すべての公務員のあらゆる行動が「公」という名義で行われなければならないので、公務員の間でも大きな貧富の差はありえなかった。このような物質的な平等のもとでは、国から定期的に給料をもらい、時々特別な配給を享受するのが公務員個人にとっても他の人々にとってもすでに經濟的「特權」の意義をもつものであって、それだけでも、公務員としての經濟的「至上性」が十分に満たされる。そのうえ、当時の中国は「政治社會」であって、人々の社會地位がその政治地位で決められ、それによって示されていた<sup>(42)</sup>。そのような背景では、公務員がほとんどの場合共産黨員でもあるので、人々は、公務員であることだけでも、一種の社會的「特權」・「優越性」をもつこととなり、それに伴って、配下の人々の政治態度を判定したり、その職場を動かしたりすることができるようになる。公務員は、たとえ經濟的優越性をもたなくても、その政治的そして社會的「至上性」が満たされる。さらに、当時のイデオロギー及び政策の基本はあくまでも平等の提唱にあり、人々の間で平等さえ保てば貧乏であっても仕方がな

いというほどであった。公務員に対する倫理的要求の中でも「特殊化せずに平等で人民と接せよ」や「質素で人民に奉仕せよ」といったものが基本であった。このようなイデオロギー・理念のもとでは、公務員が物質的に「貧乏」であればあるほどイメージ向上につながるし、精神的「最優越感」を得られる。それによって、その物質的意欲がある程度抑えられる。

ところが、「改革開放」時代に入ると、情勢が一変した。「改革開放」政策は社会の「平等」ではなく、あくまでも経済自体の活性化とそれによる社会の生産量全体の増大を第一的目標としている。それを実現するために、「私有制」が部分的に認められ、「市場経済」も導入された。その結果として、公務員の管理下にある「公有制」、「計画経済」以外のところで「私有制」・「市場経済」という新たな経済領域が形成、存在するようになり、しかも、「私有制」の所有者・「市場経済」の当事者は多くの場合先にはるかに豊かになっている。例えば、1993年現在、閣僚級の上海市長が毎月もらう給料は6500元である。これに対して、ある省の個人経営者の同時期の平均年収が1万1500元、私営企業主は1万2500元であって、閣僚級公務員の約一・五倍にも達している<sup>(43)</sup>。この例でも分かるように、「改革開放」以後、公務員と非公務員の一部との間では経済的差が生じており、公務員は経済面においてもはや「至上性」を持てなくなったわけである。それと同様に、「改革開放」政策の実施により、中国が「政治社会」から「経済社会」に変わった。その結果として、政治を崇拝するような状況がなくなり、かわりに、経済でものをいうようになった。人々はいくら共産党員・公務員であっても、経済的に貧しければ、

何の社会的「特権」・「優越性」を持ってこない。公務員は政治による社会的「至上性」をも失いつつある。さらに、「平等」を重んじる従来のイデオロギーとは違って、「改革開放」以後のイデオロギーの基本は「一部の人間が先に豊かになれ」ということにあって、豊かになればなるほど、新時代の英雄として国家権力の賞賛の対象とされる。公務員に対するイデオロギー的・倫理的な要求も「平等思想」・「平均主義」を克服して、いかに先に豊かになるという一点に集中している。このようなイデオロギー・倫理感のもとでは、公務員自身も貧乏であればあるほど恥ずかしくなるわけである。

このようにして、「改革開放」政策は、形式的で部分的に、国家権力の社会の中心としての地位に揺さぶりをかけ、公務員の経済的、社会的、精神的「至上性」を失わせているわけであるが、もし政策が首尾一貫して、そのような「揺さぶり・失わせ」を政治まで実質的に徹底したものであれば、公務員賄賂の状況は今のそれとは別のものになったかもしれない。しかし、「改革開放」時代においては、政策が矛盾的なもので、一方では、上述したように、経済、社会、精神などの面で権力の中心性を減らす。他方では、共産党の指導の堅持が憲法の原則として確立したように、政治など面では、実質的に権力の中心たる地位を維持ないし強化し、公務員の政治的・権力的「優越性」を保とうとしている。しかも、「社会主義市場経済」という言葉があるように、中国の市場経済化は自然発生的なものではなく、あくまでも「国家主導型」のもので、そのなかで権力・公務員が中心的役割をはたしている。このような政策的・過度期的矛盾があることで、「中心」に慣れてきた公務員は必ず政治的「至上性」をもって、合法的に満足されない経済的、社会的、精神的「至上性」を非合法的に満たして、名実ともに「中心」になろうとする。



## 註

- (1) 新中国における賄賂の歴史に言及した研究として、次の著書があげられる。

T. Wing Lo, *Corruption and Politics in Hong Kong and China* (Open University Press, Buckingham, Philadelphia, 1994).

- (2) かつては、犯罪の状況自体が「国家秘密」とされて、一切公表されなかったが、1980年代に入って以来、そのような観念が変わり、犯罪の状況を統計で示そうという努力が始まった。通常、すべての犯罪に関する三つの数字が公表される。すなわち、「発生件数」（刑事捜査機関が1年間刑事事件として立件した件数）、「人口発案率」（立案件数が全国の人口に比例して、1万人につき1年間で何件の刑事事件が発生したか）、「人口犯罪率」（1万人につき1年間で何人が犯罪を犯したか）である。そのほかには、例えば、「凶悪犯罪」、「経済犯罪」といった概念が用いられて、それについての統計も時々公表される。但し、その基準はよく変わるし、公表自体も定期的に行われないので、公表された数字は統計として用いられない場合が多い。公務員賄賂に関しては、経済犯罪の一種として他の「経済犯罪」と混合して公表されるときもあれば、独自でまたは横領犯罪とセットとして公表されるときもある。本書では、なるべく公務員賄賂犯罪の数字だけをあげようとするが、上記の状況があるので、やむをえず他の犯罪との混合した数字も用いる場合もある。なお、中国における公務員賄賂の実態に関して、拙著論

文「中国における公務員汚職とその対策」（『法律時報』第66巻11号）参照。

- (3) 中国刑法第10条によると、犯罪成立には質と量との両方が不可欠である。言い換えれば、犯罪的行為は一定の「量」に達しないと、犯罪としては認めない。この原則が賄賂罪にも通用する。1998年現在では、5000元がほぼ基準となっている。
- (4) 1980年、81年、82年の数字は歐陽涛他著「当前賄賂犯罪的狀況、特点、原因及对策」（中国、『法学研究』1990年第2期、30頁）による。86年、89年および90年1月から9月までの数字は当時副檢察総長をつとめていた肖揚編『賄賂犯罪研究』（中国、法律出版社、1994）、16頁、10頁による。
- (5) 肖揚、前掲書、5頁。
- (6) 1993年8月、中国共産党中央規律委員会が会議を開いて、新たな「反腐敗キャンペーン」を開始するのを呼びかけた。それによって、そのようなキャンペーンが1998年現在にも続けられている。
- (7) 張思卿「最高人民檢察院工作報告」、『人民日報』1995年3月24日。
- (8) 肖揚、前掲書、7頁。
- (9) 崔慶森「論懲治公務員賄賂犯罪刑事立法的完善」、中国社会科学院法学研究所編『中日公務員賄賂犯罪研究』（中国社会科学出版社、1995）、208頁。
- (10) 肖揚、前掲書、11頁。
- (11) 張思卿「最高人民檢察院工作報告」、『人民日報』1994年3月28日。
- (12) 宮曉水『貪污賄賂犯罪对策論』（中国、法律出版社、1991）、97頁。肖揚、前掲書、17頁。張思卿、前掲註7、11参照。

- (13) 林丕「略論“社会公僕”」、『北京日報』1979年7月17日。
- (14) 「三反」とは「反汚職、反浪費、反官僚主義」である。それを内容としたキャンペーンが建国直後の1951年末から全国で行われていた。
- (15) 「五反」とは「反贈賄、反脱税、反国家材料の盗用、反仕事の手抜き、反材料のごまかし、反国家経済情報の盗み取り」である。それを内容としたキャンペーンが1952年2月から全国で行われた。
- (16) 鄧小平「経済犯罪活動に断固打撃を与えよう」、『鄧小平文選』（東方書店・北京外文書店、1983）、541頁。
- (17) 黄火青「最高人民検察院工作報告」、『人民日報』1982年12月17日。
- (18) 楊易辰「最高人民検察院工作報告」、『人民日報』1986年4月20日。
- (19) 「天安門事件」について、鄧小平氏は「今回のような大変な事件が起こった原因の一つは、腐敗現象が蔓延していて、一部の民衆が党と政府に対する信頼を失ったことにある」と、公的に認めている（『鄧小平文選』、第3巻、300頁）。
- (20) 「中共中央紀律検査委員会第二次全体会議在京举行、江沢民在会上作重要講話」、『人民日報』1993年8月22日。
- (21) 江沢民「在中央紀委第三次全体会議上の講話」、『人民日報』1994年3月6日。
- (22) 田畑光永『鄧小平の遺産』（岩波新書376、1995）、144頁。
- (23) 謝德輝『銭：権力的魔方』（湖南文芸出版社、1991）、139頁。
- (24) 謝德輝、前掲書、11頁。
- (25) 謝德輝、前掲書、43頁。

- (26) 謝徳輝、前掲書、34頁。
- (27) ここで分析の対象として使われている事件は次の三つの方法で集められたものである。すなわち、①中国の司法機関から直接に入手したもの、②中国の新聞、雑誌などで公表されたもの、③中国国内の研究者からもらったものである。
- (28) この事件についてのまとめは事件を担当した関係者へのインタビューなどによる。
- (29) 謝徳輝、前掲書、40頁。
- (30) 前掲註3を参照。
- (31) ここでのまとめは主に杭州市中級人民法院刑事判決書（杭法刑初(82)21号）に基づく。
- (32) その実態について、宋健人、孫宝貴「経済犯罪群体现象的特徴、原因和対策」、『法律与政治』1990年第5期44頁。
- (33) ここでのまとめは、楊五湖編『失控的權利：腐敗官員現形録』（法律出版社、1991、174頁以下）などに基づく。
- (34) 肖揚、前掲書、26頁。
- (35) ここでのまとめは「天津市中級人民法院刑事判決書（(83)津字刑一判字第49号）」に基づく。
- (36) 「中共強調廉政反对腐敗」、『人民日報・海外版』1989年1月6日。
- (37) A・トクヴィル著、井伊玄太郎訳『アメリカの民主政治（中）』（講談社学術文庫、1993）、110-111頁。
- (38) 王亜南『中国官僚政治研究』（中国社会科学出版社、1981）、112頁以下。

- (39) 王亞南、前掲書、114頁。
- (40) 王亞南、前掲書、117頁。
- (41) 鄭天翔「論反腐敗」、『求是』（中国共産党中央委員会機関誌）、1995年第13期10頁。
- (42) 王雲海「中国における犯罪激増の社会学的分析」、『一橋論叢』第109巻1号、29頁以下参照。
- (43) 田畑光永、前掲書、178頁。

## 第3章

### 「体制矛盾性の体現」としての米国賄賂

「法律社会」であって、「公私衝突」をその公務員組織の特質としている米国社会においては、そこでの公務員賄賂の社会的意義は、賄賂が「自由競争」を基本原理とする資本主義体制の矛盾性の現れであることに、あるように見える。以下では、米国における公務員賄賂の実態、類型、本質という三つの視点からそれを具体的に見る。

#### 第1節 米国における公務員賄賂の実態

米国においては、犯罪の実態を把握するために、公式的または非公式的統計が行われて、公表されているが、それらの統計資料の殆どがいわゆる「指標犯罪 (index crime)」として財産犯罪及び暴力犯罪だけをその扱い対象としているにすぎず、賄賂などの「非財産犯罪または非暴力犯罪」は統計の中には直接的にも間接的にも反映されていない<sup>(1)</sup>。従って、米国における公務員賄賂の実態も、この編の序で述べたように、多重的的視点からそれを探る必要があり、統計資料より、特に米国で発達している企業犯罪・ホワイト・カラー犯罪の研究のなかで、または、政治腐敗 (Political Corruption) ・行政腐敗 (Administrative

Corruption) の研究のなかで、すでに明らかにされたものをも利用せざるをえない<sup>(2)</sup>。

### 一：企業犯罪・ホワイト・カラー犯罪の研究の中で現れる賄賂犯罪の実態<sup>(3)</sup>

犯罪の実態をなるべく全面的に把握しようとすることは米国における企業犯罪・ホワイト・カラー犯罪の研究の重要な内容となっている<sup>(4)</sup>。ここでは、その中から米国における賄賂の実態を最も反映できると思われる二つの研究成果を見ることにする。

#### 1：ロス (Irwin Ross) 氏の実証的研究<sup>(5)</sup>

ロスは、米国の主要な企業1043社を調査対象にして、1970年代の10年間で、賄賂、詐欺、違法政治献金、脱税、独占禁止法違反という、五つの不法行為につき、連邦刑事訴追で有罪判決を受けたことがあるか否か、または、同意処分 (Consent decrees) もしくは類似した行政処分を受け入れたことがあるか否かを、調査したところ、1043社のうち、117社 (約11%) が上述した違法行為で処分を受けたことがあり、その違法行為が163の独立した罪名を含んだ188の罪状に及んでいる。その内訳を見ると、独占禁止法違反は98件、賄賂などの行為は28件、違法政治献金は21件、詐欺は11件、脱税は5件とそれぞれなっている。そして、違反行為があった117社のうち、その多くが一回に限った一つの違法行為ではなく、数回に渡っての複数の違法行為を繰り返している。例えば、湾岸石油会社の場合、1973年は違法政治献金で有罪判決を受けたが、1975年も同じく違法政治資金で罰金された。そして、1977年は内国歳入庁係員に不法な贈り物を贈ったことで有罪の控訴を認めた (Pleaded guilty)。さらに、1978年はウラニウムの価格を固定したことに対する有罪の控訴を認めた。

ロスの言う不法政治献金はこの論文の定義からすれば賄賂の一部でもあるので、ロスが明らかにした188の罪状のうち、実は49件（ロスの言う賄賂の28件とその不法政治献金の21件との合わせ）が本論文の言う賄賂にあたり、企業犯罪の約26%を占めているわけである。

なお、ロスの研究によれば、上記の117社の188件の違法行為が米国国内に限って調査されたものである。米国の企業は国外で賄賂などの違法活動を国内以上に行なっており、それをも調査すれば、違法行為をした会社の数も違法行為の件数もかなり高くなる<sup>(6)</sup>。しかも、その調査対象はあくまでも主要な会社に限ったものであるが、中小企業の場合は、違法行為がより日常的であって、違法行為をしている会社の割合は主要な企業のように1%にとどまることがなく、それをはるかに超えるはずである。

## 2：エール大学でのホワイト・カラー犯罪研究

1980年代、ホワイト・カラー犯罪に関する体系的研究がエール大学でウィーラー (Stanton Wheeler) の指導のもとで展開されて、その研究成果を収めた本がすでに四冊も出版された<sup>(7)</sup>。この研究は、「他の研究でもよく検証されていると同時に、ホワイト・カラー犯罪の発生件数が実質的なものに達していると知られている」<sup>(8)</sup> 7つの連邦裁判所管轄区<sup>(9)</sup>が1976年、77年、78年（予算年度）の3年間で裁いた保険犯罪、独占禁止法違反、賄賂、税務犯罪、銀行横領、郵便及び電子詐欺、不実申告、信用及び貸付詐欺、という8つの連邦法上の犯罪事件に関して、行われたものである<sup>(10)</sup>。その研究の中から米国における賄賂の実態を間接的に示すものとして次の2点があげられる。一つは賄賂行為



の「複雑さ (Complexity)」に関するものである。すなわち、賄賂犯罪事件の中では、48.8%が反復的・累犯的なもので、37.3%が組織的なもので、39.8%が事件の関係者が5人以上で、33.3%が犯行の継続期間が1年以上である<sup>(11)</sup>。もう一つは賄賂犯罪者の社会的・人口学的特徴に関するものである。すなわち、賄賂犯罪者の中では、83.3%が白人で、95.2%が男性で、平均年齢が45歳である。そして、68.4%が安定的仕事に従事している者で、59.9%が平均的経済・社会地位にある者で、57.0%が自宅を所有している者である。さらに、27.0%が大学卒で、25.0%が犯罪歴のある者である<sup>(12)</sup>。

## 二：政治腐敗・行政腐敗の研究の中で示された賄賂の実態

政治家または公務員の腐敗行為・犯罪行為の実態を暴こうとすることは米国における政治腐敗・行政腐敗の研究の重要な内容となっているが、そのほとんどが特定の「事故」または「事件」を扱った個別的なものであって、全米における公務員の腐敗行為・犯罪行為を示す全体的なものあるいは統計的なものがあまり見あたらない。従って、賄賂の実態に関して、これまでの政治腐敗・行政腐敗の研究から次の二点しか看取ることができない。

### 1：賄賂行為が米国における政治腐敗・行政腐敗の中心たる内容となっている。

例えば、政治的腐敗に対していち早く政治学的関心を向けたブライス (James Bryce) は十九世紀の後半ですでに米国の腐敗を次の五つの種類に分類した。すなわち、金銭の授受、物品の授受、公的資金の不正使用、公的地位の私的授与、自己信念に背く行為である<sup>(13)</sup>。その中では、自己信念に背く行為を除けば、すべてが賄賂の要素を有する。そして、政治

学者のフリードリヒ (Carl J. Friedrich) は、政治腐敗を「公的費用で私的利得をえようとする動機と結びついている逸脱行動」として、その中には単に金銭的利得だけでなく、急速な昇進などの他の利得も、また、個人的なものばかりでなく、家族やその他の集団に利益を与える私的利得も含まれる、としている<sup>(14)</sup>。言い換えれば、米国における政治腐敗はいわば「私的利得が公的費用で獲得される行為」にほかならない。さらに、政治研究者のフェルクナー (Bruce L. Felkner) はこう指摘している。すなわち、米国で言う腐敗行為はもともと賄賂、および政治的「えこひいき」その他の目的のために、賄賂以外の不当な影響力を行使することを指していたが、十九世紀以後、主に選挙の公正さを危うくする行為を意味するようになった、という<sup>(15)</sup>。この変化も賄賂が米国における政治腐敗の中心であることを間接的に示している。

2：賄賂と政治資金とが混合して、政治が政治資金から大いに影響される。

賄賂が米国における政治腐敗の中心たる内容であるのは偶然ではなく、そこに賄賂と切っても切れない政治資金制度があるからであろう。ヌーナン<sup>(16)</sup>の指摘によれば、選挙献金を行うにあたって、多くの献金者が個人目的をもっている。それは賄賂の場合とはあまり変わらないが、賄賂とはされない。結局、賄賂と政治献金との区別が極めて困難なことであって、選挙献金は「おきて (a code word)」となり、献金者が自分に有利な行動を行わせるために公務員個人に富を与えるとき、「隠れみの (a flimsy cover)」として使われる、という<sup>(16)</sup>。ロウエンステーンによれば<sup>(17)</sup>、米国法上の賄賂罪は一つの「虚像 (false image) にすぎず、利益集団による政治献金のほとんどが賄賂であって、政治家と利益集

団とが日常茶飯事として「法に規制されていない賄賂」ではなく、重罪にあたる賄賂行為を行っているわけである。しかし、賄賂と政治資金とのこのような曖昧さがあるにもかかわらず、両者が違うという認識が維持されて、政治献金が賄賂とは別のものとして是認されている。特に、1971年に制定された連邦選挙運動法により、個人献金のみ認められるという従来の制度が変えられて、企業などの組織も政治資金を調達するための外部組織である政治活動委員会をもつことが許可されて、間接でありながらも、選挙献金ができるようになった。そして、1974年に連邦選挙法が改正されたことで、個人献金が中心であった従来の献金状況は政治活動委員会が中心になった。その結果、政治活動委員会の数が急増して、その献金が候補者の主な資金源となり、献金を通じて獲得した影響力は政策を左右する主な要素となり、民主主義 (Democracy) が金銭主義 (Monocracy) に変わってしまった。このことに関して、ライト (J. Skelly Wright) は次のように指摘している<sup>(18)</sup>。すなわち、立法過程は、政治活動委員会による政治献金が認められたことで、大いに影響されている。政治活動委員会の政治献金が明白な立法目的で行われたものであるため、より規制されている産業（例えば、石油、運輸、公益事業、薬品、健康衛生、政府契約）はより多くの政治活動委員会を設けて、より多くの政治献金を行っている。政治活動委員会による政治資金が二つの点において大きな影響力を発揮して、一種の交換関係を作り上げる。一方では、政治活動委員会は支持する候補者により多くの金を選挙に使わせて、当選する機会を増やす。他方では、当選された者が公務の行使にあたって金を出してくれた政治活動委員会の主張、利益に特別な注意を払う。

## 第2節 米国における公務員賄賂の類型

この編の序で示したように、社会現象の一つとしての公務員賄賂も他の社会現象と同じく社会制度と社会類型との混合体・総合体であって、この二つの側面のダイナミック的關係から類型化することができる。これまでの分析ですでに明らかにしたように、米国社会は社会体制から見れば資本主義であると同時に、社会特質から見れば法律社会でもある。従って、そこにおける公務員賄賂をおよそ次の四つの類型に分類することが一応できるように思う。

### 一：古典型賄賂

すでに第2章で述べたように、古典型賄賂とは、最も原始的で、社会の各歴史段階そして各社会に共通して存在するものである。米国においても例外ではない。米国における公務員賄賂の一部はこういう古典型賄賂に属するといえよう。先にもふれたエール大学の実証研究によれば、そのサンプルとなった賄賂犯罪の殆どが便利をはかってもらうか、大目で見ってもらうために、少量の賄賂を贈る、というようなもので、リースマンのいう「おめこぼし賄賂」にあたる。例えば、その中の一つは次のような事例である。すなわち、ある小さい会社は税務当局 (IRS) の税務検査を受けるな中で、税務上の便利をはかってもらうために、その係員に500ドルを贈った<sup>(19)</sup>。この事件は、その賄賂関係が極めて単純なもので、いわば「古典型賄賂」の一つといえよう。

## 二：法律社会的古典型賄賂

ところが、法律社会である米国においては、上述したような古典型賄賂は時によって法律社会的色彩を帯びて、「法律的古典型賄賂」と変わる。すなわち、本来は具体的な事柄をめぐって個別的に授受されるはずの賄賂は、多くの場合、法律社会の基本原則である「赤裸裸な利益交換関係」に染められて、一種の「あたりまえ」のこととして、慣習的に行われる。その中では、贈る側は賄賂を贈るのは、何らかの特定のもっと大きな交換関係という具体的な事柄をめぐってではあるが、贈ったことで何らかの具体的便宜をはかってもらうというより、むしろ、特定のもっと大きな交換関係に伴う「副次的慣習」に従おうとするだけである。一方、受け取る側は、「副次的で習慣的」ものをもらったことで何らかの特別な便宜をはかってあげるのが稀であって、むしろ、もらえなかったら、通常のサービスや利益を提供しないことの方が多いのである。ここには賄賂関係が見出される。米国における賄賂の一部がこの「法律的古典型賄賂」に分類することはできるであろう。例えば、先にもあげたロスの指摘によれば、小製造業者が購入係員に賄賂を贈ることや、小売りがその客から領収書外の金をすくいとることは米国の商業界の日常茶飯事である<sup>(20)</sup>。このいずれの場合においても、その交換関係が「法律社会的古典型賄賂」といえよう。

## 三：資本主義型賄賂

これは資本主義という社会体制に起因する一種の新しい賄賂である。資本主義体制の場合、自由競争という市場原理が社会の基本原則であって、経済は勿論、政治・権力も競争の対象とされる。経済競争で勝つためには政治・権力を使うことも、また、政治・権力の

競争で勝つためには経済力を使うことも、社会体制的には必要かつ可能となっている。そこで、資本主義段階では、賄賂が全く新しい実質をもち、一種の新しい型の賄賂が登場してくるのである。すなわち、賄賂は、従来のように公式な社会体制に対する一種の個別的で偶然的「反動」より、むしろ、資本主義という社会体制から起因し、それにつきまとう一種の体制的で必然的なものにまで発展している。そこでは、賄賂は、贈賄側にとってはその経済活動の重要な一環そしてその経済活動を確保してくれる政治体制・政治政策を維持するための必要な代価となっており、収賄側にとってはその政治活動の不可欠な一部分そしてそのための「前提」となっている。このように賄賂が社会体制的である故に、その規模が空前的なもの、その構図がかつてないほど複雑なものとなっており、時々一国を超えた多国間ないし国際間のものと広がっていく。

この「資本主義型賄賂」にはさらに次の二つの種類がある。一つは資本主義政治体制のなかで「政治競争の手段」として使われるいわゆる「政治献金」であり、本論文の視点からすればそれも賄賂の一形態にすぎないが、法律上は必ずしもそのすべてが非合法化されているわけではない。特に、法律社会である米国の場合、この「政治資金」はより「法律的」なものとなって、「法律的資本主義型賄賂」と化しているので、それについての検討は次の四で行う。今一つは、資本主義経済体制のなかで「経済競争の手段」として使われる賄賂である。すなわち、資本主義国家特に現在資本主義国家においては、国家権力と経済とが密接な関係にあって、国家権力は経済政策の制定権や融資権などの様々の形を通じて経済活動に大いに干渉・介入しており、そのような干渉・介入は企業の経済活動の成敗を大いに左右できる。そこで、有利な干渉・介入を得ようとして、企業は経済活動の一環

として賄賂を贈るのである<sup>(21)</sup>。米国における賄賂の多くがこのような賄賂に属するであろう。特に、1970年代以来、問題として提起されている米国企業の国外での不正行為の多くがこの型の賄賂の現れといえよう<sup>(22)</sup>。

#### 四：法律社会的資本主義型賄賂

これは、「法律的古典型賄賂」とも「資本主義型賄賂」とも異なりながら、両者のそれぞれの一面を兼ねたもう一種類のものであって、米国における最も代表的な賄賂型といえよう。法律社会である米国の場合、政治権力の経済活動に対する干渉・介入の範囲もその度合も相対的に限られたものであり、そのような干渉・介入にあたっての手続きが公式的で厳しいものである、という点においては、典型的資本主義とあまり変わらない。しかし、経済力の政治活動に対する干渉・介入の方がむしろ伝統資本主義とは違って、大いに法律社会の特色を有している。すなわち、経済力の政治に対する干渉・介入は、形式的・法的にはそのプロセスを厳しく定められる反面、実質的に法の枠内で大いにそれを許されている。言い換えれば、法律の定めた形式（手続き・プロセス）だけが厳しいものの、そのような厳しい形式の下では、経済力の政治に対する干渉・介入が伝統資本主義以上に認められているのである。その結果として政治も経済取引の対象の一部にすぎないというように見なされて、経済と政治との間では一種の合法的「裸的交換・取引」関係ができあがり、経済力は法律の定めた形式にさえ従えば合法的に政治権力を買収することができるようになるのである。政治資金を集める政治活動委員会が当選か否かに影響を大いに与えていることや<sup>(23)</sup>、ロビイング活動が合法的で「あたりまえ」のこととして盛んに展開されてい

ること<sup>(24)</sup>などは、本論文の視点からすれば、多くの場合一種の賄賂関係にすぎず、「法律社会的資本主義型賄賂」のあらわれといえるのである。

### 第3節 米国における公務員賄賂の本質

第1編第3章で検討したように、米国社会は社会体制的に資本主義で、社会類型的に法律社会である。第2編第3章で示したように、米国の公務員組織は「公私衝突」をその特質としている。このような背景にある米国の公務員賄賂はその本質が次のようにまとめられるのではなかろうか。

#### 一：経済と政治との矛盾としての賄賂

W. M. リースマンはこう指摘している。「資本主義とは、原則上、資本の蓄積と利用を促進するものであって、かつすべての価値は相対的であり、貨幣は、共通の、倫理的容認されたものであるといった観念が根底にある。資本主義の本質からすれば、トラスト、価格操作、リベート、あるいは賄賂を禁止する理由はなにもない。……これらの行為が生産性を高めるのに役立つものであるかぎり、社会関係のいかんによっては是認されてしかるべきだ、と考えるだろう」<sup>(25)</sup>。また、別の研究者もこう指摘している。

「不正取引は、決まって非難されるが、にもかかわらず、民主主義過程の本質的な道具となっている」<sup>(26)</sup>。この二つの指摘にも示されるように、公務員賄賂はある意味で資本主



義経済及びそれに立脚している民主主義政治の必然的結果といえよう。しかし、他方では、資本主義経済特に民主主義政治は競争の公平さ・取引の公正さを求めて、不公平競争・不公正取引を排除しよう、ともしていて、それをその本質的目的の一部としている。そのために、公務員賄賂は資本主義経済及び民主主義政治の必然的結果であると同時に、それに対する必然的否定でもある。公務員賄賂はまさにこのような矛盾・緊張関係のあらわれである。特に、法律社会である米国の場合、法律社会である故に、このような矛盾・緊張関係が一層高いものとなっている。すなわち、一方では、典型的資本主義以上に競争・取引が展開されて、政治活動までが経済取引と同じ線上に置かれている。他方では、競争の公平さ・取引の公正さが法的に最も厳しく追求され、民主主義政治が最も徹底的にはかられている。従って、米国における公務員賄賂は他の資本主義国以上にこのような矛盾・緊張関係を反映したものであって、ここからはまずその社会的意義が見出すことができるのである。リースマンは賄賂をいわば神話システムと操作コードとの不一致の結果として見ている<sup>(27)</sup>が、少なくとも米国においては、そのような不一致は神話システムと操作コードとの間のものではなく、むしろ、神話システムまたは操作コードそのものの不一致と見た方がより適当であろう。

## 二：公務員の二重性の現れとしての賄賂

公務員賄賂が公務員をその当事者としているので、公務員賄賂の意義は公務員組織との関わりで語らなければならない。これまでの検討でも示されたように、公務員組織は、社会体制そしてその社会特質のなかで成立したものであって、大いに社会体制及び社会特質

を反映しているわけである。米国の公務員組織も例外ではない。第2編第2章で検討したように、米国の公務員組織は、法律社会である米国の資本主義経済及び民主主義政治がもっている先の1でいうような矛盾・緊張関係を反映していて、「公私衝突」をその特質としている。従って、米国における公務員賄賂はまたも米国における公務員組織の「公私衝突」という特質の具体化・あらわれであって、ある程度では、その必然的結果といえる。ここからも米国における公務員賄賂の実質を見出すことができる。

### 三：道徳の一部としての賄賂

しかし、米国における公務員賄賂の社会的意義は、米国における社会体制と社会特質、そして、公務員組織の制度と特質からそのすべてを求めることが適当ではなかろう。言い換えれば、米国における公務員賄賂の実質はそのような制度と特質に尽きるものではなく、それ以外のところにも関わっているのである。すなわち、公務員賄賂は米国の社会体制と社会特質上、そして、公務員組織の制度と特質上の矛盾・緊張関係を反映しているのみならず、社会意識そして社会習慣のレベルでの問題点をも出現させている<sup>(28)</sup>。社会意識レベルにおいては、ビジネス界をはじめとして米国の全社会は、形式的なルールさえあればどのような取引でもよい、どこまでも取引が行える、といったような意識をもっているようであって、多くの場合、賄賂がこのような意識で正当化されてしまう。これに関して次のような指摘がある。すなわち、「こういった慣行の多くは、商業活動を現実に操作している者から、日常的なものとして承認されているだけでなく、一般市民の感覚としても、賄賂性のある、これら多くの慣行（すなわち、取引の結果をきめる過程のなかに、生産物

の質に関係のない諸要素を持ち込むこと)は、商業システムの運行にとって欠かすことのできないものとみなされているようである<sup>(29)</sup>。「実際のところ、アメリカでセールスマン(政治家、ロビイスト、広告主などをふくむ類概念)が用いている、さまざまなセールス上のテクニックのなかで、その基本となっているのが、買ってくれる見込みのあるひとにはたらきかけるひとつの手段として、いろいろなシンボルや物を使って、好意的な結びつきや、それから生じる義理といったものを作り出すことである」<sup>(30)</sup>。

## 註

- (1) その主なものとしてあげられるのは、Uniform Crime Reports(UCR) ( Crime in the United States ともいう)、The National Crime Victimization Survey(NCVS)、Compendium of Federal Justice Statistics, Sourcebook of Criminal Justice Statistics などである。そのなかで、賄賂犯罪のを扱っているのは Sourcebook of Criminal Justice Statistics である。しかし、当該資料のなかでも、賄賂犯罪で刑を宣告された被告人の状況が扱われるものの、その扱いは一貫しておらず、「統計資料」としての意義が極めて不十分である、しかも、そこでの統計数字は賄賂の犯罪実態より、それに対する刑事規制の実態を示すものである。そのために、第6編2章でそれを見る。
- (2) 幸いに、企業犯罪・ホワイト・カラー犯罪研究の中でも、政治腐敗・行政腐敗の研究の中でも、賄賂犯罪がその対象の一部とされている。
- (3) もともと、企業犯罪またはホワイト・カラー犯罪が何を指すかに関して見解が分かれ

ているが、いずれの見解においても賄賂犯罪がその一部とされている。

- (4) Tony G. Poveda, *Rethinking White-Collar Crime* (London, 1994), p. 71.
- (5) Irwin Ross, *How Lawless Are Big Companies?*, *Fortune* (December 1, 1980), p. 57
- (6) 企業の賄賂活動は米国国内だけではなく海外においても活発に行われている。例えば、ある報道によれば、全米で約330以上の会社が1970年から1976年までの間で約400億ドルにのぼる賄賂・政治資金などの不正支出を行ったが、その大部分が海外で行われたものである、という（中原俊明「米企業の海外不正支出をめぐる法規制」『民商法雑誌』第79巻2号、4号参照）
- (7) 四冊の本は次のとおりである。
- Susan P. Shapiro, *Wayward Capitalists: Target of the Securities and Exchange Commission* (Yale University Press, 1984).
- Kenneth Mann, *Defending White-Collar Crime: A Portrait of Attorneys at Work* (Yale University Press, 1985).
- Stanton Wheeler et al, *Sitting in Judgment: The Sentencing of White-Collar Criminals* (Yale University Press, 1988).
- David Weisburd et al, *Crimes of the Middle Classes* (Yale University Press, 1991).
- (8) Stanton Wheeler et al, *White Collar Crimes and Criminals*, *American Criminal Law Review*, Vol. 25, p. 336 (1988).
- (9) その研究で選ばれた7つの連邦裁判管轄区は次のとおりである。すなわち、中カリフォルニア、北ジョージア、南イリノイ、メリーランド、南ニューヨーク、北テキサス、

西ワシントンである。

- (10) エール大学での研究方法に関して、Stanton Wheeler, *supra* note 8, p.332.
- (11) Stanton Wheeler, *supra* note 8, p.343, Table V.
- (12) Stanton Wheeler, *supra* note 8, p.345, Table VII.
- (13) James Bryce, *The American Commonwealth* (New ed), Vol. II p.157 (1921).
- (14) Carl J. Friedrich, *The Pathology of Politics: Violence Betrayal, Corruption, Secrecy and Propaganda* (New York, 1972), p.126.
- (15) ブルース・L・フェルクナー著・飯坂良明訳『アメリカ政治入門』（ティビーエス・ブリタニカ、1981）、14頁。
- (16) John T. Noonan, *Bribes* (University of California Press, 1988), p.624.
- (17) Daniel H. Lowenstein, *Political Bribery and the Intermediate Theory of Politics*, *UCLA Law Review*, Vol.32 , p.784 (1985).
- (18) J. Skelly Wright, *Money and the Pollution of Politics: Is the First Amendment an Obstacle to Political Equality*, *Columbia Law Review*, Vol.82, p.609 (1982).
- (19) David Weisburd et al, *Crimes of the Middle Classes* (Yale University Press, 1991), P. 35.
- (20) Irwin Ross, *supra* note 5.
- (21) see, Arye L. Hillman (et al), *Hierarchical Structure and the Social Cost of Bribes and Transfers*, *Journal of Public Economics*, Vol.34 (1987).
- (22) R. A. Witherspoon, *Multinational Corporations—Governmental Regulation of Business Ethics Under the Foreign Corrupt Practices Act of 1977: An Analysis*, *Dickinson Law*

Review, 87 (1983). なお、その現状を紹介した日本語のものとして、中原俊明、前掲註6論文がある。

(23) see, Larry J. Sabato, PAC Power (New York, 1985).

(24) 信田智人『アメリカ議会をロビーする』（ジャパン・タイムズ、1989）を参照。

(25) W. M. リースマン著・奥平康弘訳『贈収賄の構造』（岩波現代選書、1983）、73頁。

(26) W. M. リースマン、前掲書、99頁。

(27) W. M. リースマン、前掲書、19頁以下。

(28) see, Andrew W. Sifger, Can a Company be Ethical?, Across the Board (CBR), Vol. 30, (Apr. 1993).

(29) W. M. リースマン、前掲書、75頁。

(30) W. M. リースマン、前掲書、77頁。

## 第4章

### 「正統性の獲得手段」としての日本賄賂

「文化社会」であって、「公私融和」をその公務員組織の特質としている日本社会においては、その公務員賄賂の社会的意義は、何よりも、賄賂が社会の基本である文化的正統性を獲得するための手段であることから、それを見出すことができるように思われる。以下においては、日本における賄賂の実態、類型、本質という三つの側面からそれを具体的にみる。

#### 第1節 日本における公務員賄賂の実態

日本における公務員賄賂の実態を明らかにしようとする場合、少なくとも、普通の公務員賄賂の状況、重大事件・疑獄事件の状況、政治献金の状況という三つの視点から見るのが適当であろう。というのが次のいくつかの要素が考えられるからである。つまり、①：普通の公務員賄賂はいわゆる刑法上設定されたもので、公務員賄賂の一部にすぎないし、それが密室で行われる「被害者なき」犯罪であるので、その暗数が特に大きい。その上、その犯罪として検挙される事件の多数がどちらかというところ、地方の末端的なものであり、その金額も極端といえるほど大きなときが少ない。それ故、このような普通の公務員賄賂の

状況が賄賂全体の実態を反映しているとは到底言えない。②：そこで、中央政界、中央高級官僚、地方の行政首脳（主に都道府県レベル）などの「大物」が絡んだ事件を「重大事件」と呼んで、このような「重大事件」は多くの場合それに対する追及が中途半端で終わり、真相が闇の中で消えてしまうことに着目して、独立した一つの視点として見ることは意義がある。③：さらに、政治献金の中では特に企業献金・団体献金が伝統的な公務員賄賂の様相を直接には呈しないものの、本質的にはそれとは変わらないのみならず、それによってもたされる影響がはるかに大きい、というのが本書の視点であるので、政治資金の状況も賄賂の実態との関連で見る必要がある。

#### 一：普通の公務員賄賂の状況

普通の公務員賄賂の状況を見てみると、およそ次のようなことが窺えるであろう。つまり、その発生件数が下火あるいは横ばいの状態にあり、収賄公務員の大部分が地方公務員であり、贈収賄賂事件の半分以上が公共工事、建設工事をめぐるものと各種許認可をめぐるものであり、賄賂の金額があがったり、下がったりするものの、総じていえばやや増大する傾向にある。これをさらに次の五つの側面から具体的に見よう。

1：普通の公務員賄賂の状況は「贈収賄検挙件数」から見ると、次の表1が示す通りである。

表1 贈収賄検挙事件件数表（単位：件）

年度	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63
検挙数	136	123	126	131	111	128	73	102	112	137	101	110	106	112	109	93

年度	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
検挙数	71	71	63	70	67	82	77	60

（この表は『警察白書』昭和58年版、平成5年版、6年版、7年版、8年版、9年版にある統計に基づいて作成されたものである）。



上記の表に示されるように、昭和48年度から平成8年度までの24年間では、贈収賄事件として検挙された事件の総件数は合わせて2371件あまりで、毎年度平均約99件の贈収賄事件が検挙される。具体的に見れば、昭和48年から昭和53年まで、毎年の検挙件数が104件という平均件数より多く、贈収賄が多発する状態にあったといえる。昭和55年から昭和62年までは（但し、昭和54年は極端に少なく、74件に留まり、昭和57年は特に多くて、137件にものぼった、というのを例外とすれば）、ほぼ平均件数に近く、横ばいの状態にあるといってよからう。しかし、昭和63年から一貫して平均件数を下回り、特に平成3年は63件、平成8年は60件しか検挙されなかった。このような公式的統計からすれば、昭和63年以来は、普通の公務員賄賂が減少する傾向にあるといえるかもしれない。

2： 検察が贈収賄被疑で受理した人員数から見ると次のとおりになる。

表2 検察の受理した被疑者数の推移表（単位：名）

年次	S24	S25	S26	S27	S28	S29	S30	S31	S32	S33	S34	S35	S36	S37	S38	S39	S40	S41	S42
収賄	3523	3008	1942	1921	1390	1220	963	884	932	620	477	561	1031	799	784	975	1093	963	743
贈賄	5781	5185	3565	2936	2738	2634	1441	1198	1596	1171	801	1054	1509	1381	1510	1890	1662	1726	1134

年次	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61
収賄	999	847	579	453	765	757	526	869	810	671	750	454	671	586	695	473	437	377	335
贈賄	1882	1661	972	669	1120	1129	800	1119	1127	920	1036	632	815	830	935	591	586	529	394

年次	S62	S63	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収賄	293	291	200	182	160	152	132	171	150	133
贈賄	386	412	236	227	203	225	211	237	201	210

（この表は「検察統計年報」87期、102期、118期、122期にある統計に基づいて作成されたものである）。

すなわち、検察が贈収賄の被疑事件として受理した人員数の推移は、一般の公務員賄賂事件が昭和62、63年ごろから減る傾向にあることを、ある程度示しているといえよう。

3：収賄容疑者の身分別を見ると、次の表に示されるように、地方公務員の方が絶対多くて、大体全体の七割以上も占める<sup>(1)</sup>。

表3 被疑者身分別表（括弧内の数字が総数に占めるパーセンテージ）

区分/年次	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
総数（人）	198	210	128	116	106	89	136
国家公務員	14(7.1)	8(3.8)	7(5.5)	5(4.3)	5(4.7)	1(1.1)	3(2.2)
地方公務員	151(76)	144(69)	109(85)	96(82.8)	90(84.9)	77(86.5)	83(61)
みなす公務員	21(10)	22(10.5)	8(6.3)	8(6.9)	6(5.6)	4(4.5)	2(1.4)
特別法の収賄	11(5.6)	30(14.3)	1(0.8)	5(4.3)	2(1.8)	3(3.3)	46(34)
その他	1(0.4)	6(2.8)	3(2.2)	2(1.7)	3(2.8)	4(4.5)	2(1.4)

（以上の表は『警察白書』平成2、4、5年版に基づいて整理、計算、作成されたものである。なお、平成6年度以後の『警察白書』はこの項目を含めないようになった）。

4：贈収賄賂の態様を見ると、次の表に示されるように、公共工事、建設工事をめぐるものと各種許可・認可などをめぐるものとが絶対的に多くて、常に贈収賄事件の半分以上、時々はその七割ないし八割まで占める<sup>(2)</sup>。

表4 贈収賄事件の様別検挙件数（括弧内の数字が総数に占めるパーセンテージ）

区分/年次	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63
総数（事件）	112	137	101	110	106	112	109	93
公共建設工事	62(55.4)	57(41.6)	40(39.6)	48(43.6)	51(48.1)	56(50.0)	53(48.6)	47(50.5)
許可・認可等	14(12.5)	17(12.4)	7(6.9)	19(17.3)	11(10.4)	12(10.7)	15(13.8)	19(20.4)
議長・役人選	7(6.3)	7(5.1)	12(11.9)	13(11.8)	6(5.7)	11(9.8)	13(11.9)	9(9.7)
物品等の納入	4(3.6)	19(13.9)	13(12.9)	8(7.3)	11(10.4)	9(8.0)	2(1.8)	6(6.5)
その他	25(22.3)	37(27.0)	29(28.7)	22(20.0)	27(25.4)	24(21.5)	26(23.9)	12(12.9)

区分/年次	H1	H2	H3	H4
総数（事件）	71	71	63	70
公共建設工事	28(39.4)	24(33.8)	22(34.9)	22(31.4)
許可・認可等	12(16.9)	11(15.5)	14(22.2)	18(25.7)
議長・役人選	9(12.7)	7(9.9)	8(12.7)	6(8.6)
物品等の納入	1(1.4)	6(8.5)	1(1.6)	6(8.6)
その他	21(29.6)	23(32.3)	18(28.6)	18(25.7)

（この表は『警察白書』昭和57年版、58年版、60年版、平成元年版、平成4年版、平成5年版に基づいて整理、計算、作成されたものである。なお、平成6年度以後の『警察白書』はこの項目を含めなくなった。）

5：贈収賄事件における賄賂額、収賄者一人当たりの金額を見ると、次の表に示されるように、年により差があるものの、総じていけば年々増大していると言えよう。

表5 賄賂総額及び収賄者一人当たり賄賂額の推移表（単位：万円）

年次	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57
賄賂総額	16734	14248	9517	20698	33914	*	*	*	*	41445	17028	24874	22234	40110
一人平均額	30	38	31	46	81	*	*	*	*	153	118	93	100	174

年次	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
賄賂総額	20370	49767	24122	19248	30101	21715	41217	21025	18160	35485
一人平均額	92	222	134	97	143	170	355	198	204	251

（この表は『警察白書』昭和49、60版及び昭和50年版から平成5年版までの『犯罪白書』に基づいて整理、計算、作成されたものである。昭和49年から52年まで、及び平成5年度以後に関する統計は見つからなかった。なお、表の中の賄賂総額が警察が検挙した事件のものである。）

## 二：重大事件・疑獄事件の状況

上で見たように、一般公務員賄賂事件は、総じて言えば、件数においては下火あるいは横ばいの状態にあり、金額及び規模においては大きくなったり、ならなかったりするような状態にある。しかし、これとは異なり、重大事件・疑獄事件の場合は、むしろ、増加し、複合化するという逆のような推移が見られる<sup>(3)</sup>。

すなわち、(1)：重大事件・疑獄事件が終戦から今日まで連綿と続いており、中には、空前なスケールで実施され、想像に絶する重々大な汚職事件は減るところか、最近の20年間で増加し、発生する間隔がますます短くなる傾向さえある。例えば、ロッキード事件直後から、スケールや規模等の面でその事件に匹敵する、または、それを追い越した汚職事件として次のようなものが次から次へと起こっている。つまり、1979年はダグラス航空機疑惑事件、1980年はKDD汚職事件、1986年は燃糸工連収賄事件、1988年は砂利船汚職事件、1989年はリクルート事件、1992年は共和汚職事件、佐川急便汚職事件、1993年はゼネコン汚職事件が、それぞれ発生している。

(2)：ロッキード事件以後の重大汚職事件は、それまでのものとは違って、ますます「複合的」なものとなっている。つまり、汚職の標的・目標として狙われるのが個々の具体的・単一的な事項より、広範囲にわたっての抽象的・総合的な国家権力一般であって、賄賂・不正の金と国家権力とのかかわりが一回性的なものより、複合的・持続的なものである。汚職の当事者は少数者・個別者より、国家権力の中枢者を含む多数な者、「汚職集団・汚職階層」である。汚職の金額は、一場面・一ルートで授受された数えられるものよ

り、複数の場面・多数のルートを通してばらまかれた数え切れないほど膨大なものである。汚職の影響が限定的・短期的なものより、広範的・長期的なものである。このような「複合的」性格を最も典型的に示しているのはおそらく KDD 事件、リクルート事件及び佐川急便事件であろう。例えば、その三つの事件のいずれにおいても、政治家や官僚の間で莫大な額の金をばらまいた企業側には、国家権力の個々の決定、政策、法律に影響を及ぼす狙いもあるものの、国家スケールで国家権力を丸ごと買い占めることのほうがその主な狙いであろう。また、汚職の当事者の数を見ると、KDD 事件では、7人の郵政大臣や6人の郵政政務次官をはじめとする190人の中央政治家、7人の中央官僚が、リクルート事件では、総理大臣経験者、現職の総理大臣及び後に総理大臣になった者を含めて約18人の政治家、2人の中央官僚、一人の地方官僚が、佐川急便事件では、約61人の中央政治家、1人の地方自治体の長たる県知事が、それぞれ直接的または間接的に汚職にかかわったのである<sup>(4)</sup>。ロッキード事件以来、汚職に関与した首相級人物及び党首級人物がおおよそ12名もいる。さらに、汚職の金額を見ると、KDD 事件では、事件発覚までの三年間で交際費を約58億円も乱費し、パーティー券や商品券、接待、プレゼント等の形で政治家に渡った金だけでも1億2000万円にものぼった<sup>(5)</sup>。リクルート事件では、政治家及び高級官僚に膨大な量の未公開株が譲渡されている<sup>(6)</sup>。佐川急便事件では、政界に流れた金は200億円を越えるとも、300億円を越えるとも報道されている<sup>(7)</sup>。このいずれも、一般の庶民にとって、あるいは、一般の公務員賄賂事件に比べて、天学上の数字といわざるをえないであろう。

(3) : ロッキード事件以後の重大汚職事件は、それまでのものとは違って、より「構

造的」なものとなっている<sup>(8)</sup>。つまり、賄賂・汚職を惹起して、それを可能にらしめ、現実化させる原因・要素としては、偶然的・偶発的・個別的なものより、むしろ、必然的・制度的・構造的なものの方がますます顕著になりつつある。その結果として、政治家や高級官僚による賄賂・汚職は、その刑事摘発が時々行われたり、国民の反感に会ったりするにもかかわらず、恒常的な現象となっている。まず、制度上においては、限界の著しい刑事制裁のほかに有効な対策はないのが実状である。これに加えて、政治資金、特に企業献金が合法化されている。それらの結果、「政治への金流れの体系化」・「国家権力の聖域化」が生まれており、ここから賄賂等の形の汚職を犯す可能性、必要性及び「安全性」が出てきている。次に、構造上においては、自民党の長期与党化、与野党の同質化、官僚と与党との一体化、官僚による財界の支配化等により、それらの者の間では、本来持つべき相互監督機能は全く持たないところか、利益を共有するための汚職慣例、不文ルール、相互協力関係・ルードまでが出来ている。最後に、制度上及び構造上の以上のような状況のもとでは、ロッキード事件、リクルート事件、ゼネコン事件などに示されるように、汚職は、政界、官界、財界三者ともに関与したもので、三者の恒常的關係の現れ、それぞれの組織・業界の普通行為の一つとして、常に展開されるのである。

### 三：政治資金の状況

政治資金規制法が大きく改正された1976年から今日までの政治資金の状況を見れば、その金額が年により前の年度より減少した時もあるものの、全体的には著しく増加している傾向にあることは明かであり、自治省による政治資金収入の公表を報道するマスコミも

ほとんどの年では「史上最高」、「また記録更新」という文言でそれを表現している。政治資金収入総額のこのような状況が次の表によってはっきり示されている。

表6 政治資金収入総額の推移表(単位:億円)

年次	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
地方分	404	467	549	744	789	690	933	1203	935	1063	1421	1342	1355	1509	1529
中央分	693	739	781	966	1128	1000	1094	1472	1167	1455	1676	1442	1723	1733	1845
合計	1097	1206	1300	1710	1918	1690	2027	2675	2102	2518	3097	2784	3078	3242	3374

年次	1991	1992	1993	1994	1995
地方分	1727	1583	1590	1613	1859
中央分	1857	1740	1714	1484	1707
合計	3584	3323	3304	3097	3566

(上記表は『読売年鑑』、『朝日年鑑』、『朝日新聞』、『官報』などに基づいて、整理、計算、作成されたものである)。

以上の表から分かるように、政治資金の収入総額が20年足らずの間では約三倍以上にも増えており、特に選挙のある年ごとにその増加幅が大きい。例えば、衆院選及び統一地方選が行われた1979年は前の年より410億円(約31%)、衆参同日選が行われた1980年は同様に選挙があった前の年より208億円(約12%)、衆参選及び統一地方選が行われた1983年は前の年より648億円(約32%)、衆参同日選が行われた1986年は前の年より579億円(約23%)、統一地方選が行われた1991年は前の年より201億円(6%)、それぞれ伸びている。1995年から政党に対する公的助成が開始さ

れたが、その後も、政治資金全体が依然として高い水準にあり、公的助成が効果を発揮したとは必ずしもいえない。

もとより、一言で「政治資金」といっても、そのすべてが悪いと決めつけられない面もある。しかし、政治資金の収入総額が多くなればなるほど、政治に金がかかり、両者が緊密化していることには間違いがなかろう。これに加えて、日本では、主に事業費や小口の個人献金で政治資金を賄う政党もあれば、企業献金などを中心に政治資金集めをする政党もある<sup>(9)</sup>。後者の場合は、一般の賄賂とより近くなっており、一層問題性がある。

## 第2節 日本における公務員賄賂の類型

公務員賄賂は目的により複数の次元・視点から類型化することができるが、ここでは、日本における公務員賄賂の社会意義を明かにすることが目的であるので、社会の次元から日本社会の性格を視点にそこでの公務員賄賂を類型化する。具体的にいうと、これまで分析したように、日本社会は、「歴史段階的・制度的」に見れば資本主義社会であると同時に、「超歴史的・類型的」に見れば「正統性」を内容とした文化社会でもある。現実の社会はまさにこの二つの側面の混合体・結合体である。従って、社会現象の一つである公務員賄賂はこの二つの側面のダイナミック的關係から類型化することができる。日本における公務員賄賂はおおよそ次の四つの類型に分類できるように思われる<sup>(10)</sup>。



## 一：古典型賄賂

古典型賄賂とは、最も原始的で、各社会そして社会の各歴史段階に共通して存在するものである。日本でも同じである。例えば、いわゆる「大学設置審事件」はその典型的なものとしてあげられよう。当該事件の主な事実は次のとおりである。すなわち、被告人は国立の医科歯科大学の教授であり、文部大臣の任命により、同大臣の諮問に応じて大学の設置の認可などに関する事項を調査、審議する大学設置審議会の会員をし、同時に歯科大学の専門課程における教員の資格などを審査する同審議会内の歯学専門委員会の委員を務めていた。その彼に対して、私立の歯科大学の設置を申請する関係者は約150万円を提供した。そのかわりに、被告人は、前記歯学専門委員会における教員の適否の判断基準に照らして申請の設立大学の教員候補者の適否を審査、判定して上げた。また、その関係者に対して、事前に歯学専門員の審査結果を知らせた。それにより、被告人は収賄罪の有罪判決を受けた<sup>(11)</sup>。この事件は、私立歯科大学の申請関係者は便利をはかってもらうために150万円を提供した。それに答えようとして、被告人の大学教授は教員候補者の適否の判定、結果の事前通知などの行為を行った、という極めて単純で簡単な図式の中で、発生したものであって、「古典型賄賂」に属すべきであろう。

## 二：文化社会的古典型賄賂

ところが、文化社会としての日本においては、上述したような古典型賄賂は文化的色彩を帯びて、「文化的古典型賄賂」と変わる。すなわち、本来は具体的な事柄をめぐって個別的に授受されるはずの賄賂は、多くの場合、「社会儀礼」の一環（「儀式的・公共的」

なもの)として、常時的で慣習的に続けられる。贈る側が賄賂を贈るのは、直接には何か具体的事柄をめぐって不当な便利をはかってもらうため、あるいは、正当な権利を実現させてもらうためではなく、むしろ、「お上」に対する「社会儀式」の履行を通じて、それに対する服従・従順を示して、常時的に「お上」から「身内」として認知され、「正統性」を獲得するためである。そのような認知を得て、「正統性」を維持しつづけることで、一般人並みに地位を保ち、権利を実現するか、万が一に何かあれば、便利をはかってもらう。一方、収賄側は、賄賂を何かの具体的便利の見返りとしてより、むしろ、「お上」としての当然な「役得」・当たり前の「権益」として受け取る。受け取ったことで何か特別な便宜をはかってあげる場合もあるものの、贈ってくれなければ一般人並みの権利を実現させない場合の方がより一般的である。

日本では、「中元」や「歳暮」や「祝儀」や「餞別」などの名目・形で盛んに行われている公務員への利益提供の一部はこの「文化的古典型賄賂」に属するであろう。但し、それは多くの場合「社会儀礼」の範囲内のものとして犯罪視されていない<sup>(12)</sup>。

### 三：資本主義型賄賂

これは「資本主義」に伴って現れてきた一種の新しい賄賂である。資本主義の場合、「自由競争」という市場原理が社会の基本をなしているので、経済は勿論、政治・権力も競争の対象とされている。経済競争で勝つためには政治・権力を使うことも、政治・権力競争で勝つためには経済力を使うことも、必要で可能となっている。そこで、資本主義段階では、賄賂が全く新しい意味合いをもつようになっている。すなわち、賄賂は、従来の

ように公式な社会体制に対する一種の個別的で偶然的「反動」より、むしろ、資本主義体制から起因し、それにつきまとう一種の体制的で必然的ものにまで発展している。そこでは、賄賂は贈賄側にとってはその経済活動の重要な一環となり、収賄側にとってその政治活動の不可欠な一部分となっている。それ故に、賄賂はその規模や金額などが空前的なものとなり、その構図もかつてないほど複雑なものとなっており、時々一国を越えた多国間ないし国際間のものにまで広がっている。

この「資本主義型賄賂」はさらに次の二つの種類に分けられる。一つは政治競争で使われるいわゆる「政治資金」であって、本論文の視点からすればそれも賄賂の一種にすぎないが、多くの国ではそれが合法化されている。但し、国によりその中味や賄賂性の程度などが違うが、日本の場合は、「企業献金」まで認められている。今一つは、経済競争で使われている「経済手段」としての賄賂である。すなわち、資本主義特に現在の資本主義国では、権力は経済政策の制定権や産業育成のための融資権、助成権などのさまざまな形で経済活動に干渉、介入しており、そのような干渉、介入が企業の経済活動の成功を大いに左右している。そこで、そのような干渉、介入をめぐる賄賂が生まれる。日本における賄賂の一部はこの類に属しており、特にその典型としてあげられるのはロッキード事件であろう。1960、70年代、アメリカの航空機製造会社のダグラス社（日本での代理店が日商岩井）とロッキード社（日本での代理店が丸紅）とが日本での航空機売り込みを激しく競いあっているころ、ロッキード社は約30億円の不正資金を使い、その中の5億円あまりは総理大臣の田中角栄及び運輸大臣、運輸政務次官が受け取った。そのかわりに、日本航空会社の機種選定などの事項において、ロッキード社に有利な運輸行政が行われた

(13)、というのがこの事件の大筋であるが、その原点は、贈賄側は経済競争の手段として、収賄側は政治競争そして個人財産の儲けの方法として、賄賂を行うことにあるといえよう。

#### 四：文化社会的資本主義型賄賂

これは、「文化的古典型賄賂」とも「資本主義型賄賂」とも異なりながら、両者のそれぞれの一面を兼ねたもう一種類のものであって、日本における最も代表的な賄賂類型といえよう。すなわち、典型的・徹底的資本主義の場合、権力は経済活動に干渉、介入するものの、企業などの経済主体はあくまでも独立した存在であるので、その干渉、介入の度合いが低くて、その範囲が相対的に限られており、干渉、介入にあたっての手続きも公式的なものとなっている。それに加えて、社会が経済と権力との露骨な癒着に対する監視、牽制もかなり厳しいものである。それ故、経済と権力との癒着には一定の限界もあって、賄賂はその規模においては空前的で、その構図などの面においてはかつてないほど複雑となっているものの、習慣的・常時的・構造的なものにはまだなっていない。ところが、文化社会としての日本においては、最も大事なことは何よりも社会的「正統性」の獲得であるので、市場経済といっても、各企業は、特に権力との関係にあたって、すぐには正真正銘な経済主体として独立的に活動できるわけではない。正真正銘な経済主体になり、そして、そうでありつづけるために、常により多くの社会的「正統性」を身につける必要がある。そのようなつけ方がいろいろあるが、「正統性」の上位にいる権力（政、官）と結びつき、その関係を緊密化することはその最も重要な一つである。まさしくそういう背景のもとでは、日本の権力は経済に対して他の資本主義国家では見られないほどの干渉、介入を行う

ことができる一方、企業も権力との癒着をことごとくにまたは一時的にでなく、一般的で常時的にはかりつづける。結局、両者の間では一種の習慣的・常時的・構造的癒着関係ができあがる。しかも、社会全体が「正統性」のもとで一体化しており、経済力と権力との癒着関係、交換関係は社会の他の部分から強い抵抗を受けないどころか、社会的・文化的に助長さえされる。その結果として、日本においては、体制の一部分、規模の空前さ、構図の複雑さなどの「資本主義型賄賂」の諸特徴をもった上で、常時性、習慣性、儀式性などの「文化社会的古典型賄賂」の諸特徴をも兼ねた「文化社会的資本主義型賄賂」が生成しているのである。

そして、この「文化社会的資本主義型賄賂」はさらに次の三つの特徴を有している。すなわち、(1)：賄賂が制度的及び文化的システムによって支えられて、その欠かせない部分をなしている。このことを典型的に表しているのはいわば「ゼネコン汚職」であろう<sup>(14)</sup>。「ゼネコン汚職」は、一言でいえば、総合建設会社と中央政治家・地方自治体のトップとが公共工事をめぐる受注競争で贈賄・収賄の金まみれの関係にあることを指している。この「ゼネコン汚職」を支えているのは「指名競争入札制」と「談合」との二つの柱であるといつてよかろう。「指名競争入札制」は文字通りに合法的制度であって、それにより、発注側は技術力や資金力などの一定の条件を備えた入札参加社十社前後を指定する権限をもち、それによって指名された業者だけが落札を争うことができる。そこで、受注への最大の切り札は何とんでも絶対的権限をもつ首長に「天の声」を発してもらうことである。そのために、業者は首長に資金や人手などを提供する<sup>(15)</sup>。一方、「談合」は「指名競争入札制」の延長線にあつて、いわば文化的なものである<sup>(16)</sup>。その中味は次のようである。

つまり、指名された入札参加者は「調整」という名目で談合を重ねて、本命が決まると落札できるように、本命の入札価格よりも高めに設定して協力する<sup>(17)</sup>。「ゼネコン汚職」は、まさに上述したような制度的、文化的基礎をもっているのです、これまで当たり前のこととして長く続けられてきているのである。

(2)：賄賂が組織ぐるみで「公的」に行われて、多くの場合、合理化・合法化される。このことを典型的に表しているのは「企業献金」と官僚の「天下り」現象といえよう。「企業献金」の場合、個々の企業がそれを自らの活動の一部として専門担当者をおいて組織的に行うのみならず、企業の共同体たる業界組織も組織ぐるみで傘下企業に献金を要請したり、その額を割り振りしたりして<sup>(18)</sup>、「自由主義体制を守るため」の「保険料」として、特定の政党または派閥に資金をまとめて提供している<sup>(19)</sup>。また、官僚の「天下り」の場合、退職する官僚の再就職先やその待遇などは官僚個人ではなく、所属している省・庁が官房を中心に組織の名義でやっている<sup>(20)</sup>。

(3)：賄賂の目的がより抽象的で包括的である。すなわち、賄賂を授受されるのは何の具体的事項（例えば、ある政策の決定、ある法案の採択または拒否）をめぐってではなく、むしろ、権力（政治家、官僚）との間で一種の「味方関係」・「身内感情」・「顔つなぎ」を作って、経済と権力との恒常的結びつき・癒着を実現するためである。勿論、そのような結びつき・癒着が最終的に個々の具体的事項の判断、処理にあたっても特殊な利益をもたらすが、その第一次的狙いはあくまでも経済と権力との常時的一体化である。こういう点からすれば、このような賄賂は個々の具体的事項をめぐっての賄賂よりその危害が大きく、「毒」が多くて、経済と権力とのありかたを根本から歪めていると言わざるをえない。

これまで摘発された重大な賄賂事件からこのような特徴を最も帯びているものとしてあげられるのは KDD 事件、リクルート事件、佐川急便事件などであろう。KDD 事件の場合<sup>(21)</sup>、日本の国際電信電話事業を一手で握っている政府特殊法人である KDD はその監督立場にある郵政大臣、郵政政務次官、与野党の郵政族議員及び郵政高級官僚に、商品券、接待などの名目で約 1 億 2 0 0 0 万円をばらまいたが、その狙いは個々の具体的事項に関する利益ではなく、政治家や高級官僚との癒着関係を維持することを通じて、「政府特殊法人」という独占利権構造を温存させることと、KDD のトップが個人として寄生的私益を保全することとにあるといえよう。リクルート事件の場合<sup>(22)</sup>、新興企業としてのリクルート社は未公開株の譲渡という手口で、総理大臣経験者や現職の総理大臣をはじめ多くの政治家、文部、労働両省の事務次官などの高級官僚、NTT の責任者に利益のばらまいたが、その狙いは具体的事項に関して便利をはかってもらうことにもある（例えば、NTT ルートでは、デジタル回線のリセールやスーパー・コンピューターの導入に関して、NTT が便宜をはかってもらうためである。官界（特に労働省、文部省）ルートでは、就職情報誌の規制案を撤回させるためである）。しかし、この事件の核心は何と言っても、権力を丸ごと買い占めることを通じて、「権力との結びつきが弱い」という新興企業としての弱点を補って、伝統企業並みにまたはそれ以上に権力と癒着して、国家スケールの事業を展開しよう、というところにあるように思われる<sup>(23)</sup>。佐川急便事件の場合、多数の政治家に数百億とも言われるほどの金が流れたのは、個々の事項をめぐって具体的便宜をはかってもらう場面もあるものの、その本質においてはやはり「権力をまるごと買い占める」ことにあったといえよう<sup>(24)</sup>。

### 第3節 日本における公務員賄賂の本質

日本においては、賄賂などの汚職の本質に関してそれを「構造汚職」という言葉で表すことが一般的である。そして、「構造汚職」とは、「汚職的状况が存在するにも関わらず、刑法上の汚職事件にはならないという権力構造の聖域化、金の流れの体系化という、与野党政権交代が絶無のこの国の恒常的な政治腐敗状況」を意味する、という<sup>(25)</sup>。この「構造汚職」という言葉は、ある程度、現象的に日本における賄賂などの汚職の本質を反映しているといえる。しかし、日本における公務員賄賂は、「構造汚職」ではあるが、それをはるかに超えたより深い本質を有しており、その具体的内容が次のようなものであるように思われる。

#### 一：社会基礎の一部としての賄賂

日本は、社会特質から見れば、「正統性」に基づく統合を特徴とした「文化社会」であり、社会体制から見れば、資本主義であって、いわば「文化社会的資本主義」社会であることは、本書の第1編4章で検討されたとおりである。このような「文化社会的資本主義」社会においては、公務員賄賂の本質の一つがまず賄賂が社会基礎の一部をなしていることにあるようにいえる。

まず、日本では、「正統性」という文化的要素が社会の通貨的存在であり、「正統性」の順位が「天皇→国家（官僚及び政治家）→企業→民衆」というようになっており、国家



権力は天皇に次いで上位にあるが、国家権力のそのような「上位性」は日本における国家権力に「一体性」または「多重性」をもたらしており、日本における国家権力は、単に「公的権力としての存在」（いわば「政治的性格」）だけではなく、同時に「天皇に次ぐ正統性の上位体现者としての存在」（いわば「文化的性格」）でもあり、その両者の合体したものである。国家権力のこのような性格はそれに公的権力以上の権限・意義を賦与して、その行使を可能とならしめている。そのために、国家権力との文化的関係を作り上げて、「正統性」を獲得することは、对国家権力との関係においては勿論必要であるが、対第三者との関係においても、必要となる。日本社会の所為の殆どがまさしく「正統性」の賦与と「正統性」の獲得との繰り返し過程（いわゆる「正統性」に基づく統合）のなかで展開されている。「正統性」を賦与したり、獲得したりする方法には色々があるが、「正統性」への通貨儀礼という意味合いを持つ贈答（国家権力を相手にする場合は、賄賂）はその重要な方法の一つである。

次に、日本は、資本主義という制度・体制を取っているが、その「資本主義」はあくまでも「文化社会」を基礎とし、日本文化により融和された上でのいわば文化化された特殊な資本主義である。もともと、資本主義という体制は自由競争を基本原理としており、自由競争には国家権力をも競争の手段にし、賄賂を生み出す一面があるが、賄賂を不可欠とする「正統性」的「文化社会」の日本では、その「一面」がさらに助長されて、賄賂が文化的にも自由競争的にも「必要」となり、「二重的存在」と昇華してしまう。具体的にいえば、日本の資本主義は、制度のとおりにはその活動を展開することができず、その前に、まず「文化社会」という土台に自らの行為を合わせて、「文化」との一致性を見出した上で、

文化的にそれを行わなければならない。それ故に、日本の資本主義は、他の資本主義と同様に自由競争の手段としてだけ賄賂と関わっていれば十分であるわけではなく、自由競争からの必要性和同時に、または、それ以上に、文化的に賄賂との関わりをしなければならないのである。

このように、社会特質から見ても、社会体制から見ても、贈答・賄賂が日本社会の根幹・基礎と密接に関わりをもち、それを支えていることすらいえる。

## 二：国民意識としての賄賂

「賄賂の授受は、社会的に特定され、社会的に非難されるという点だけで、そのほかの互惠行為と区別される行為にすぎない。この点を除けば、権力者との贈り物の交換は、社会におけるその他の互惠的取引と同様である」<sup>(26)</sup>、というヌーナン<sup>(26)</sup>の指摘があるが、これを裏から読めば、賄賂は社会における互惠的行為（贈答など）を基礎とし、そして、権力者との贈り物の授受に対する国民的非難の強弱に影響されることがいえる。日本の場合は、すでに本書の第1編4章で検討したように、「贈答」という行為は、「正統性」へ「通過儀礼」として国民的に行われ、他の社会で見られないほどの「儀式性」と「普遍性」をもち、単に個人間の私的事柄ではなく、それを越えたオーヤケごと・義理ごと・公共的ことにまで昇華している。そして、そのような贈答はまたも強い「対価性」を有している。このように、儀式化、普遍化、対価化された日本的贈答は、国民意識の一部と化し、国民に深く馴染まれており、国民の生活の隅から隅まで浸透している。このことは過去から今日に至ってあまり変わっておらず、今日においても、日常の生活から賄賂の「原形」を見

出すことがいつでもできる。例えば、保育園や小学校の子どもの人間関係においてさえ「贈答」というやり取りが重要な役割を占めており、小学生は放課後同級生の家に遊びに行くときに「おやつ」をもっていくことが普通とされている。子ども間の関係がこのように「贈答化・物化・儀式化」されてしまっている。それに従わない子ども及びその親は往々して「常識はずれ」や「礼儀正しくない」として敬遠される。この例に示されているように、国民の意識の中ではいわば「贈答文化」がその重要な部分をなしているわけである。このような国民意識が普遍化している社会的背景のもとでは、国家権力者との贈答（賄賂）は常にその「生息の源」を得ることができ、それに対する非難も本格的で強いものになりえず、時々、それを暗に容認する国民的心情さえ存在する。「地獄の沙汰も金次第」、「清き流れに魚住まず」という言葉があるが、この言葉は、まさに、「官（権力）」との関係にあたって賄賂が必要不可欠であるという認識が日本社会にあることを反映しているといえよう。このような国民意識が変わらなければ、公務員賄賂が徹底的に絶滅することも不可能であろう。こういう意味では、日本における公務員賄賂のもう一つの本質はいわば「国民意識としての賄賂」ということにあるといえる。

### 三：構造としての賄賂

日本官僚制の特質が「公私融和」であって、公的關係には私的なものがあり、私的關係にも公的なものがあることは、本書の第2編第4章では指摘したが、そのような「公私融和」は、まさしく、「正統性」を核とする「文化社会」という日本社会の特質が官僚制での現われ・具体化にほかない。しかし、日本社会のこのような「文化社会」性は単に官僚

制において反映されるだけではなく、立法、司法、ひいては、国家権力と社会との関係の中でも反映され、具体化されている。例えば、立法レベルでは、日本の各政党間の政治行為は、多くの場合、原則・原理に従ってより、むしろ、「正統性」の争いの中で「なれあい」・「談合」的に行われている。そこでは、「是」の中には「非」があり、「非」の中には「是」がある。賄賂に関して、それがだめであるという表の攻防もあれば、それが仕方のないことであるという裏での妥協もある。こういう状態の中では、賄賂が悪いという表と裏、建前と本音とに通じる、各政党間での一致した独立的価値は確立されることができず、賄賂を一律的に厳しく規制する立法も成立しにくい。また、司法のレベルにおいては、後の第5編3章で見ると、賄賂刑事規制の主な担い手は「文化的志向性」をもち、その刑事規制活動は賄賂が悪いという不変的な価値に基づいて一律的に展開されているより、むしろ、「正統性」多少により違う判断をし、違った政党・勢力に対して違った対応を示す傾向がある。さらに、国家権力と社会との関係においても、日本国憲法が定めている人民主権的なものではなく、いわば一種の「融和」関係ができています。その間では、人民は主権者で、公務員は公僕である、公務員が賄賂を収受してはいけないという、「是」と「非」とがはっきりとした判断は存在しえず、存在しているのが「正統性」の多少関係、そして、それに基づく上下の互惠融和関係だけである。こういう状態では、国民は、「賄賂がいけない」という絶対的価値から出発して、賄賂に関わった政党・政治家が誰であろうと、一律的に国家権力から追放して、政権交替を通じて政治的・権力的汚職腐敗を無くす、という発想をもちえず、たとえそれを持ったとしても、一貫してその姿勢を示すことができない。国民は、腐敗しているかどうかより、どうしても「正統性」との関

わりでどの政党なのかを先に判断してしまう。このように、この節の冒頭でいう意味での「構造汚職」は、まさに、「正統性」により「融和」された立法、司法、行政、ひいては、日本全社会の構造の一結果である。こういう意味では、日本における公務員賄賂のさらなる本質の一つがいわば「構造としての賄賂」にあることはいえる。

## 注

- (1) 昭和58年以來の収賄容疑者の身分に関するのより詳しい状況について、(警察庁刑事局捜査大二課課長補佐)安森智司「重要知能犯捜査の現状と課題」(『捜査研究創刊500号記念増刊号・刑事警察特集』、1993、25頁)参照。
- (2) 昭和58年以來の贈収賄賂の様態に関するのより詳しい状況に関して、安森、前掲論文参照。
- (3) 戦後から今日までの有力政治家などの大物による汚職事件及びそのような疑惑の状況について、室伏哲朗『汚職の構造』(岩波新書176、1981)、及び、山本健治『政治家・公務員の犯罪と事件：1945-1992』(第三書館、1992)を参照。
- (4) KDD事件については、「KDD事件10年を検証する」(『朝日新聞』1989年10月12日)参照。リクルート事件については、朝日ジャーナル編『リクルートゲートの核心』(すずさわ書房、1989)参照。佐川急便事件については、「政界資金、数百億とも」(『朝日新聞』1992年8月28日)参照。

- (5) 同上。
- (6) リクルート事件で政治家、官僚に渡された未公開株の状況に関して、『朝日ジャーナル』1989年6月9日号参照。
- (7) 前掲注3。
- (8) 室伏哲朗「『構造汚職』を許すな」、『朝日新聞』1989年10月12日。
- (9) 現時点では、共産党、公明党、社会党は企業献金を受け取らないこととなっているが、自民党と民社党とが受け取るようになっており、特に自民党は企業献金に大いに依存している、という（笹子勝哉他編『政治献金の構造』、JICC 出版局、1990年、25頁以下）。
- (10) 日本における公務員賄賂の類型化は従来あまり行われていなかったが、最近になって、神山敏雄は賄賂の目的に沿ってそれを次の四つの形態に分類している。すなわち、第一形態は、企業側が政府金融機関から莫大な融資を受けることを狙って賄賂の授受が行われた場合である。第二形態は、企業側にとって有利となる法案の作成、審議、票決又は企業側にとって不利となる法案の廃止等を狙って賄賂の授受が行われた場合である。第三形態は、国会の委員会等で企業側にとって有利となる質問をし、不利となる質問をもみ消すことを狙って賄賂の授受が行われた場合である。第四形態は、大臣、政務次官、事務次官その他の役人が企業サイドの利益を実現するために行政権を行使することに関し賄賂の授受が行われた場合である（神山敏雄「日本における賄賂罪、政界・官界・業界の構造汚職を中心に」、『犯罪と刑罰』第10号、1994、41頁以下）。勿論、このような分類は本書でのそれとは異なるものである。

- (11) 「最高裁判所昭和59年5月30日第1小法廷判決」、刑事判例集第38巻7号、2682頁以下を参照。
- (12) 現行法上、「社会儀礼」と賄賂とがどう区別されるのかに関して、本論文の第2部1編3章で詳しく検討する。
- (13) ロッキード事件の事実関係に関して、高等裁判所刑事判例集第40巻2号、77頁。判例時報第1257号、3頁。田中二他編『戦後政治裁判史録第五巻』（1980）、345頁参照。
- (14) この事件に関して、「激震土建国家・上、業界ぐるみで不正」（『朝日新聞』1993年10月27日）、「激震土建国家・中、利権構造打破遠く」（『朝日新聞』1993年10月28日）、「激震土建国家・下、発注側、絶対な権限」（『朝日新聞』1993年10月30日）参照。
- (15) 『現代用語の基礎知識・1994』（自由国民社）、1062頁。
- (16) 勝田有恒「談合と指名競争入札：法文化史的アプローチ」、『一橋論叢』第111巻1号、1頁。
- (17) 前掲注15。
- (18) 小林俊治『企業の政治献金：“もう一つの投資”理論』（日本経済新聞社、1976）、106頁以下。
- (19) 広瀬道貞『政治とカネ』（岩波新書・90、1991）、95頁以下。
- (20) 例えば、運輸省の技術官僚の多くが海洋土木を中心とした建設会社（マリコン）に天下りし、その際、運輸省側が年収や採用期間などの雇用条件を自らの意向通りの内

容で建設会社に書面に記載させ、提出させている（『朝日新聞』1993年12月27日）。

(21) 前掲注3。

(22) リクルート事件の全容に関して、池田昌昭『リクルート疑獄と政管財癒着構造』（金沢印刷、1989）参照。

(23) これについて、佐藤悠「リクルート事件の本質」、『朝日新聞』1989年6月1日参照。

(24) 「政界資金、数百億とも」、『朝日新聞』1992年8月28日参照。

(25) 室伏哲朗、前掲註7。

(26) John T. Noonan, *Bribes* (University of California Press, 1984), p.3.



## 第4編

### 賄賂刑事規制実体法

この本の序章では、客観的に見れば「国民間の不平等を引き起こしうる権力者との互惠的交換行為」のすべてが賄賂にあたる、ということを目指した。そして、この客観的賄賂概念を出発点に、これまでの三つの編では、中、米、日それぞれの社会における賄賂の社会的意義を分析、比較してきた。ところが、同じ序章では、次のことも指摘している。つまり、主観的に見れば、社会的観念としての「賄賂」には、単に国家権力との利益交換という「行為」・「定数」だけではなく、それが非難されるべきであるという社会的「反応・変数」も含まれている。そして、そのような「反応・変数」が歴史段階の違いまたは社会文化の相違により変わる。この第4編から次の第6編までは、本書の第2部または各論として、これまでの分析、比較を通じて明らかにされた賄賂の社会的意義（いわば賄賂の客観面）を念頭に、賄賂に対する主観的・社会的反応の一つともいえるべき刑事規制、具体的に言えば、賄賂の刑事規制実体法、その刑事規制手続き法、刑事規制の社会的機能を分析、比較していく。

とりあえず、この第4編では、次の九つの側面から中、米、日それぞれの社会における賄賂の刑事規制実体法を見て、それぞれの特色を探る。すなわち、刑事規制法の概観、賄

賄罪の基本類型、収賄罪の主体、賄罪と職務の関連における「職務」、賄罪と職務の関連における「対価性」、賄罪の内容となりうる利益、賄罪と賄行為との限界、賄罪とその他の罪の限界、刑事制裁の様式が、これである。

## 第1章

### 「狭くて厳しい」中国の賄罪刑事規制実体法

中国における賄罪刑事規制実体法は「狭くて厳しい」ことをその特徴としているといえる。「狭くて」の具体的現れとしては、賄罪が成立するに、「賄罪が授受される」という行為の質的要件だけではなく、「授受された賄罪が一定の金額に達する」という行為の量的要件も必要とされ、賄罪はいわば「質」と「量」との統一体であること、賄罪と職務行為との間では対価関係が必要とされ、しかも、それが具体的なものでなければならないこと、賄罪の内容となりうる利益が「財物」（いわば有形的で財産的利益）に限られることなどがあげられる。それに対して、「厳しい」の具体的現れとしては、賄罪の法定刑が極めて重く、死刑まで設けられていることなどがあげられる。以下においては、それぞれを具体的に検討していく。

## 第1節 賄賂刑事規制実体法の概観

中国では、昔から、汚職行為ないし流職行為をなした役人は「貪官汚吏」と呼ばれる節がある<sup>(1)</sup>。それ故か、中国共産党の率いる現政権は、1949年10月に全国を掌握する前に、その多くの革命根拠地で『貪汚罪の処罰に関する条例』といった名称の法律を作り、革命幹部の汚職行為のすべてを「貪汚罪」という一つの罪名で厳しく処罰していた。賄賂行為も「貪汚罪」の一形態として、刑事規制の対象となっていた<sup>(2)</sup>。そして、中華人民共和国成立後、公務員汚職行為に対処するために、中央人民政府が1952年4月18日に『中華人民共和国懲治貪汚条例』（以下、「貪汚条例」と略称）を公布、施行した。そこでも、建国前の革命根拠地での伝統が継承され、公務員の賄賂行為が依然「貪汚罪」の一形態として規定され、死刑までの刑罰が設けられた<sup>(3)</sup>。この「貪汚条例」は公布、施行されてから1979までの約28年間、中国における賄賂などの公務員汚職行為を規制する唯一の刑事法規として一貫して用いられていた。しかし、その条文が僅か18条にすぎず、条文の規定自体も極めて大雑把で宣言的なものであるので、何が貪汚罪なのか、さらに何が賄賂なのかは殆ど具体的に示されず、その判断が多くの場合時の共産党・中央政府の政策・指示および事件担当者の認識に委ねざるをえなかった<sup>(4)</sup>。それ故、「文化大革命」中、「貪汚罪」範囲が無制限に拡大されて、多大な混乱が起こった。

そのような苦い経験から、1979年7月6日に公布され、1980年1月1日から実施された刑法典（以下では、これを「旧刑法典」という）では、従来の「貪汚罪」の細分化・具体化が図られた。その結果として、「貪汚罪」が公務員の業務上横領に限られ、従

来は「貪汚罪」として処罰されたその他の行為が六つの条文（罪名）に分けられるようになり、賄賂も独立した条文（罪名）として刑法185条に規定された<sup>(5)</sup>。同時に、賄賂に対する法定刑も大幅に緩和され、一般の場合には5年以下の徒刑で、情状が重大な場合には5年以上の有期徒刑が適用されるようになり、無期徒刑、死刑が賄賂罪の法定刑としては設けられなかった。

ところで、旧刑法典が施行されてから2年目にあたる1981年の後半から1982年早々にかけて、賄賂などの「経済犯罪」<sup>(6)</sup>が蔓延し、大きな社会問題となった。そのような情勢の中で、「経済犯罪」の蔓延原因の一つがこれらの経済犯罪に対する法定刑があまりにも軽いことにある、という批判が各方面から起こった<sup>(7)</sup>。そこで、全国人民代表大会常務委員会が「経済活動を嚴重に破壊した犯罪者厳しく処罰するための決定」（以下「経済犯罪厳罰決定」と略称）を1982年3月8日に公布して、旧刑法典典に対する部分的改正を行った。その改正で、賄賂罪の法定刑が引き上げられ、死刑を設けている刑法155条の横領罪（つまり細分化された後の貪汚罪）に照らして、量刑を行い、情状が特に重い場合には無期徒刑か死刑に処することができるようになった<sup>(8)</sup>。

もともと、横領罪、賄賂罪に関する旧刑法典の本来の規定及びその部分的改正後の規定が極めて短く曖昧なもので、その法定刑の幅も極端に広いので、具体的な事件の犯罪認定、量刑にあたって基準にならないという嫌いがあった。これに対する指摘は、「経済犯罪厳罰決定」公布の直後に司法関係者から出された。そこで、全国人民代表大会常務委員会が横領罪、賄賂罪の明確化・具体化をはかるために、1983年8月にその「補充規定」を作成した。しかし、同年3月に「経済犯罪厳罰決定」が公布、実施されたばかりで、「補

充規定」も直ちに公布、実施すれば、人民に「法律があまりにも頻繁に改正され、安定性が欠き、厳肅さも足りないという錯覚を与えてしまう」といった理由で、この「補充規定」は立法手続きをとらずに、司法解釈という形で司法実務に提示されることにとどまった。そして、1987年になると、賄賂などの経済犯罪が再び目立つようになった。そのような背景のもとで、全国人民代表大会常務委員会は1988年1月にやっと立法手続きを取って、旧刑法典の補充として『横領罪賄賂罪の処罰に関する補充規定』を正式に公布、実施することにした。それにより、1988年1月以後の中国では、公務員賄賂の刑事規制に関する刑法上の規定が二つとなり、一つは旧刑法典の第185条（1982年3月8日の刑法修正後の条文）で、もう一つは「補充規定」（その第4、5、6項）であった<sup>(9)</sup>。旧刑法典及びその「補充規定」のもとでは、次のような内容を有する賄賂刑事規制の実体法制度が確立、存在していた。すなわち、賄賂罪が収賄罪、贈賄罪、賄賂紹介罪に分けられる。また、収賄罪が一般収賄と賄賂強要との二つの形態に分けられ、前者の成立には贈賄者に「利益をはかる」ことが構成要件とされるのに対して、後者の場合は構成要件とされない。さらに、収賄罪の刑罰に関しては、横領罪の刑罰を定めた当該「補充規定」の第2項に照らし、一般収賄罪の場合は、收受された金額が2000元以上で、犯罪が成立する（賄賂の金額が2000元以下の場合、他の情状が嚴重であるときに限って、収賄罪が成立する）。そのような収賄者に対して、收受した額と犯罪の情状を考慮して、2年以下あるいは1年以上7年以下または5年以上の有期徒刑に処し、財産を没収する。1万元未満の賄賂を收受して、国家利益または集団利益に重大な損失を与えた場合は、10年以上の有期徒刑に処し、財産を没収する。1万元以上の賄賂を收受して、国家利益または集団

利益に重大な損失を与えた場合は、無期徒刑または死刑に処し、財産を没収する。賄賂を強要した場合は、より重く処罰する。法人による賄賂罪も認められ、賄賂罪を犯した法人に対して、賄賂を収受、強要して、他人に利益をもたらし、情状が重い場合は、法人自体罰金を科す他に、その直接管理者または直接責任者を5年以下の徒刑に処する（いわば「両罰制」が実行される）。

ところが、1997年3月になって、中国刑法の全面改正が実現されて、新しい刑法典（以下では、これを「現行刑法典」という）が制定された。その実施も同年10月1日から始まった。賄賂罪に関しては、現行刑法典は基本的に旧刑法典及び1988年の「補充規定」の規定を受け継いでいるが、次の二点で変更が行われた<sup>(10)</sup>。まず、収賄の金額と法定刑との対応関係を調整した。すなわち、10年以上の有期懲役刑、無期懲役刑、死刑を科すことのできる収賄罪の金額を従来の5万元から10万元に、5年以上の有期懲役刑、無期懲役刑を科すことのできる収賄罪の金額を従来の1万元以上から5万元以上に、収賄罪の成立に必要とされる金額の下限を従来の2000元から5000元までに、それぞれ引き上げた。次に、それまでは、司法解釈のなかで導入されていた斡旋収賄罪を正式に定めるようになった。

なお、1980年半ばから、中外合資・合弁企業、外資企業、私営企業が数多く登場していて、中国経済においてますます重要な位置を示すようになってきている。それに伴って、そのような企業自体またはその職員が絡んだ贈収賄事件が多発している。しかし、1995年2月までは、そのような賄賂事件は、そのような企業が国家所有制企業または集団所有制的企業でなく、その職員の殆どが公務員でないなどの理由で、公務員賄賂を定めた刑

法典及びその「補充規定」で処罰することができなかった。1995年2月28日になって、全国人民代表大会常務委員会が「会社法に違反した犯罪を懲治するための決定」を公布して、その中で新たに「会社企業人員収賄罪」を設けた。それにより、中外合資・合併企業、外資企業、私営企業の職員が絡んだ賄賂事件は、はじめて、公務員収賄罪とは別の収賄罪として処罰されるようになった。現行刑法典もその規定を取り入れている（この「会社企業人員収賄罪」が民間人を対象としたもので、本書の研究対象外である）。

## 第2節 賄賂罪の基本類型

現行中国刑法における賄賂罪は収賄罪、贈賄罪、賄賂紹介罪という三つの基本類型からなっており、その三つのいずれもさらに自らの類型を有している。

### 一：収賄罪の類型

#### 1：「利益はかり収賄」

中国刑法及びその判例がイメージしている収賄罪の最も基本的類型は、公務員がその職務上の便利を利用して、他人から財物を収受し、そのかわりに他人に利益をはかる行為である<sup>(11)</sup>。「財物の収受」とその見返りとしての「利益はかり」とが同時に収賄罪の基本要素とされている（以下はこれを「利益はかり収賄」と称する）<sup>(12)</sup>。

この基本類型からすれば、公務員は賄賂を収受して、そのかわりに贈賄者に実際に利益をはかったときは、収賄罪の成立には何の問題も生じてこないが、もし収賄公務員は、贈

賄者（あるいは関係のある第三者）に利益をはからなかったときは、収賄罪が成立するかどうか、という問題が生じてくる。この問題に関しておよそ次の三つの見解が見られる。

①：いわば「客観説」がある。すなわち、「はかったこと」を収賄罪の要件として、収賄の公務員は主観的にははかろうとして、客観的にもはかったときは、はじめて、完全な収賄罪が成立する。主観的にはかろうとはするものの、客観的にははかることができなかつたときは、収賄罪の未遂だけが成立する。逆に、主観的にはかろうとはせずに、客観的にもはかったことはなければ、たとえ賄賂を受受したとしても、収賄罪は成立しない。この「客観説」は立法上の態度であるように思われるが、中国刑法学界では、それが少数派の主張となっているようである<sup>(13)</sup>。②：いわば「主観説」がある。すなわち、客観的に「はかった」かどうかではなく、「主観的にはかろう」という意志があれば、十分であつて、収賄罪の既遂が成立する。この考え方が近年の判例及び一部の刑法学者の間で見られる<sup>(14)</sup>。③：いわば「承諾説」がある。すなわち、客観的には「はかった」ことがなく、主観的にも「はかろう」とはしないが、贈賄者に「はかってあげる」という承諾をしていれば、収賄罪の既遂が成立する。このような考え方が賄賂犯罪の厳罰を求める多くの刑法学者により主張され、それに沿った判例も見られる。例えば、死刑判決の許可権をもつある省の高級人民法院の刑事裁判庭の庭長は、死刑判決を受けた被告人の家族から1万円の現金を受け取って、その家族に「執行猶予付きの死刑」に変えると承諾したが、實際上、変える意志は全然なく、他の裁判官に死刑にするように指示したり、死刑にするかどうかの裁判官投票で自らも賛成票をを同自投じたりして、全く贈賄者に利益をはかってあげなかつた。にもかかわらず、収賄罪で起訴されて、有罪の判決を受けた<sup>(15)</sup>。



「はかる利益」がどのような性格のものかに関しては、それが不当で違法的なものである場合に限って、収賄罪が成立する、という見解が1980年代初期まで一時的にあったが、それ以後は、収賄罪の基本類型である「利益はかり収賄」の場合は、「はかる利益」が不当かどうかは犯罪の成立には影響しないが、収賄罪の特殊類型である斡旋収賄罪や贈賄罪の場合は、「はかる利益が不当」であるときに限って、犯罪が成立する、という見解が多くなり、現行刑法典もこの見解を取り入れている。

## 2：「強要収賄」

従来、「利益はかり収賄」が収賄罪の唯一の類型であったが、1982年3月の「経済犯罪厳罰決定」は、はじめて、賄賂の強要を収賄罪の一つの独立した類型として定めた。但し、「贈賄者に利益をはかる」ことがその要件かどうかについてはそれを明示しなかった。その後になって、司法解釈及び刑法学界では、賄賂を強要した場合でも、収賄罪として成立するには、「贈賄者に利益をはかる」ことが必要である、という見解が主張された<sup>(16)</sup>。しかし、1988年の「補充規定」は、賄賂を強要する場合は、強要行為があるだけで、収賄罪（既遂）が成立するとして、「贈賄者に利益をはかる」ことがその成立要件ではないことを、明白に定めるようになった<sup>(17)</sup>。現行刑法典においても、それは継承されて、「利益はかり収賄罪」とは異なった「強要収賄」が収賄罪の一つの独立した類型として定められている（現行刑法典第385条前段）。

## 3：「経済活動中に限ったの単純収賄」

1988年までの刑法においては、理論上、公務員は経済活動で正式な規定を破ってリベートや手数料を受け取って、個人のものにしても、強要することがなければ、または、利益をはかることがなければ、収賄罪等の犯罪を問われることはなかった。しかし、1988年の「補充規定」では、公務員は経済活動において国家の規定以外に様々の名目でリベートや手数料を徴収して、個人に所有した行為が収賄罪として処罰されることが定められた。この規定により、公務員は、経済活動においては、規定以外のリベートや手数料をもらえば、たとえ強要することがなくても、また、利益をはかることがなくても、収賄罪（既遂）が成立するようになり、新たな収賄罪の類型が確立されたわけである<sup>(18)</sup>。現行刑法典もこの規定を取り入れている（同第385条後段）。

#### 4：「斡旋収賄罪」

中国では、1980年半ばまでは、斡旋して賄賂を収受する行為を収賄罪として処罰するという意識は、立法、司法及び刑法学界ではあまりなかった。しかし、1980年代後半になると、斡旋して賄賂を収受する行為が流行するようになり、それに対処する必要性が生じてきた。それに加えて、日本刑法学界などの交流で、日本では斡旋収賄罪という罪名があることが伝えられ、中国の法律関係者の注目となった。こういう背景の中で、最高人民法院と最高人民検察院が1989年11月に行われた1988年の「補充規定」に対する司法解釈の中では、はじめて、斡旋行為も収賄罪に従って処罰することを宣言して、その後、事実上、斡旋収賄罪が存在するようになった。現行刑法典はこの司法解釈の規定を受け継いで、法律上正式に斡旋収賄罪を定めるようになった（同第388条）。但し、

司法解釈も現行刑法典も、賄賂を收受することの代わりに、贈賄者にはかってあげる利益が不当かどうかは関係なしに犯罪が成立する、という普通の収賄罪の構成要件とは違って、「はかってあげる利益」が不当で違法的な利益であるときに限って、斡旋収賄罪が成立するとしている。

## 二：贈賄罪の種類

### 1：「不当な利益をはかる贈賄」

1985年までの刑法においては、理論上、利益をはかってもらうために公務員に財物などの賄賂を贈っていたら、贈賄罪にあたりとされていたが、「利益をはかってもらう」について、司法実務及び刑法学界で考え方の違いがあった。公務員に賄賂を贈っていたら、「はかってもらう利益」が正当で合法的なものか、不当で違法的なものかは関係無しに、贈賄罪が成立する、という見解があれば<sup>(19)</sup>、「はかってもらう利益」が不当で違法的なものに限り、贈賄罪が成立する。その利益が正当・合法的なものであれば、贈賄罪は成立しない、という見解もあった<sup>(20)</sup>。しかし、1985年7月に、最高人民法院・最高人民検察院が司法解釈を行い、そのなかで、「不当な利益をはかってもらう」ために公務員に賄賂を贈った場合のみ、贈賄罪が成立する。賄賂を強要されて、贈賄した場合は、贈賄罪は成立しないという解釈がなされた。1988年の全国人民代表大会常務委員会の「補充規定」でも、同じく、「不当な利益をはかってもらう」ことを贈賄罪の要件として定めていた。現行刑法典も同じ規定を定めている。

### 2：「経済活動中に限った単純贈賄」

1988年の「補充規定」では、はじめて、「経済活動中に限っての単純収賄」が認められたことと同様に、その規定の中でも、はじめて、「不当な利益をはかってもらう」ことを要件としない、「経済活動中に限っての単純贈賄」が定められた。すなわち、経済活動に絡んで、たとえ合法的利益をはかってもらう、または、利益をはかってもらわないとしても、法の規定に違反して、公務員に相当の金額の利益を贈っていれば、贈賄罪が問われる。現行刑法典も同じ姿勢である。

### 三：賄賂紹介罪の基本類型

1980年から実施されていた旧刑法典が賄賂紹介罪を定めていたが、1988年の「補充規定」がそれについて一切に触れていない。これをもって、賄賂紹介罪が事実上廃止されたという主張もあった<sup>(21)</sup>。しかし、立法関係者の見解、または、1988年の「補充規定」以後の司法実務を見れば、賄賂紹介罪が依然として生きており<sup>(22)</sup>、現行刑法典も賄賂紹介罪の条文を設けている（同392条）。

賄賂紹介罪は、言葉の通りに、贈賄者と収賄者との間で紹介、媒介などの活動を行って、賄賂関係の実現を促成する行為である<sup>(23)</sup>。この犯罪が成立するためには、行為者の身分には制限がなく、民間人でも公務員でもよいこと、賄賂の紹介者が客観的な紹介、媒介行為を行うことが必要であることなどについて、特に見解の違いがない。しかし、賄賂の紹介者は故意だけが認められればよいのか、それとも、「私利をはかる」という動機がなければだめなのか、という主観的要素に関しては、刑法学界で意見が分けている。「私利をはかる」ために賄賂を紹介する場合に限って、賄賂紹介罪が成立する、という少数意見

がある一方<sup>(24)</sup>、故意であれば、どのような動機であろうと、すべて賄賂紹介罪が成立する、という多数意見もある<sup>(25)</sup>。但し、入手した判例を見てみると、学界の少数意見に基づいた判決があるが、多数意見に沿った判例は見当たらない。

### 第3節 収賄罪の主体たる「公務員」

収賄罪の主体たる者が何か、その範囲がどこまでにするかは、立法上においても、司法実務及び刑法学界においても最も混乱している問題の一つである。統一した明白な基準もはっきりとした範囲もなく、その中で、その基準がさらに曖昧化されて、その範囲が日毎に拡大されるのは今日の中国の現状といえよう。

#### 一：法律上における収賄罪の主体

1980年実施された旧刑法典では、収賄罪の主体が厳格に「国家工作人員」（中国では、「公務員」という言葉は1980年代後半まではあまり使われておらず、そのかわりに、国家機関に勤務する職員のことを「国家工作人員」で表現していた。1990年代以来、行政法などの領域で「公務員」という言葉が正式に使われるようになったが、現行刑法典を含めて、刑法上は、依然として「国家工作人員」という用語を用いている<sup>(26)</sup>。旧刑法典はその第83条で、国家工作人員を「すべての国家機関、企業体、事業体及びその他において法律に基づいて公務に従事している者」とであると定義している<sup>(27)</sup>。旧刑法典の当時のこのような規定に従えば、収賄罪の主体になるためにはおよそ次の二つの要件が

必要であると言われていた<sup>(28)</sup>。一つは、当該人の勤務先が国家機関・国家所有制企業体・国家所有制事業体及びその他の国家的組織であること。もう一つは、当該人は法律に基づいて公務に従事していることである。前者は、国家機関・国家所有制企業体・国家所有制事業体及びその他の国家的組織とそうでない機関・企業体・事業体およびその他の民間体とを区別するためのものである。後者は、公務に従事している国家工作人員とそうでない人々とを区別するためのものである。

旧刑法典施行当初、収賄罪の主体の範囲はこの二つの基準で示すことができると期待されてはいたが、しかし、すぐに次のような問題に直面するようになった。中国では、国家機関・国家所有制企業体・国家所有制事業体及びその他の国家的組織と並んで、公共機関、集団所有制的企業体・事業体及びその他の社会組織が存在している。このような機関、団体、組織が事実上国家権力（特に経済を管理する国家権力）を一定の程度で行使し、公共的な事務を担う場合は少なくない<sup>(29)</sup>。また、中国の人事制度に関する法律からすれば、「国家工作人員」は必ずしも国家機関、国家所有制企業体、・国家所有制事業体及びその他の国家的組織に勤務するわけでもなければ、国家機関、国家所有制企業体、国家所有制事業体及びその他の国家的組織に勤務している人々はそのすべてが「国家工作人員」という身分をもつには限らない。そこで、国家機関でない公共機関、集団所有制的企業体・事業体及びその他の社会的組織に勤務する「国家工作人員」が賄賂を収受した場合は、収賄罪が成立しないのはおかしいのではないか。同じく、「国家工作人員」という法的身分を持たない人々が国家的・公共的な事務に携わって賄賂を収受した場合は、収賄罪が成立しないのもおかしいのではないか、といった批判が早く出された<sup>(30)</sup>。あいにくも、1981

年以後には、公共機関、集団所有制的企業体・事業体及びその他の社会的組織の職員による収賄及び「国家工作人員」という法的身分を持たない人々による収賄、企業などの法人による贈収賄が多発するようになった。このような状況の中で、全国人民代表大会常務委員会は、1988年の「補充規定」で、収賄罪の主体として国家工作人員のほかに「集団経済組織の工作人員あるいは公務に従事しているその他の人員」も含まれると明言して、収賄罪の主体の拡大をはかった<sup>(31)</sup>。これにより、従来は「国家工作人員」でないとして収賄罪の主体とされなかった公共機関、集団所有制的企業体・事業体で公務に従事している職員も収賄罪の主体とされるようになった<sup>(32)</sup>。また、「補充規定」に対する1989年11月6日の最高人民法院・最高人民検察院の司法解釈では、すでに退職した国家工作人員がもとの職権または地位に基づいて形成された便利条件を利用して現職の国家工作人員を通して贈賄者に利益をはかって、そのかわりに賄賂を強要、收受したときは、収賄罪が成立するとして、退職した国家工作人員も収賄罪の主体であることを示している。さらに、法人による贈収賄に関しては、従来は、法人が贈収賄罪の主体とされなかったが、1988年の「補充規定」は刑事法規としてははじめて贈収賄の主体であることを定めるようになった<sup>(33)</sup>。

現行刑法典はこのような流れを受け継いで、次のように「国家工作人員」を定義して、拡大されてきたその範囲を追認している。すなわち、「この法律でいう国家工作人員とは、国家機関の中で公務に従事している人員をいう。国営の会社、企業、事業体、人民団体の中で公務に従事している人員、および、国家機関または国営の会社、企業、事業体の派遣により国営でない会社、企業、事業体、人民団体の中で公務に従事している人員、並びに、

法律に基づいて公務に従事しているその他の人員は、国家工作人員と見なされる」という（同第93条）。しかし、このような定義があるにもかかわらず、個々の事件にあたって、その当事者が「国家工作人員」であるかどうかの判断は依然として複雑な問題となっている。

## 二：司法実務及び刑法学界における収賄罪の主体

これまで検討したように、立法上は、基本的に列挙的記述で収賄罪の主体の範囲を示そうとしている。それに対して、司法実務及び刑法学界においては、列挙的方法ではなく、一つの判断基準を見出して、収賄罪の主体範囲を定めよう、という努力がなされているように見える。今までに入手した判例及び刑法学者の論文を見る限り、およそ三つの判断方法が主張されていることが分かる。

### ①：「身分説」

すなわち、当該人は、人事法律から見て「国家工作人員」という身分を有するかどうかで、収賄罪の主体になるかどうかを判断する<sup>(34)</sup>。便宜的にこれを「身分説」と呼ぶことにしよう。この「身分説」は、刑法典の定めた二つの要件の一つ（身分的な要求）のみを採ったもので、これに従えば、「国家工作人員」を持つ者であれば、その勤務先がどこであろうと、その勤務内容が如何なるものであろうと、収賄罪の主体になりうる。これは明らかに刑法典の設定した収賄罪の主体範囲より広がっている。しかし、「国家工作人員」の身分を持たないものの、国家権力の行使・公務に携わる他の集団工作人員及び委託された工作人員の収賄は、この「身分説」によると依然として処分することができない。特に、1988年「補充規定」では、「集団経済組織の工作人員及び公務に従事するその他の人



員も」が収賄罪の主体に含まれるとはっきりと規定した以後、「身分説」に固執することは著しく立法者の意思に背くことになる。

## ②：「立場説」

「身分説」に反して、「国家工作人員」の身分を有するか否かを問わずに、「公務に従事している」立場にあるか否かで収賄罪の主体範囲を判断する、という方法がある<sup>(35)</sup>。便宜的にこれを「立場説」と呼ぶことにしよう。この「立場説」は刑法の規定を完全に破るもので、収賄罪の主体範囲を無制限に拡大する嫌いがある。これによると、当該人がどいういふ身分で、どこの機関・組織に勤めるかは、収賄罪の主体になるかどうかの判断にとって一切関係がなく、公務に従事しているかどうかはその判断の唯一の基準となる。極端に言えば、国家機関・国家所有制企業体・事業体の一般従業員でも、公務に従事していれば、収賄罪の主体になりうる。列挙的にいうと、収賄罪の主体になりうる者には、国家工作人員・集団工作人員・委託された工作人員の他に、他の国家機関の従業員をも含まれる。但し、同じ「立場説」を採る者が「公務」の意味合いに関して、二つの違った意見に別れている。「公務」とは国家権力の行使・公の事務のことを意味する、という多数説と、「公務」とは公共性・公衆性のある事務を意味する、という少数説との対立がある。「公務」がどう解釈されるべきかはともかくとして、立場のみで収賄罪の主体を判断するのは、収賄罪の公務員の濫職犯罪としての性格がもはや無視され、立法者の本来の意思に背き、収賄罪を何にもかも入れられる一つの大きな「ゴミ袋」にしてしまい、罪と罪との限界及び罪と非罪との限界を曖昧にし、立法上にも司法上にも大きな混乱を引き起こすのではない

か、といったような批判がある<sup>(36)</sup>。

### ③：「折衷説」

①の「身分説」と②の「立場説」を調和して、収賄罪の主体範囲を定めようとする方法も見られる<sup>(37)</sup>。便宜的にこれを「折衷説」と呼ぶことにしよう。この「折衷説」が①の「身分説」と②の「立場説」を調和したといっても、決して両者の簡単な組み合わせを意味するものではない。むしろ、「法に基づいて公務に従事している」という刑法典の条文に注目して、「身分説」と「立場説」を新たに解釈することによって、この「折衷説」が構築されている。まず、この「折衷説」は、収賄罪の主体になるための必要な身分を「国家工作人員」に限定せず、「法に基づいて」公務に従事できる何らかの身分を持てば、主体的要件要素が満たされるとする。ここで、重要なのは、「国家工作人員」という人事法上の正式な身分があるかどうかではなく、公務に従事することが「法に基づく」のかどうか、言い換えれば、公務に従事するための「法定身分」または「法的関係」があるかどうかということである。このように、身分的な要求を新たに解釈することを通じて、「国家工作人員」の身分が無ければ収賄罪の主体にはならない、というあまりにも狭い要求に固執する①の「身分説」に修正を加えたことで、収賄罪の主体範囲が適当に広げられて、より中国の実際の事情に合うようになった。次に、この「折衷説」は②の「立場説」のように収賄罪が成立するための主体的な要求は放棄することなく、「法定身分」・「法的関係」の存在を公務に従事するための前提として、主体的構成要件から収賄罪の成立に一定の制限を加え、立場のみで判断して収賄罪の範囲を無制限に拡大する傾向を見せる②の「立場

説」を合理的に修正して、収賄罪の公務員の渇職犯罪の一種としての性格をなお維持している。さらに、「公務」の意味合いに関して、この「折衷説」は、「公務」が国家権力に係る事務であるとはっきりした認識を示して、「公務」を一般の公共的事務に広げようという主張に釘をさした。「折衷説」がより合理的なものとして一般的に理解されており、1988年の「補充規定」を含めて、それ以後の立法動向としてはますます「折衷説」に傾いており、現行刑法典も基本的にはこの立場に立っているように見える。

#### 第4節 賄賂と職務の関連性における「職務」

中国刑法上、賄賂罪が成立するには賄賂と職務との関連性が必要とされている。そして、それが「職務上の便利を利用して」という表現で定められている。しかし、實際上、「職務上の便利を利用して」かどうかの判断に当たって、他の国で見られないほどの難しさがあり、統一した基準が確立されたとは今だに言えない。このことが次のような諸事情に起因していると思われる。①：共産党と政府との権力関係が分立されておらず、党のポストにいる人間は實際上政府の公務員に属する権限を掌握する場合がまれではないし、また逆の場合もないわけではない。このような権力・権限関係の不明確さから生じる法令上の権限と実際上の権限との分離現象が常に存在している<sup>(38)</sup>。②：国家機関・国家工作人員の権限を定める行政法などのような法律・法令・規定が十分に整備されておらず、国家機関・国家工作人員の権限の根拠が多くの場合法律、法令などのような正式なものではなく、慣

習や上級指導者の指示等のような非正式で確認しにくいものに基づいている<sup>(39)</sup>。③：1978年以来「改革政策」政策が施行されており、その過程において、国家機関・国家工作人員の権限の変化は激しくて、法律・法令上の権限と実際上の権限との食い違いが常に見られる<sup>(40)</sup>。以上の三つの事情は中国における賄賂と職務との関連性の判断に難しさをもたらすと同時に、その判断に中国なりの特徴をもつけている。以下においては、このようなことを念頭において、賄賂の関連対象とされる「職務」の範囲、そして、職務と賄賂との対価性を見てみる。

先にも述べたように、中国刑法上は、「職務上の便利」という言葉で賄賂の関連対象とされる「職務」を表現されている。そのために、「職務上の便利」の範囲がつまり賄賂の関連対象とされる「職務」の範囲となるわけである。そして、「職務上の便利」の範囲に関しては、立法上は賄賂罪の種類により二つの規定の仕方をしている。つまり、一般収賄罪の場合（現行刑法典第385条）は、「職務上の便利を利用して」という表現が使われているのに対して、斡旋収賄罪の場合は、「本人の職務権限またはその地位から形成される便利条件を利用して」という用語が用いられている。斡旋収賄罪の場合は、その「職務」の範囲が広いわけである。立法関係者によると、斡旋収賄罪上の「職務」をこのように広く定めることには互いに関連する二つの動機がある。一つは、斡旋収賄罪における職務利用の形態が普通の収賄罪のそれと違うので、その特殊性に応じるための規定である。もう一つは、斡旋収賄罪の場合は、自分の職務を直接に利用するのでないので、普通の収賄罪のように「職務の範囲」を定めると、特殊性のある斡旋収賄罪の場合、「職務上の便利を利用

して」という要件はどの事件においても該当することがなくなり、斡旋収賄罪の規定自体は意味がなくなるからである、という。しかし、立法上のこのような方法とは異なって、司法実務及び刑法学会においては、統一した基準を確立しようという努力がなされており、これまでおよそ三つの判断基準・方法が示されている。

#### 一：「職務権限」説

これはいわば伝統的な判断基準であって、1989年11月6日に最高人民法院・最高人民検察院が司法解釈を行うまでは主流であった。その内容が次のようである<sup>(41)</sup>。すなわち、「職務上の便利」は、公務員が法律・法令・法規・工作規範等に基づいた自らの職務の範囲内における便利、換言すれば、自ら直接に管理、担当する職務上の事項から生じた便利に限られるべきである。ここで、次の二点が特に強調されている。

まず、職務かどうかは、法律・法令・法規・工作規範等にその授權根拠があるかどうかによって決められる。法律・法令・法規・工作規範等にはその授權根拠がない場合、いくら現に当該公務員がその職務に関連・介入していると言っても、それは当該公務員の合法的職務ではない。従って、当該公務員の行為が他の犯罪になるかもしれないが、「職務上の便利を利用して」にあたらぬので、収賄罪は成立しえない。このような態度を示した判例としてあげられるのはいわゆる「黄某金銭收受事件」に対する人民法院の判決である<sup>(42)</sup>。被告人の黄某は、ある市の共産党規律検査委員会の幹部である<sup>(43)</sup>。1986年1月に、当該市に進出しようと計画している建築業者から進出の許可をとってくれるように頼まれた。その後、黄は共産党規律委員会の幹部という身分で、市政府の建設委員会、労働委員会等の政府機関に行き、それらの機関の責任者に会い、当該業者の進出を許可する

ように要求した。黄の影響で進出許可がすぐ業者に出された。業者は「手数料」という名目で黄に2万5千元を贈った。第一審の人民法院は、黄の行為は収賄罪であるとして、黄に10年間の有期懲役を科したが、黄は「自分は職務上の便利を利用していないので、収賄罪を犯していない」として控訴した。第二審の人民法院は、「進出手続きの許可が黄の職務ではなく、黄がその手続きに協力したことは自分の所管・担当する職務を利用しているとはいえ、職務上の便利を利用することにはならない」として、黄の無罪を宣告した。

次に、身分上の便利と職務上の便利とは厳格に区別されるべきである<sup>(44)</sup>。身分上の便利を利用するのは、公務員が自分のポスト・身分を前提に、他人に影響を与え、自分の要求を満足させることである。それに対して、職務上の便利を利用するのは、公務員が現に自分の担当・所管する職務を直接に利用することである。前者の場合は収賄罪は成立しない。後者の場合のみ、収賄罪が成立する。このような態度を示したのは次の判例である<sup>(45)</sup>。被告人張某はある市の共産党書記の秘書である。1984年7月にある貿易会社の経営者は彼のところへ行って、国家計画に基づいてしか購入できない鋼材料の購入に協力してくれれば、そのかわり、一定の報酬を送ると暗示した。張某はこれに応じて、市に属する制鋼工場の責任者に電話して、当該貿易会社に一般の市場価格よりやすい計画価格で好材料を売るように要請した。工場の責任者は、張は市の共産党委員会書記の秘書であることを考慮して、150トンの鋼材料を計画価格で貿易会社に売った。張某は「協力費」という名目で貿易会社から1万7000元を受け取った。この事件に対して、検察側は収賄罪で張を起訴したが、裁判を担当していた人民法院の裁判官は、身分上の便利と職務上の便利を厳格に区別すべきであるという理論を打ち出して、張は鋼材料を誰に売るかという

ことを担当しているのではなく、そのような職務権限を持っていない。張の利用したのは彼の職務上の便利ではなく、市の書記の秘書という身分上の便利にすぎない。これは許すべきことではないが、「職務上の便利を利用して」を要する収賄罪にはならない、というふうに判示していた。

## 二：「職務的便利」説

これは多数的判断基準ともいえるものである。最高人民法院及び最高人民検察院は1989年11月9日に司法解釈を行い、その中で、「職務上の便利を利用して」を次のように解釈をした。すなわち、「収賄罪でいう『職務上の便利を利用して』とは、職権または職務に関わる便利条件を利用することをいう。『職権』とは本人の職務範囲内の権力をいい、『職務に関わる』とは直接に職権を利用しないものの、本人の職権または地位に基づいて形成される便利条件を利用することをいう」。この司法解釈により、伝統的「職務権限」説が崩れて、「職務的便利」説が展開されて、今日に至って、徐々に主流となっている<sup>(46)</sup>。この説の主な主張が次のようである<sup>(47)</sup>。すなわち、「職務上の便利を利用して」には、公務員が法律・法令・法規・工作規範等に基づいた自らの職務の範囲内における便利を利用した場合は勿論、その外には、自分の職務権限から形成された便利条件を利用した場合も、また、自分の職務的身分・地位をたてにとって、部下・下級機関及びその他の関係者に影響を与えて、彼らの職務上の便利を利用した場合も含まれる、という。先の①の「職務権限」説によれば、法律・法令・法規・工作規範等にその授權根拠があるかどうか「職務上の便利」かどうかを判断するための鍵で、法律・法令・法規・工作規範等に

授權根拠がない便利を利用しても、「職務上の便利を利用して」には当たらない。これに対して、この「職務的便利」説によれば、法律・法令・法規・工作規範等に授權根拠がなくても、職務権限ないし職務的身分・立場に関わって形成された便利であれば、それを利用した場合は、「職務上の便利を利用して」に当たる。

この「職務的便利」説を採用した典型的判例としてあげられるのがいわゆる「共産党上海市委員会弁公庁副主任余某受賄案」に対する上海市中級人民法院の判決である<sup>(48)</sup>。被告人の余某は、1981年から1985年にかけて、共産党上海市委員会責任者の秘書及び共産党上海市委員会弁公庁副主任の身分・ポストを利用して、上海市人民政府の對外貿易總公司（「公司」は日本語の「会社」の意味）、公安局、住宅管理局に圧力をかけて、請託者にやすい値段で国家計画品としての鋼材料の購入や住宅分配の優先等の利益を満足させて、そのかわりに、合計3万元あまりの賄賂を受け取った。上海市人民檢察院は、余某を「収賄罪」で起訴したが、被告人側は、被告人は共産党上海市委員会の幹部で、上海市人民政府の職務とは全く関係がない、上海市人民政府の對外貿易總公司、公安局、住宅管理局に圧力をかけて、請託者の利益を満足させたことは、彼の職務範囲内のことではなく、「職務上の便利を利用して」いたとはいえない。従って、被告人の行為は収賄罪には当たらない、と強く主張していた。第一審の上海市中級人民法院は、被告人に収賄罪の有罪判決を言い渡し、無期懲役及び政治權剝奪、財産沒收の刑を科した。その主な理由は次の通りである。すなわち、確かに、被告人は外見上は共産党上海市委員会の幹部で、市人民政府の職務とは無関係のように見える。しかし、今日の中国においては、事実上、党と政府との権力関係がはっきりと分立されず、党の幹部は政府機關・政府公務員に多大な影



響力を持っている。このような状況では、職務かどうかは、単に法律・法令・法規・工作規範にその授権根拠があるかどうかによって判断されるべきではない。影響力をもつ上級の幹部は、自分の直接的職務権限を利用せず、自分の職務事項とは関係なしに、単に自分の身分などで下級機関・公務員に影響を与えて、下級機関・公務員の手を通じて、彼らの直接的職務上の便利を利用する場合は、直接に自らの職務上の便利を利用する場合と、実質的には何の変わりもない。どちらの場合も「職務上の便利を利用して」という賄賂罪の要件に相当する。

### 三：「一般的便利」説

これは極端的判断基準と言ってもよい。その内容が次のようである<sup>(49)</sup>。すなわち、「職務上の便利」には、公務員の自らの職務権限上の便利（①の場合）及び自分の職務的身分・地位上の便利（②の場合）の他に、親戚・友人・知人のなどの非職務的關係を利用して、他の公務員をして職務上の便利を提供させた場合も、また、すでに辞職、退職した公務員がもとの職権または地位から形成された便利条件を利用して、他の公務員をして職務上の便利を提供させた場合も含まれる、という。先の②の「職務的便利」説に従えば、「職務的」かどうか「職務上の便利」かどうかを判断するための鍵であって、職務権限そのもののほかに、職務的身分・地位から形成された便利だけが「職務上の便利」に当たる。それに対して、この「一般的便利」説によれば、どのような便利ではなく、むしろ、「便利」自体が「職務上の便利」かどうかを判断するための鍵である、職務的身分・地位から形成される便利のみならず、親戚・友人・知人などの非職務的關係から形成される便

利条件を利用した場合でも、さらに、辞職・退職した公務員がもとの職権・地位から形成された便利条件を利用した場合も、「職務上の便利」の範囲に入る。もとより、このような考え方は刑法学界においてのみ存在するわけではない。1989年11月9日の司法解釈の中でも、公務員が自分の職務から形成される便利を利用して、または、辞職・退職した公務員がもとの職権または地位から形成される便利条件を利用して、他の公務員をして、職務上の便利を提供したときは、収賄罪として処罰するとしていた（いわば斡旋収賄罪の導入）。この司法解釈からも「一般的便利」説の影が見える<sup>(50)</sup>。現行刑法典もこの司法解釈を取り入れて、明白に斡旋収賄罪を定めるようになった。

この「一般的便利」説を堅持した判例として次のものがあげられる<sup>(51)</sup>。ある市の化学肥料工場の工場長夫人である王某は、同時に当該工場の課長でもある。1987年1月に他の会社の責任者から、やすい値段で化学肥料を売ってくれば、王某個人に一定の報酬を贈ると暗示された。そこで、工場長夫人は報酬のことを隠して、やすい値段でその会社に化学肥料を売るように、工場長に要求した。工場長は夫人の要求通りに化学肥料を売った。事後、工場長夫人は相手の会社の責任者から謝礼として6000元を受け取った。検察側は工場長夫人の行為が収賄罪に相当するとして、起訴したが、弁護側は、被告人の利用したのは自分と工場長との夫婦関係にすぎず、「職務上の便宜を利用して」という収賄罪の要件を満たしていないとして、無罪を主張していた。これに対して、人民法院は、他の公務員をしてその職務上の便利を利用して、請託者の要求を満足させて、その代わりに、請託者から賄賂を受け取る場合は、自らの職務上の便利を利用して賄賂を受け取る場合とは、形式的な違いがあるものの、実質的にはほとんど変わりがなく、どの場合も国家がそ

の公務員に与えた職務を悪用しているのである。従って、公務員は他の公務員をしてその職務上の便利を利用して賄賂を受け取ったときも、当該公務員は同じく「職務上の便利を利用して」という収賄罪の要件に満たして、収賄罪が成立するのである、と主張して、有罪の判決を下した。

## 第5節 賄賂と職務の関連における「対価性」

賄賂罪が成立するには、対価関係を要するかどうか、もし要するとすれば、どのような対価関係を要するのかに関しては、今の中国でほぼ統一した見解が見られる。

一：対価関係が必要である。

すなわち、賄賂罪が成立するためには、賄賂と職務行為とが、対価関係、すなわち給付と反対給付との関係をもたなければならない、とされている。例えば、これを示している判例として次のものがあげられる<sup>(52)</sup>。趙某は、ある地方の建築会社の社長で、1987年3月のある日に、自分の知り合いで、建設事業の管理を担当する副県長（県副知事）劉某の自宅に現金5000元を置いて、「是非受け取るように」という内容のメモを残した。劉某は帰宅して、メモを見てから、その金を受け取った。事件が明るみに出てから、趙某は贈賄罪で、劉某は収賄罪で、それぞれ起訴されたが、趙某は「劉某に金を贈ったのは、お互いに知り合いである以上、劉某の熱心な仕事ぶりに感心して、なんとかしてあげようという気持ちになったからである」と説明し、劉某も「自分と張某が知り合いであるので、メモを見たら、何にも考えずに金を受け取った」と弁明していた。この事件を担当する人

民法院は、趙某の建築会社の経営と劉某の職務との関わり等を約1年間にわたって調査していたが、結局、両者の間に給付と反給付との関係が存在するという証拠が見つからない、という理由で、両者の無罪を宣告した。

二：対価関係が具体的なものである。

すなわち、対価関係は、必ず個々の具体的な職務行為と賄賂との間に成立するものでなければならぬと解され、賄賂が単に抽象的な職務行為に対する対価であれば不十分で、対価関係の存在が認められない。賄賂罪に関する今までの中国の判例はほぼすべてが個々の具体的な職務行為と賄賂との対価関係を有罪の前提としている。中では、特に次の判例がはっきりとそれを示している<sup>(53)</sup>。被告人楊某は、山西省大同石炭管理局の幹部で、石炭の販売業及び石炭の販売価格の決定を担当していた。1981年から1982年にかけて、石炭の購入者の数人から、それぞれ2000元、4500元、700元を受け取った。その代わりに、4500元を贈った購入者Aに頼まれて、通常よりやすい値段で石炭をAに売った。検察院は、楊のもらった金の全てが賄賂に相当するとして、すべて収賄罪を構成し、贈与者のすべても贈賄罪を構成すると主張していた。これに対して、山西省大同市中級人民法院は、楊は4500元についてのみ収賄罪が成立し、贈与者の中ではAだけに贈賄罪が成立する、というような判決を下した。その理由として以下のようなことがあげられている。つまり、楊とAとの間にだけ職務と金との対価交換関係が見られる。A以外の贈与者は、楊に金を送るとき、確かに、楊が石炭の販売業及び石炭の販売価格の決定を担当していたことを念頭に置いていたが、しかし、それ以外には特に楊に何も頼んでいな

かったし、楊も金を貰ってから彼らに何か便宜を図ったこともなかった。従って、両者の間には職務と金との交換関係はなかったので、収賄罪にも贈賄罪にもならない。

## 第6節 賄賂の内容となりうる利益

賄賂の内容となりうる利益が如何なるものかが今日の中国刑法学界で最も議論されている問題の一つである。しかし、理論上の不一致とは別に、立法上及び司法実務上は終始一貫した態度を取っている。

### 一：刑法学界の見解

刑法学界においてはおよそ次の三つの見解が見られる。

#### ①：「財物」説

これはいわば伝統的見解であって、1980年代では主流であった。それによると、賄賂の内容となりうる利益は金銭や物品などの貨幣で計れるような物質（いわゆる「財物」）でしかなく、財物以外の物質的または非物質的が賄賂の内容とはなりえない、という<sup>(54)</sup>。その理由として次のようなことがあげられている。

まず、中国歴史上、賄賂罪は、一貫して横領罪と同様に財産犯罪と見なされる面が強く、「財物を贈って請託する」ことがその本来の意味であって、「財物の量を計って刑を科す」ことが賄賂罪の伝統的量刑原則である<sup>(55)</sup>。

次に、現行刑法典においても、従来の歴史が受け継がれており、賄賂罪が依然として財

産犯罪の性格をもっている。例えば、賄賂罪の法定刑が純粋な財産犯罪としての横領罪の法定刑に照らして、収賄の金額の多少で定められている。また、賄賂罪に対する刑事制裁は、懲役・拘役のほかには、「不正に得た金銭、財物は没収し、公款・公物は返還させる」という制裁も規定されている。さらに、1988年の「補充規定」及び司法解釈などでも賄賂が「財物」であることは明示されている<sup>(56)</sup>。

最後に、もし賄賂の内容となりうる利益の中に、従来犯罪視されない非物質的な利益の交換も含まれるとするならば、賄賂罪の範囲は不当に拡大されるばかりか、非物質的な利益は測りにくいために、それに関して罪の認定上及び量刑上の基準が立てられなくなり、裁判官の裁量が無制限に濫用される恐れは残る<sup>(57)</sup>。

## ②：「利益」説

これは1990年代以来の主流説である。それによると、賄賂の内容となりうる利益は収賄者の欲望に満足できる利益のすべてであり、その中には金銭や財物及び貨幣で計れるその他の物質的利益は勿論、貨幣で計れない非物質的な利益も含まれる、という<sup>(58)</sup>。このような考え方をもつ論者はその理由として次のようなことをあげている。

まず、確かに、歴史上にも、現行法上にも、「賄賂」が「財物を贈って請託をする」という意味合いで捉えられて、横領罪と同様に財産犯罪とみなされる面がある。しかし、刑法典（旧刑法典を指す。筆者註）は、横領罪を刑法各則第5章の財産犯罪に、賄賂罪を刑法各則第8章の流職罪にそれぞれ分類している。賄賂罪が流職罪に分類されたことは、賄賂罪の保護法益が財産関係ではなく、国家機関の正常な活動であることを意味する。職務

に関して物質的利益を授受することは国家機関の正常な活動を犯すことのできるが、非物質的授受もできる。そう考えれば、賄賂の内容となりうる利益はもはや物質的なものに限定する必要がなくなる<sup>(59)</sup>。

次に、現実の社会では、国家工作人員がその職務上の便利を利用して、物質的な利益を内容とした不法取引活動を行うケースが多くて、注意を引いているが、非物質的な利益を内容とした賄賂の授受（例えば、住宅の分配や子供の就職や農村戸籍から都会戸籍への移転等の場合、互いに便利を図り合うなどの活動）は、国家工作人員の間にまたは国家工作人員と他の人々の間でよく行われている。このような非物質的な賄賂の授受が国家機関の正常な活動に与える影響は物質的な賄賂の授受に伴った影響より決して少なくはない。人々は従来その危害性に目を向けなかったが、近年になってから、それに目を向けはじめ、刑罰でそのような不法行為をも規制しようという一般民衆の要求はすでに強くなってきている<sup>(60)</sup>。

第三に、非物質的な利益は決して計りにくいとは言えない。何が人々の需要・欲望に満足できるかはそれほど判断しにくいものではない。非物質的な利益を賄賂の内容として認めても、裁判官による裁判権の濫用は必ずしも起こるとは限らない<sup>(61)</sup>。

第四に、経済の発展・社会生活の複雑化に伴って、賄賂の手段・方法・内容も多様化、複雑化している。このような現状では、賄賂の内容を金銭、財物及び貨幣で測ることのできるその他の物質的な利益に限定することはもう時代遅れであると言わざるを得ない。しかも、他の国の賄賂立法を見ても、そのほとんどは物質的な利益と非物質的な利益との両方を賄賂の内容として認めている。例えば、日本の場合、その刑法は明確に賄賂の内容を

定めていないものの、司法解釈において、賄賂には人々の一切の需要・欲望を満足させる有形的な利益及び無形的な利益が含まれる、というのが通説となっている、という<sup>(62)</sup>。

### ③：「物質的利益」説

これは、いわば折衷説ともいえるものである。それによると、賄賂の内容となりうるものには財物のほかに、その他の物質的利益も含まれる、という<sup>(63)</sup>。そして、その理由として「法律が時代の要求に対応すべてであること」、「財物とその他の物質的利益とが事実上同じ性格のもので、本質的違いが見られないこと」などがあげられている。この「物質的利益」説からすれば、賄賂の内容となりうる利益は、「財物」説のように金銭や物品に限るほど狭いものでもなければ、「利益」説のように非物質的利益までを含むほど広くない。その範囲がむしろその両方の中間にあり、財物とその他の物質的利益からなる。

## 二：立法及び司法の態度

賄賂の内容となりうる利益をめぐっての以上のような刑法学界の議論とは無関係かのよ  
うに、立法及び司法が終始一貫して賄賂の内容が財物に限るという態度を取ってきている。  
1980年の旧刑法典自体は「賄賂の収受」という文言を使ったものの、賄賂の内容につ  
いては明示していなかったが、1988年の「補充規定」では、「賄賂の収受」という文  
言自体をやめて、「財物の収受」に変えた<sup>(64)</sup>。また、1985年7月8日の司法解釈で  
も1989年11月6日の司法解釈でも「賄賂」のかわりに、「財物」という言葉が使わ  
れていた<sup>(65)</sup>。現行刑法典も「財物の収受」や「財物の供与」という表現を用いて、賄賂



の内容を「財物」に限定している。さらに、これまでの起訴書、判決書などの資料を見る限り、財物以外の利益を賄賂の内容として起訴され、有罪と宣告された事例は一つも見当たらない。

## 第7節 賄賂罪と賄賂類似行為との限界

中国における賄賂罪と犯罪でない類似行為との限界はおよそ三つがある。以下において、それぞれを見る

### 一：賄賂罪と賄賂行為

現行刑法典第13条は犯罪の定義を定めている条文である。その中には次のような但し書きがある。すなわち、「但し情状が著しく軽く危害の大きくないものは、犯罪とは認めない」<sup>(66)</sup>。情状と認められるものには、犯罪の手段、場所、時間、動機、犯罪後の態度等の多くの要素が含まれるが、量的に測ることの出来る犯罪の場合は、犯罪対象物の数量も重要な情状と考えられている<sup>(67)</sup>。また、危害の大小も多くの場合犯罪物大小のみで測られる。「情状が著しく軽く危害の大きくない」という刑法典の総則にあるこの規定は、立法上にも、司法上にも、また刑法理論上にも、犯罪構成要件としての役割を果たしている。刑法各則に規定される幾つかの犯罪は、直接に犯罪の構成要件として犯罪対象物の量的要求を定めている<sup>(68)</sup>。また、その他の幾つかの犯罪は明確に量的な要求を打ち出さないものの、実際上当該犯罪の成立にはそれを要求する<sup>(69)</sup>。この場合、最高人民法院及び

最高人民検察院が通達などの形でその量的要求を明示するか、各地方の裁判機関及び検察機関の判断に任せるのである。

賄賂罪に関しては、賄賂が一定の金額に達したことをその構成要件とされている。1987年末までは、刑法自体がその金額について具体的に言及しておらず、それを司法解釈及び各裁判所の判断に任せていたが、当時の司法解釈では、原則として2000元が収賄罪の最小限の金額とされていた<sup>(70)</sup>。そして、1988年1月の「補充規定」では、収賄罪の金額的要求が2000元であることを、法律自体が示したのである。但し、實際上、2000元というのはあくまでも法律上の収賄罪の最小限であって、司法実務においては2000元に達しても収賄罪として訴追しない現象、または、5000元を最小限にする地方がよくあると言われている<sup>(71)</sup>。現行刑法典はそのような実務の基準を追認して、原則として5000元を賄賂罪が成立するための最小限の金額としている。従って、中国では、公務員が職務に関して賄賂を収受したとしても、一定の金額に達しない限り、すぐに犯罪にはならないのである。その場合、そのような行為が「不正風潮」と呼ばれて、政治処分または行政処分の対象となるのである<sup>(72)</sup>。

## 二：賄賂罪と社交儀礼

中国刑法上、公務員の職務とは全く関係のない、著しく純粋な個人間の贈物が違法な賄賂としてではなく、合法的社交儀礼として認められている。もとより、前述したように、賄賂が一定の金額に至らない限り、賄賂罪の他の主な構成要件にいくら合致したとしても、賄賂罪にはならないので、金額が少ない場合は、職務に関する賄賂であろうか、それとも、

社交儀礼であろうかを議論することは、違法的「不正風潮」か合法的な社交儀礼かを区別するために必要であるものの、賄賂罪か否かを判断するためには必要ではない。議論する必要となるのはあくまでも相当な金額に至った場合のみである。この場合は、職務に関するものかどかが鍵となっているが、中国の判例及び学説を概観してみると、賄賂かそれとも社交儀礼かがおよそ次の三つの基準で判断されているようである<sup>(73)</sup>。一つ目には、双方の関係から見る。すなわち、公務員と贈賄者との身分関係を判断対象に、そのような身分関係において、贈物を導く特定な関係（例えば、親族関係、親戚関係）があり、しかも、職務と結びつく他の要素が見当たらない場合は、社交儀礼として認める、ということである。二つ目には、贈物の金額から見る。すなわち、私人間ではあまり高額の贈物が行われないという社会現実注目し、公務員に贈物の額がそれほど高くないときは、社交儀礼として見るが、その額があまりにも高いときは、原則として、賄賂罪と認める、ということである。三つ目には、贈物の様式から見る。すなわち、社交儀礼であればあまり隠す必要がないとして、秘密的に贈物をするときは、他の要素も考慮に入れて、賄賂として見る、ということである。

### 三：賄賂罪と職務外の収入

現行の中国の法律上、公務員の「利益衝突」行為または「多重利益」行為を禁じるような観念はあまりないだけでなく、「改革開放」の一環として、特定の技術・技能をもっている公務員が職務外の兼職・兼業などの方法でその技術・技能を生かすことが大いに進められており、兼職・兼業による給料外の収入も合法的なものとして認められている<sup>(74)</sup>。そ

ここで、兼職・兼業による給料外の合法的収入と賄賂との限界が常に問題となる。これまでの司法解釈及び判例を見る限り、その限界がおおよそ次のように描かれているように見える。すなわち、職務と無関係で、職務時間外の余暇時間を使った兼職・兼業による報酬であれば、合法的なものとして認められるのに対して、職務との関連で、職務時間内での兼職・兼業による報酬は賄賂である。そして、職務と関係があったかどうかと、職務時間外の労働があったかどうかを合法収入か賄賂かを判断するための二つの鍵である。

合法的収入として無罪とされたものとして次の事件があげられる。被告人の楊某は起訴されるまではある市の衛生局薬政処処長で、新開発の薬品の審査・許可にあっていた。その在任中、ある薬物実験工場が開発した「洋参保肺丸」などの新漢方薬の審査・許可を担当しながら、その工場から3600元を受け取った。これに対して、市の人民検察院が楊某を収賄罪で起訴したが、最高人民検察院は、その事件を再調査して、被告人が漢方薬の職人の家庭で生まれた漢方薬の専門家の一人であり、実験工場の実験に対して休日などを利用して助言したり、手伝えたりした。3600元がその助言・手伝えに対する報酬であって、審査・許可に対するものではないとして、起訴を取り下げた<sup>(75)</sup>。

## 第8節 賄賂罪とその他の罪との限界

中国刑法で主に問題となるのは、収賄罪と横領罪（通称「貪汚罪」、現行刑法典382条）、恐喝罪（同第274条）、司法枉法罪（同第399条）との限界である。

## 一：収賄罪と横領罪との限界

収賄罪と横領罪との限界が問題となるのは、次の二つの事情による。一つには、第1節ですでに検討したように、1980年旧刑法典が実施されるまでには、収賄も公務員業務上横領も「貪汚罪」という同じく罪名で処罰されていた<sup>(76)</sup>。旧刑法典では、はじめて、賄賂罪と横領罪とが別々の条文・罪名として定められるようになった。しかし、それによって、両者の関連が完全に切られたわけではない。旧刑法典実施後に数回にわたって行われたその部分的改正の中では、賄賂罪と横領罪とが同時に取り上げられ、特に、1982年3月の「経済犯罪厳罰決定」では、収賄罪は横領罪の法定刑に従って処罰されることが導入された。現行刑法典も82年以後の流れに沿っている。その分則の第8章として両犯罪だけを内容とした「横領賄賂罪」という独立の章を設けている<sup>(77)</sup>。こういう状況の中では、賄賂罪と横領罪の間では他の犯罪間の類似点・関連性が今日においても見られる。例えば、現行刑法典でも、賄賂罪の量刑に当たって横領罪の量刑原則が準用されることになっている。また、犯罪構成要件上も次のような共通点がある。すなわち、賄賂罪は、国家工作人員、集団経済組織工作人員又は公務に従事する他の人々が、職務上の便利を利用して、他人から財物を強要し、または不正に他人から財物を收受して他人に利益をはかることを、その構成要件としている。これに対して、横領罪は、国家工作人員、集団経済組織工作人員又は公務に従事する他の人々が、職務上の便利を利用して、着服、窃取、詐取またはその他の手段で不法に公共の財物を占有することを、その構成要件としている。両罪の犯罪主体はともに「国家工作人員、集団経済組織工作人員または公務に従事する他の人々」であり、犯罪の客観的特徴はともに「職務上の便利を利用して」であり、犯罪の目

的はともに財物の獲得である<sup>(78)</sup>。

しかし、このような関連・類似性があるにせよ、従来は、立法上においても司法上においても収賄罪と横領罪とが主に次の二点で区別されるとされていた。①：二つの犯罪は犯罪の客体（保護法益）が違う。すなわち、旧刑法典の各則は、犯罪によって侵害された法益の異同により、八つに類型の犯罪を分け、それに対応した八つの章で構成されていた<sup>(79)</sup>。収賄罪は第8章の流職罪に属し、その保護法益が「国家機関の正常な活動」にあるとされていた<sup>(80)</sup>。これに対して、横領罪は、「職務の立場を利用」することをその構成要件としているものの、第5章の財産侵害罪に位置し、その保護法益は「社会主義財産権」にあるとされていた<sup>(81)</sup>。このような違いから見て、明らかに両罪に関する立法者の意志が異なっていた。②：「職務上の便利を利用して」の意味合いが違う。すなわち、収賄罪における「職務上の便利を利用して」という要件は、経済活動・国家活動等に対する国家管理権・指導権・裁量権といったような職務上の便利の利用を意味する。それに対して、横領罪における「職務上の便利を利用して」という要件は、公共財産に対して委託された直接の管理権・占有権・掌握権といったような職務上の便利の利用を意味する、という。しかし、先にも述べたように、現行刑法典は、従来財産犯罪の一種類として刑法各則の「財産犯罪」の章に置かれていた横領罪を、そして、流職罪の一種類として刑法各則の「流職の犯罪」の章に置かれていた賄賂罪を、それぞれ引き出して、独立した章としての「横領賄賂罪」を設けたわけである。従って、現行刑法典では、両犯罪規定の客体が同じようになった。違うのは「職務上の便利を利用して」の中味だけである。しかも、両罪が共に同じ法定刑に従って処罰されるので、両者の区別は罪名上の意義だけがあり、量刑上

の意味はなくなっている。

實際上、裁判所は「職務上の便利を利用して」の様態を中心に両者を区別しようとしている。例えば、その姿勢が師範的判例として最高人民法院の推薦で『中国法制法』に掲載された「潘某受賄案」から窺える<sup>(82)</sup>。広東省国営工芸品輸出輸入会社職員である被告人の潘某は、1981年5月から1982年にかけて、7万2千ドルあまりの外貨で購入した高級紙を、かかる規定に違反して、広州市新風印刷会社に振り向けて<sup>(83)</sup>、その代わりに、「ボーナス取り」という名目で2万9300元を当該印刷会社から強要した。第一審の広州市梨湾区人民法院は、被告人は自分がその振り向ける権限を持つ紙を、国家规定に違反して、振り向けられるべきでない広州市新風印刷会社に勝手に振り向けて、国家に被害を与えた代わりに、「ボーナス取り」という名目で国家の財産を取得したので、被告人の行為が横領罪に当たる、と判示した。この第一審の判決に対して、第二審の広州市中級人民法院は、被告人が自分の直接管理する公共の財産から財物を不法手段で取得するのではなく、紙に対する自分の持つ振り向け権限を濫用して、その濫用により利益を得た相手から、「ボーナス」という形で財物を強要したので、もはや横領罪ではなくなり、完全な収賄罪である、と判示した。この一審、二審の判決に対して、広東省高級人民法院は、一審を支持する意見と二審を支持する意見とに分かれたので、最高人民法院に意見を求めたところ、最高人民法院は、被告人の行為が収賄罪に当たるとして、次のような意見を出している。すなわち、収賄罪の保護法益と横領罪の保護法益とは互いに異なり、前者の場合は、国家机关の正常な活動と国家権力の正常な行使であるのに対して、後者の場合は、公共の財産所有権である。それに関連して、収賄罪における「職務上の便利を利用して」という要件

は、経済活動・国家活動等に対する国家管理権・指導権・裁量権といったような職務上の便利の利用を意味する。それに対して、横領罪における「職務上の便利を利用して」という要件は、公共財産に対して委託された直接の管理権・占有権・掌握権といったような職務上の便利の利用を意味する。本件の場合、被告人が利用したのは、紙を振り向けるという、経済活動に対する国家管理権である以上、「ボーナス」が紙の振り向けに対して支払われた金銭ではなく、それとは別に、相手から独立に強要したものであるので、被告人の行為は疑問なく収賄罪に相当する。

## 二：収賄罪と恐喝罪との限界

現行刑法典では<sup>(84)</sup>、収賄罪の最高法定刑が死刑であるのに対して、恐喝罪のそれが懲役10年である。二つの犯罪を区別することが極めて重要である。

現行刑法典第274条に定められている恐喝罪とは、犯人が被害者を脅かすことによって、財物を強要する行為をいう<sup>(85)</sup>。従って、公務員でない一般人が他人を脅かして財物を強要したときは、恐喝罪として処罰されることには何の問題もない。問題となるのは、公務員が他人を脅かして財物を強要したときである。その場合、当該公務員が恐喝罪で処罰されるか、それとも、(賄賂強要型の)収賄罪で処罰されるかは時々見解が分かれる。例えば、省の人民政府で通信事務を担当するFは、その妻が省の人民政府の幹部で、車の売買を審査、許可する仕事を担当している。そこで、Fは、車を買いたがっている相手に対して、金を出してくれなければ車の売買を許可しないと脅かして、相手はやむをえず10数万元をFに供与した。そのかわりに、Fは妻に許可を出させた。Fは収賄罪で逮捕、



起訴されたが、公判では、被告人の行為が何の犯罪にあたるかに関して、三つの意見に分けた<sup>(86)</sup>。第一の見解は、恐喝罪で処罰すべきであるというものである。その理由としては、本件の被告人は単に財物を収受したのではなく、相手を脅かして財物を供与させたにすぎない。そのうえ、脅かしたときはその妻の権限こそ利用したものの、本人の職務権限を何にも利用しなかったので、収賄罪には当たらない、という。第二の見解は、賄賂強要罪で処罰すべきであるというものである。この見解によれば、賄賂強要罪と恐喝罪の違いは、脅かすかどうかではなく、職務上の便利を利用したかどうかにある。職務上の便利を利用しての脅かしならば、もはや恐喝罪でなくなり、「賄賂強要罪」にあたる、という。そして、本件においては、被告人は事実上妻の権限のみならず自分の職務上の便利をも利用したとしている。第三の見解は、考え方が第二の見解と基本的に同じであるが、但し、刑法上には「賄賂強要罪」という罪名がなく、賄賂強要はあくまでも収賄罪の一形態にすぎないので、「収賄罪」という罪名で処罰すべきである、という。第二の見解と第三のそれとは、収賄罪の中に賄賂強要が含まれるのか、それとも、賄賂強要が独立した罪名なのか、という程度の違いにすぎない。結局、裁判所は第三の見解に従って、有罪の判決を言い渡したのである。この判例で示されているように、今日の中国刑法においては、職務上の便利を利用したかどうか、収賄罪と恐喝罪との限界を示すキー・ポイントであって、公務員は職務を利用して恐喝行為を行い、財物を強要していれば、収賄罪に該当するが、逆に、職務とは無関係で恐喝していれば、たとえ公務員であっても、恐喝罪に該当する<sup>(87)</sup>。

### 三：収賄罪と司法枉法罪との限界

現行刑法典第399条の規定によると、司法枉法罪とは司法公務員が私利私欲から法を悪用し、無罪と知りながらこれを訴追し、有罪と知りながら意図的に庇護して訴追を逃れさせ、又は意図的に黒白を転倒して不正な裁判を行うことを言い、そのような行為に対して、最高の場合、10年以上の有期懲役刑が科せられる<sup>(88)</sup>。司法公務員は財物などの賄賂を受け取ることなしに、不正な司法活動を行ったときは、司法枉法罪で処罰することで、問題はあまり生じてこない。しかし、もし司法公務員は関係者から賄賂を収受したうえで、不正な司法活動を行ったとき、最高法定刑が10年以上の有期懲役である司法枉法罪場合に従って処罰される、それとも、最高法定刑が死刑である収賄罪に従って処罰するかは問題となる。

収賄罪と司法枉法との限界に関しては、現行刑法典が制定されるまでは、立法的な示唆がほとんどなかった。司法実務ではおよそ三つの対処の仕方に対処していた。①：司法公務員は、枉法行為を行ったら、賄賂を収受したかどうかとは関係なしに、すべて司法枉法罪として処罰する。この場合、司法枉法罪の法定刑が収賄罪のそれよりはるかに低いので、賄賂を収受して枉法行為を行った被告人は、収賄罪として処罰されることより極めて有利な待遇を受けることとなる。②：賄賂を収受したら、司法公務員であっても、収賄罪を構成し、それにより処罰する。この場合、収賄罪の成立に至らない僅かな金額を収受して、枉法行為を行った司法公務員は、収賄罪に従って、普通の司法枉法罪より、重い刑罰を受けることとなる。③：司法公務員は、収賄罪に至らない僅かな金額を収受して、枉法行為を行った場合は、司法枉法罪に従って処罰するが、収受した金額が収賄罪に至った場合は、

収賄罪に従って処罰する。收受した財物の金額が収賄罪か司法枉法罪かの分かれ目となる。

中国の司法実務及び刑法学界の動きを見てみると、1980年代では、第一の主張と第二の主張が混在していたが、1990年代に入ってから、第三の主張方が主流になっており<sup>(89)</sup>、現行刑法典も第三の主張を取り入れている<sup>(90)</sup>。

#### 四：収賄罪と詐欺罪との限界

現行刑法典266条が詐欺罪を定めている。中国刑法でいう詐欺罪とは、違法占有を目的として、事実を偽るまたは真実を隠すなどの方法で相当金額の公私の財産を騙し取るような行為である<sup>(91)</sup>。詐欺罪の法定刑が普通の場合は3年以下の有期徒刑で、金額が大きいまたはその他の情状が重い場合、3年以上10年以下の有期徒刑で、金額が特に大きいまたはその他の情状が特に重い場合、10年以上の有期徒刑または無期徒刑である。このように、最高法定刑が無期徒刑の詐欺罪と死刑の収賄罪を区別することは大きな意義がある。

収賄罪と詐欺罪との限界が問題となるのは次のような場合である。すなわち、ある公務員は自分の職務上の便利を利用して利益をはかってあげると偽って、他人から財物などを騙し取る場合である。例えば、ある裁判所の裁判官波、被告人の家族に対して500元を出していれば、担当裁判官に働きかけて被告人を釈放させると言ったところ、被告人の家族は裁判官に500元を渡した。しかし、金を受け取った裁判官は、被告人を釈放するために働きかけようという意志が毛頭なく、実際上にも働きかける行為も全然なかった。被告人の家族は騙されたとして当該裁判官を告発した。この事件の処理に関して、司法機関

内部及び刑法学界においては、対立する二つの意見があった<sup>(92)</sup>。一つは詐欺罪で処罰すべきであるという意見である。それによると、収賄罪が成立するには「利益をはかってあげる」意志または行為が必要である。本件では、当該裁判官にはこういう意志も行動もなく、収賄罪の要件を満たしておらず、詐欺罪が成立する、という。これに対して、もう一つは収賄罪で処罰すべきであるという意見である。それによると、収賄罪が成立するには必要とされる「利益をはかってあげる」という要件は、必ずしも本当にそういう意志または行為があることを要求しておらず、相手にそう承諾さえすれば、十分である。本件では、当該裁判官が被告人の家族にそう言っているので、収賄罪の要件が満たされている、という。

数年前までの司法実務及び刑法学界を見てみると、詐欺罪で処罰するという第一の意見の方が主流であったように見える。「利益をはかってあげる」の中味を論じるとき、承諾説を説いている学者の一部でさえ、「利益をはかってあげる」と偽って、實際上そういう意志も行為もなければ、収賄罪ではなく詐欺罪にあたるとしていた<sup>(93)</sup>。しかし、この第一の意見の場合「利益をはかる」と承諾することと、「利益をはかってあげる」という意思は毛頭ないこととが、どう区別されるかは、疑問のあるところであった。そこで、近年になって、第二の意見の方がより現実的なものとして広く受け入れられるようになってきている。今の司法実務においては、職務上の便利を利用してまたは職務の名目で財物を騙し取り、しかも、その金額が収賄罪の要求に達していれば、「利益をはかってあげる」とは関係なしに、もはや詐欺罪とは無関係ですべて収賄罪で処罰される。詐欺の金額がまだ収賄罪の要求する金額に達していないときのみ、詐欺罪で処罰する、というようになってきている。

## 第9節 賄賂罪に対する刑事制裁の様式

賄賂罪を定めている現行刑法典第385条、同386条及びその法定刑を定めている同383条によると、死刑、自由刑、罰金刑、財産没収刑、賄賂物の没収、行政処分勧告という六つの刑事制裁方法が賄賂罪の被告人に対して言い渡すことができる。しかし、現行刑法典総則の規定からすれば、政治権利剥奪という刑罰も付加刑として賄賂罪に適用できる。従って、今日の中国では、賄賂罪に対する刑事制裁の様式はあわせて七つある。

### 一：死刑

死刑は収賄者にのみ適用する、贈賄者には適用しない。死刑の適用要件は、収賄の金額が10万元以上で、情状が特に重いことである。勿論、この要件に満たした者のすべてが一律的に死刑に処せられるわけではない。この条件に満たした収賄者は、自首、他人の犯罪の告発、改悔や立功の状などがあつたとき、死刑以外の刑罰で処罰されることもありうる。

### 二：自由刑（無期懲役、有期懲役、拘役）

#### ①：無期懲役

無期懲役は収賄者にも贈賄者にも適用される。収賄罪の場合は、収賄の金額が10万元以上のとき、または、収賄の金額が5万元以上で、情状が特に重いとき、それが適用され

る。贈賄罪の場合は、犯罪の情状が特に重いとき、無期懲役が適用される。しかし、一体どういうときは「情状が特に重い」に当たるかに関しては、立法自体は何も示していないので、裁判所の判断に委ねられているのが実情である。公開された判例等を見るかぎり、贈賄の金額が特に高額であることや、贈賄によって得た利益が特に大きいことや、贈賄の回数が多いことや、贈賄の相手が高級幹部であることなどが「情状が特に重い」と認められるようである。

## ②：有期懲役

有期懲役（上限は15年までである）は収賄罪にも贈賄罪にも適用できる最も一般的な刑罰である。収賄罪に関しては、およそ五つの枠がある。①：受した賄賂の金額が10万元以上の場合、10年以上の有期懲役が科せられる。②：收受した賄賂の金額が5万元以上10万元以下の場合、5年以上の有期懲役が科せられる。③：収賄した金額が5000元以上5万円未満の場合、1年以上7年以下の有期懲役に処するが、そのとき、情状が重ければ、7年以上10年以下の有期懲役に処する。④：経済往来中の贈賄罪または賄賂紹介罪の場合、3年以下の有期懲役が科せられる。法人が贈賄した場合、その直接の責任者などに対して、同じく3年以下の有期懲役が科せられる。⑤：收受した賄賂の金額が5000元未満で、情状が相当重いとき、2年以下の有期懲役を科することができる。

贈賄罪に関しては、二つの枠がある。①：贈賄者に対して普通5年以下の有期懲役を科す。②：贈賄によって不正な利益を得て、情状が重いとき、または国家の利益若しくは集団の利益に重大な損失を与えたとき、5年以上10年以下の有期懲役に処するが、情状が特に重いとき、10年以上の有期懲役に処する。

### ③：拘役

拘役は、中国刑法に定められた自由刑の中に「管制」と共で、最も軽いもので、いわば短期自由刑である。拘役刑に処せられた受刑者は、懲役受刑者のように刑務所にではなく、付近の工場、農場等の場所に収容され、月一日または二日間自宅へ帰って休むのを許される他に、強制労働につき一定の報償が支給される。拘役の期間は15日間から60日間までである。収賄罪に関しては、收受した賄賂の金額が5000元未満で、情状が相当重いつき、拘役を科すことができる。贈賄罪については、拘役が普通の贈賄者に対して、及び、法人が贈賄したとき、その直接の責任者などに限って拘役を科すことができる。

### 三：罰金

賄賂罪に関して、罰金刑が法人（現行刑法典では「法人」でなく、「単位」を使っている）にのみ適用できる。つまり、法人は賄賂を強要、收受して、犯罪情状が重いつき、または、法人は贈賄をして、犯罪情状が重いつき、その法人に対して、罰金刑を科す。賄賂罪を犯した個人には、その罪がいくら重くても、罰金刑の適用は認められない。罰金の金額については法律自体が特に定めを設けていないので、裁判所の裁量で決められるが、裁判所が裁量に当たって、犯罪の情状や支払う能力などが考慮の要素とされる<sup>(94)</sup>。

### 四：財産没収

財産没収刑は、附加刑の一種である。賄賂罪に関しては、死刑、無期懲役刑の附加刑と

して使われている。つまり、収賄罪または贈賄罪の有罪判決を受けて、死刑あるいは無期懲役に処せられた者に対して、死刑あるいは無期懲役刑の当然な結果として、財産没収を行う。収賄罪あるいは贈賄罪の有罪判決を受けた者は、科せられた刑罰が死刑あるいは無期懲役でないかぎり、財産没収刑を附加されることはない。また、没収する財産は被告人本人のものに厳格に限られる。

#### 五：賄賂物の没収

賄賂物の没収は、財産没収とは違って、刑罰そのものではなく、賄賂犯罪によって得た不正な利益を没収する一種の刑事強制措置である。どのような刑罰を受けたかを問わずに、賄賂罪の有罪者のすべてにそれが適用される。しかし、賄賂物がまだ存在しており、没収が可能な場合に、あまり問題は起こらないが、賄賂物がすでに使われて、没収が既に不可能になった場合には、追徴できるかどうかに関しては、明文の規定がないが、判例はそのような場合は追徴しないという態度を取っているように見える。

#### 六：行政処分勧告

これも刑罰ではなく、一種の刑事強制措置である。つまり、収賄の金額が5000元以上1万円未満で、改悛の状などがあつたとき、刑事処分を免除し、そのかわりに、被告人の所属する職場、機関、学校などに対して被告人の行政処分を行うことを勧告する。収受した賄賂の金額が5000元未満で、情状が軽いとき、同じ勧告処分を行われる。



## 七：政治権利剥奪

政治権利剥奪刑は原則として附加刑ではあるが、独立して適用することもできる。中国における政治権利剥奪刑はその内容から見れば公民権の剥奪と等しく理解されてもよいように思われる。その内容が次のとおりである。つまり、①：選挙権と被選挙権。②：通信、言論、出版、集会、結社等の権利。③：国家機関の職員（公務員）になる権利。④：国営の企業、事業体、社会団体等の指導者になる権利が、これである。賄賂罪に関しては、それを定めている現行刑法典の各則の諸条文自体は政治権利の剥奪について直接に言及していない。しかし、これは、政治権利剥奪刑が賄賂罪に適用されないことを決して意味しない。現行刑法典（総則）第57条によると、死刑あるいは無期懲役に処せられた者に対して、一律的にその政治権利を終身剥奪しなければならない。収賄罪の場合は死刑も無期懲役も適用できるし、贈賄罪の場合も無期懲役が適用できるので、収賄罪あるいは贈賄罪の有罪判決を受けて、死刑または無期懲役に処せられた者に対しては、同時に必ず政治権利の終身剥奪も宣告されるのである。

## 註

- (1) 錢大群「談我国古代法律中官吏的受賄、貪污、窃盜罪」『南京大学学報』1982年第2期、第101頁。

- 2) 公務員の汚職行為を「貪汚罪」という罪名で処罰することを最初に定めたのは、中華ソビエト政府中央執行委員会が1933年12月に公布、施行した『關於懲治貪汚浪費行為的26号訓令』である。この訓令以後、各地の革命政府がすべて『懲治貪汚条例』という名称の法律を作って、公務員の汚職犯罪を処罰していた（参照：『中国新民主主義革命時期根拠地法制文献選編・第3巻』、社会科学出版社、59頁、87頁、107頁、195頁、239頁）。
- 3) 阮方民「我国懲治貪汚罪的歷史沿革及其特点」『杭州大学学报』第18卷1期、36頁（1988）を参照。
- 4) 賄賂行為と並んで、「貪汚罪」の範囲に入るのは、国家財物の横領、窃盗、詐欺、不正獲得、他人財物の強要及び公の立場を利用した不正な利益獲得行為である（『中華人民共和国懲治貪汚条例』第2条を参照）。
- 5) この6つの条文（罪名）は次の通りである。第119条：国家工作人員密輸、投機空取引罪。第121条：脱税、納税拒否罪。第126条：国家救急資金・物流用罪。第154条：恐喝罪。第185条：賄賂罪。第187：職務懈怠罪が、これである。
- 6) 「経済犯罪」は必ずしも統一した内容をもった法的概念ではない。これは中国でも同じである。いまの中国でいう「経済犯罪」は立法上でも理論界でもその中味が様々である（楊敦先他編『経済犯罪学』、中国検察出版社、1991、27頁参照）。但し、いままでの議論をまとめてみれば、多くの人々がイメージしている「経済犯罪」は知能的に公共財産を侵害し、公共経済秩序を乱し、不当に利益を得るような犯罪のようである。なお、1982年3月8日の全国人民代表大会常務委員会の「経済活動を嚴重に発会破

壊した犯罪者を厳しく処罰するための決定」でその対象とされるのは密輸罪、外貨不正引き出し罪、不正取引罪、窃盗罪、毒品販売罪、文化財不正輸出罪、賄賂罪である。

- (7) 例えば、1982年3月12日の『中国法制報』（現在『法制日報』に改名）は「経済犯罪多発の原因が現行刑法の刑罰が軽いからである」という意見を載せている。
- (8) 全国人民代表大会が1982年3月8日に『重大な経済破壊犯罪の厳格懲罰に関する決定』を採択して、旧刑法典第185条が修正された。

修正前の第185条は次の通りである。

国家工作人員で職務上の便利を利用して賄賂を収受した者は、5年以下の有期徒刑または拘役に処する。不正に得た金銭・物は没収し、公金・公共物は返還させる。

前項の罪を犯し、国家または公民に重大な損失を招いた者は5年以上の有期徒刑に処す

国家工作人員に賄賂を贈り、または賄賂を紹介した者は3年以下の有期徒刑または拘役に処す。

修正後の185条は次の通りである。

国家工作人員で賄賂を強要または収受した者は、刑法155条横領罪に照らして処罰する。情状が特に重い場合には、無期徒刑または死刑に処す。

国家工作人員に賄賂を贈り、または賄賂を紹介した者は3年以下の有期徒刑または拘役に処す。

- (9) 「横領罪賄賂罪の処罰にに関する補充規定」の第4、5、6項が次の通りである。

4：国家工作人員、集団経済組織工作人員または公務に従事する他の人々は、職務

上の便利を利用して、他人の財物を強要し、または不正に他人の財物を収受して、他人に利益をもたらしたことが収賄罪である。

国家工作人員、集団経済組織工作人員または公務に従事する他の人々と共謀して賄賂を収受した者は、共犯として処罰する。

国家工作人員、集団経済組織工作人員または公務に従事する他の人々は、経済活動において国家の規定に違反して、あらゆる名目でのリベートや手数料を収受して、個人に所有させる場合、収賄罪として処罰する。

5：収賄罪を犯した者は、収受した賄賂の額及び犯罪の情状に基づいて、本規定の第2条に従って処罰する。1万元未満の賄賂を授受して、国家利益または集団利益に重大な損失を与えた場合には、10年以上の有期徒刑に処し、財産を没収する。1万元以上の賄賂を授受して、国家利益または集団利益に重大な損失を与えた場合には、無期徒刑または死刑に処し、財産を没収する。賄賂を強要した場合には、より重く処罰する。

収賄により違法活動をして他の犯罪を構成した場合、数罪併罰の規定に従って処罰する。

6：国营企業事業組織、機関、団体が賄賂を強要、収受して、他人に利益をもたらし、情状が重い場合には、罰金を科す他には、直接管理人員及びその他の直接責任者を5年以下の有期懲役または拘役に処す。

<sup>10)</sup> 賄賂罪を定めている現行刑法典の主な条文は次のとおりである。

第385条：国家工作人員は、職務上の便利を利用して、他人から財物を強要し、

または、法律に反して他人から財物を収受して、他人に利益をはかる行為が収賄罪である。

国家工作人員は、経済往来の中で国家规定に違反してあらゆる名目でのリベートや手数料を収受して、個人に所有させる場合、収賄罪として処罰する。

第386条： 収賄罪を犯した場合、収受した賄賂の金額及び犯罪情状に基づいて、この法律の第383条の規定に従って処罰する。（第383条はいわば「横領罪」の規定であるが、横領した金額と刑罰との対応関係を具体的に示している。収賄罪がその規定に従って処罰されるので、本文であげた賄賂罪の金額の引き上げの内容はこの第383条に基づいている。筆者註）。

第387条： 国家機関及び国営の会社、企業、事業単位、人民団体が他人から財物を強要、収受して、他人に利益をはかって、情状が嚴重な場合、その組織（原文：「単位」。筆者註）に対して罰金を科す。その直接の管理者及びその他の直接の責任者に5年以下の有期懲役または拘役を科す。

前段でいう組織は経済往来の中において会計書類外の闇であらゆる名目のリベートや手数料を収受した場合、収賄罪として前段の規定に従って処罰する。

第388条： 国家工作人員は、本人の職務またはその地位から形成する便利条件を利用して、他の国家工作人員の職務上の行為を通じて、請託者に不当な利益をはかり、その者から財物を強要しまたは収受する場合、収賄罪として処罰する。

第389条： 不当な利益をはかるために、国家工作人員に財物を供与し、その金額が大きい場合、贈賄罪である。

経済往来の中で、国家规定に違反して、国家工作人員に財物を供与し、その金額が多い場合、または、国家规定に違反して、国家工作人員に各種の名目でのリベートや手数料を供与する場合、贈賄罪として処罰する。

強要されて国家工作人員に財物を供与し、不当な利益を得ていない場合、贈賄罪ではない。

第390条：贈賄罪を犯す者に対して、5年以下の有期徒刑または拘役に処する。贈賄を通じて不当な利益を得て情状が嚴重な場合、または、国家利益に重大な損害を与える場合、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。情状が特に嚴重な場合、10年以上の有期徒刑または無期徒刑に処し、同時に財産没収刑を科す。

贈賄者は訴追される前に積極的に贈賄行為を自白する場合、刑を軽減または免除することができる。

第392条：国家工作人員に賄賂を紹介して、情状が重い場合、3年以下の有期徒刑または拘役に処する。

賄賂紹介者は訴追される前に積極的に賄賂紹介行為を自白する場合、刑を軽減または免除することができる。

(11) 高銘暄主編『刑法学』（法律出版社、1982）、562頁。

(12) 1980年から実施されていた旧行刑法典は、収賄罪を定めたものの、その基本要件については何も明示していなかった。しかし、1988年の「補充規定」が公布されて、賄賂強要が一つの独立した収賄形態として明示されるまでは、収賄罪のその他の要件及び「利益をはかる」の具体的意味合いについては異論があるが、「賄賂の収

受」と「利益 はかり」とが同時に収賄罪の要件であることにあまり異論はなかった（楊敦先他編『経済犯罪学』、中国検察出版社、1991、401頁参照）。

- (13) このような考え方の代表的著書としてあげられるのは張瑞豊主編『経済犯罪新論』（陝西人民教育出版社、1991）である。
- (14) 中国人民大学の陳興良はこの考え方の代表論者の一人である（肖楊主編『賄賂犯罪研究』、法律出版社、1994、205頁を参照）。
- (15) 陳沢憲「中日受賄罪比較」、中国社会科学院法学研究所編『中日公務員賄賂 犯罪研究』、中国社会科学出版社、1995、38頁以下を参照。
- (16) 最高人民法院と最高人民検察院は、1985年7月8日に司法解釈として出した「経済事件の処理にあたっての法律適用の幾つかの具体問題に関する回答（試行）」の中で、依然として、「利益をはかる」ことが賄賂を強要した場合を含めた収賄罪の要件であることを示していた。
- (17) 宮暁氷『貪汚賄賂犯罪対策論』（法律出版社、1991）、227頁。
- (18) 但し、これが新たな収賄罪の類型であることについては、司法実務においても刑法学界においてもあまり意識されていないのは現状である。司法実務においてはこの新しい規定に従って処理した賄賂事件は極めて少ない。刑法学界においては、これを論じているのは中国人民大学の王作富、陳興良などの数人にすぎない（前掲、肖楊主編『賄賂犯罪研究』、141頁以下を参照）。
- (19) 例えば、中国人民大学法律系刑法研究室編『刑法各論（修訂本）』（中国人民大学出版社、1985、323頁）ではそのような論議が展開されている。

- (20) 例えば、前掲、高銘暄主編『刑法学』、563頁。
- (21) 代表的論者としてあげられるのは武漢大学法学部教授の劉明祥である（同「簡析全国人大常委会『補充規定』对賄賂罪的修改」、『法学』1988年第6期、22頁）。但し、賄賂紹介罪がもう存在しないという論者は、賄賂の紹介行為が犯罪でなくなったことを言っているわけではない。言っているのは、それが独立した罪名としての賄賂紹介罪としてではなく、贈賄罪または収賄罪の教唆犯または幫助犯として処罰されるべきである、ということだけである（高銘暄他編『中国刑法学』、中国人民大学出版社、1989、614頁参照）。
- (22) 「補充規定」の起草者の一人である全国人民代表大会法制工作委员会顧問の高西江によれば、「刑法典の中では賄賂紹介罪も定められてある。「補充規定」ではそれについては特に規定がないが、これは賄賂紹介などの行為がもう刑事責任を追求されないことを意味するわけではない。ただ新しい規定をしないことだけである。賄賂紹介罪が今後とも刑法典の規定に従う」、という（同「懲治走私、貪污、賄賂等犯罪的重要武器：兩個『補充規定』的簡單介紹」、『法学研究』1988年第4期、27頁）。
- (23) 前掲、高銘暄他編『中国刑法学』、613頁。
- (24) 例えば、呂繼貴は、「私利をはかる」動機がない場合は、賄賂紹介罪としてではなく、単なる違法行為として行政処分などに任せるべきであるとしている（同『罪与罰』、上海社会科学院出版社、1988、32頁）。
- (25) 例えば、高銘暄（前掲『中国刑法学』、614頁）、陳興良（前掲、肖楊主編『賄賂犯罪研究』、279頁）は、友達関係や親戚関係などで賄賂を紹介し、媒介した場



合でも、賄賂紹介罪が成立する、としている。

(26) 張軍「貪汚賄賂罪的修改与適用」、『人民日報・海外版』1997年8月30日。

(27) 「国家工作人員」を定めた旧刑法典第83条が次の通りである。

本法でいう国家工作人員とはすべての国家機関、企業体、事業体及び法律に基づいて公務に従事するその他の者をいう。

(28) 高銘喧『中華人民共和國刑法的孕育和誕生』（法律出版社、1981）、130頁。

(29) 例えば、中国作家協会は、それ自体が国家機関ではないのに、そこに一定の国家工作人員が配備されている。そのような国家工作人員が多く、国家的・公共的職務を行っている。

(30) 韓玉勝「關於受賄罪主体的議論」、『法律學習与研究』1988年第4期、23頁参照。

(31) 王漢斌「關於懲治走私罪和懲治貪污罪兩個補充規定草案的說明」、『人民日報』1987年11月18日。

(32) 同上。

(33) 中国では、1987年までは法人犯罪が認められなかったが、同年7月1日に実施された「中華人民共和國税関法」の第43条では、法人が密輸罪を犯したときは、法人の代表者・責任者という自然人に刑罰を科すのみならず、法人自体に対しても罰金刑を科すことが定められて、はじめて法人犯罪が認められるようになった。その後、多くの単行法規の中で法人犯罪を処罰するような規定が設けられるようになった。1988年の「補充規定」もそのような流れを受けて、法人を賄賂罪の主体として認め

たわけである。

(34) 例えば、劉傑「対受賄罪主体的再認識」、『法学研究』1986年第6期、52頁。

(35) 例えば、孫謙主編『国家工作人員職務犯罪研究』（中国檢察出版社、1990）、50頁。

(36) 劉用生「簡論受賄罪的主体」、『中国法制報』1987年7月13日。

(37) 陳興良はこのような考え方の代表の一人といえる（前掲、肖楊主編『賄賂犯罪研究』、154頁以下参照）。

(38) このことについて、小島朋之「中国共産党：一党体制の存続と変容」（野村浩一編『現代中国の政治世界』、岩波書店、1989、124頁）参照。

(39) このことを鋭く指摘している文献として姜明安「健全行政法、完全社会主義法制」（『中国行政管理』1987年第2期10頁）があげられる。

(40) 近年の改革の過程においては、「先にやって、後で法律を作る」というやりかたが一般的である。これは次の二つの状況に起因しているように思われる。一つには、中国での改革は未知の問題が極めて多くて、試しながら改革を行わなければならない状況にある。いきなり法律を作ってしまうより、一定の経験を得てから法律を作るのが得である。もう一つには、もとより、「法の支配」・「法治主義」と言った観念・意識が薄いので、何かやろうとするとき、先に法律などのにその根拠を求めようとはしない。法的根拠がなくても、違和感を感じる人々は多くはない。

(41) 雷鷹「談談受賄罪」、『法学研究』1987年第5期、31頁。

(42) この事件のより詳しい分析について、邵雲「試論受賄罪利用職務上の便利」、『法

学研究』1988年第6期、67頁を参照。

- (43) 中国では、共産党の指導が憲法原則として定められている。そのために、党の幹部の多くが政府の幹部より優位に立っており、政府の所管事項に対しても事実上強い影響力をもっている。
- (44) 例えば、安建国は「張某的行為不構成受賄罪」という論文（『法制日報』1988年5月27日）でこの点を特に強調している。
- (45) この事件についてのより詳しい分析に関して、辛兵・亜鵬「張某的行為如何認定」（『法制日報』1988年5月6日）参照。
- (46) 但し、この司法解釈に対して、それが「職務上の便利」などをあまりにも拡大して解釈しており、越権行為ではないかといった批判もある（前掲、肖楊主編『賄賂犯罪研究』、193頁以下）。
- (47) 伍柳村主編『賄賂罪個案研究』（四川大学出版社、1991）、55頁以下、前掲、肖楊主編『賄賂犯罪研究』、190頁以下参照。
- (48) 「上海市中級人民法院刑事判決書」（86）中刑字第110号。
- (49) 「一般的便利」説を主張しているものとして、前掲、邵雲「試論受賄罪利用職務上の便利」があげられる。
- (50) 司法解釈は、辞職・退職した公務員がもとの職権または地位から形成された便利条件を利用したとして、その収賄罪を認めている、という点に対して、「職務的便利」説の論者からも批判が出されている。
- (51) この事件についてのより詳しい議論について、前掲、邵雲「試論受賄罪利用職務上

的便利」を参照。

- (52) この事件及び判決のより詳しい内容に関して、陳立「受賄罪利用工作便利新論」、『政治与法律』1988年第3期12頁以下を参照。
- (53) 「山西省大同市中級人民法院刑事判決書」(84)法刑字第20号。
- (54) 楊再明「賄賂不応包括非物質性的『其他不正当利益』」、『法学研究』1986年第5期、29頁。
- (55) 安義金「論賄賂罪」、『鄭州大学学报』1983年第1期、31頁。
- (56) 前掲、高銘暄主編『中国刑法学』、604頁。
- (57) 前掲、伍柳村主編『賄賂罪個案研究』、17頁。
- (58) 姜代境「關於賄賂罪幾個問題的檢討」、『法学研究』1985年第5期、41頁。  
同「对賄賂概念的再認識：兼答楊再明同志」、『西北政法学院学报』1987年第3期、31頁。
- (59) 陳興良「中日刑法賄賂目的物之比較」、前掲、中国社会科学院法学研究所編『中日公務員賄賂犯罪研究』、58頁。
- (60) 梁華仁・李記華「受賄罪若干問題新探」、前掲、中国社会科学院法学研究所編『中日公務員賄賂犯罪研究』、76頁。
- (61) 前掲、肖楊主編『賄賂犯罪研究』、175頁。
- (62) 前掲註59。
- (63) 培華「関以当前認定貪污賄賂犯罪若干問題探討」、『法学』1997年第12期、35頁。
- (64) 旧刑法典の条文については、注8を参照。1988年の「補充規定」の条文について

ては、注9を参照。

(65) 1985年7月8日の最高人民法院・最高人民検察院の司法解釈の中では、収賄罪は「国家工作人員が職務上の便利を利用して、他人に利益をはかって、そのかわりに他人から財物を強要、收受する行為である」と解釈されている。また、1989年11月6日の司法解釈でも、賄賂のかわりに、一律的に「財物」という言葉が使われていた。

(66) 現行刑法典第13条の規定が次の通りである。

国家主権、領土保全及び安全に危害を与え、国家を分裂させ、人民民主政権を転覆し、社会主義制度を崩し、社会秩序及び経済秩序を破壊し、国有財産及び労働大衆の集団所有財産を侵し、公民の個人財産を侵し、公民の人身権利、民主権利及びその他の権利を侵害する行為、並びに、社会に危害を与えるその他の行為で、法律に従って刑罰による制裁を受けるべきもののすべてが犯罪である。但し、情状が著しく軽く危害の大きくないものは、犯罪とは認めない。

なお、中国刑法における犯罪論は犯罪定義を出発点とした特色のあるもので、次のよう図式で表すことができる。「犯罪定義→犯罪構成要件→違法阻却」である。これを詳しく説明すると、次のようになる。すなわち、第10条の犯罪定義の規定は、実質的に何が犯罪かを定めたもので、それによれば、中国における犯罪は三つの実質的な性格を有しなければならない。第一には、犯罪は社会への危害性をもつ行為でなければならない。第二には、犯罪は刑事法規に違反する行為でなければならない。第三には、犯罪は刑罰を受けるに値する行為でなければならない。この犯

罪定義の規定は、ある行為が犯罪か否かの判断にあたって最高次元に位置するものである。刑法典第14条以下においては、犯罪の構成要件が定められて、犯罪の成立には四つの構成要件要素（犯罪の主体、主観的要素、犯罪の客体、客観的要素）が同時に揃わなければならないとされているが、犯罪構成要件が犯罪定義の具体化であって、犯罪定義に合致するかどうかを判断するための形式的方法にすぎず、それは犯罪定義に比べればあくまでも二次的なものである。従って、ある行為は形式的にいくら犯罪の構成要件に合致したとしても、実質的には13条の犯罪定義を満たさなければ、犯罪にはならないのである。例えば、正当防衛などは形式的に犯罪構成要件に合致しているが、実質的には犯罪定義から要求される「社会への危害性」がないので、その違法性が阻却されると解されている。また、犯罪が刑罰に値する行為でなければならないという犯罪定義の要求は、犯罪が成立するための量的・程度的要求であって、犯罪が質と量との統一体でなければならないことを意味する。ある行為は質的にいくら犯罪の構成要件に合致したとしても、その危害の程度が「刑罰を受けるに値する」という量に至らなければ、犯罪とは認められない。第13条の但書はまさにこの量的・程度的要求についての規定である（前掲、高銘喧他編『中国刑法学』、田文昌「論我国刑法中犯罪的概念和特徴」、『政法論叢』1988年第6期を参照）。

67) 儲槐植「我国刑法中犯罪概念的定量因素」、『法学研究』1988年第2期、26頁。

68) 例えば、窃盜罪、詐欺罪、略奪罪のいずれも「金額がかなり大きい」ことを構成

要件としている。但し、いくらになったら、「金額がかなり大きい」といえるかどうかに関しては、司法解釈または司法実務に任せている。

(69) 例えば、現行刑法典第275条の公私財産破壊罪の場合、「金額が大きいか、情状が重いとき」に限って犯罪として認められる。

(70) 最高人民法院・最高人民検察院が司法解釈として、まず1982年内部通知の形で、そして、1985年7月8日公開規定の形で、『現段階の経済犯罪事件の処理に関する法律適用の若干問題についての回答（試行）』を下級人民法院・人民検察院に通告した。それによれば、収賄罪が成立するための最低金額は、同回答に定めた横領罪の金額基準を参考にして、定めるべきである。そして、業務上横領の場合は、横領した金額が2000元人民元であるとき、一律に有罪とされる、2000元以下の場合は、原則として無罪であるが、他の情状が特に悪いとき、有罪とすることもできる、という。1988年の「補充規定」はこの司法解釈を追認して、引き続き2000元を最小限としたわけである。

(71) 胡雲鵬「市場経済時期敵賄賂犯罪及其立法対策」（前掲、中国社会科学院法学研究所編『中日公務員賄賂犯罪研究』、230頁）。

(72) 立法担当者の王漢斌は「横領罪賄賂罪の処罰に関する補充規定」の立法趣旨を説明するにあたって、「一定の金額は、賄賂罪成立の条件であり、賄賂罪と不正風潮とを区別するための基準でもある」と言っている（『人民日報』1987年11月18日）。

(73) 前掲、肖楊主編『賄賂犯罪研究』、227頁以下参照。なお、次のような無罪判決があった。すなわち、1994年1月に、河北省にある大都市の建設局に勤める11名

の幹部全員が収賄の疑いで逮捕された。そのうち、副局長の馬某も部下から2000元を受け取ったとして、逮捕、起訴された。しかし、弁護人は、被告人の馬と贈与者との間で従来互いに助け合うという個人的な関係があり、2000元もその一環にすぎないと主張して、無罪の弁護を展開した。第一審は、2000元が上司と部下との間での贈与であって、賄賂にあたるとして、有罪の判決を言い渡したが、第二審では、被告人の主張が全面的に認められ、上司と部下の間でも社交儀礼的贈与関係がありうるとして、無罪の判決を言い渡した（宋振江「弁護席、不是虚設」、『中国律師』1997年11期、50頁）。

- (74) 例えば、中国共産党中央委員会が1985年3月13日に「科学体制の改革に関する決定」を公布した。その中では、「科学技術人員が本職の仕事在完成し、所属の機関の技術権益及び経済利益を侵さないという前提のもとで、余暇の時間を利用して、技術の開発や技術諮問などの仕事に従事することができる。その収入が個人に帰属する」というような規定がなされて、科学技術の仕事に従事している公務員の兼職・兼業を勧めている。なお、次のような無罪判決があった。すなわち、上海市のある工場の技術担当者陳某は自分の作った三通の設計図を江蘇省のある工場に渡し、そのかわりに、4万元を受け取った。陳は収賄罪で逮捕、起訴されたが、第一審裁判所は、陳が渡した設計図は自分が勤務外の時間を使って作ったものであるため、受け取った4万元は賄賂ではない。陳の行為が処罰されるどころか、進められるべき行為であるとして、無罪の判決を言い渡した（中国高級法官培訓中心他編『中国審判案例要覽』、中国人民公安大学出版社、1994、354頁）。



- (75) 前掲、肖楊主編『賄賂犯罪研究』、229頁参照。
- (76) 前掲註4を参照。
- (77) 現行刑法典各則の章立てが次のとおりである。第1章：国家安全危害罪。第2章：公共安全危害罪。第3章：社会主義經濟秩序破壊罪。第4章：公民の人身権利、民主権利侵害罪。第5章：財産侵害罪。第6章：社会管理秩序妨害罪。第7章：国防利益危害罪。第8章：貪汚賄賂罪。第9章：瀆職罪。第10章：軍人職務違反罪が、これである。
- (78) 尉文明他編著『經濟犯罪新論』（青島海洋大学出版社、1991）、245頁以下参照。
- (79) 旧刑法典各則の八つの章が次の通りである。すなわち、第1章：反革命罪。第2章：公共安全危害罪。第3章：社会主義經濟破壊罪。第4章：公民の人身権利・民主権利侵害罪。第5章：財産侵害罪。第6章：社会管理秩序妨害罪。第7章：婚姻家族に関する罪。第8章：瀆職罪が、これである。なお、用語として、中国刑法理論でいう「犯罪客体」とは日本刑法理論での「保護法益」を意味するのに対して、日本刑法理論での「犯罪客体」は中国刑法理論で「犯罪対象」という。
- (80) 前掲、高銘暄主編『刑法学』、560頁。
- (81) 両犯罪規定の区別について、同上、478頁以下を参照。
- (82) 中国では、判例は先例としての拘束力がまだ認められておらず、判例体系が事実上存在していない。上級裁判所は、自分の意志を示そうとするとき、判例を通じてではなく通知などの方法でそれを行うのが一般的である。例外的には判例を公表することもある。最高人民法院の推薦で1982年11月5日の『中国法制報』に掲載された

この判例がその一例である。

(83) 計画経済体制が実施されている時代においては、重要な物質・原材料はすべて国家がコントロールしていて、何時、どの値段で、誰に配分するかは担当する国家機関及びその職員によって決められている。このように重要な物質・原材料を配分することが中国語では「調拔」と言い、日本語で言うと「振り向ける」になろう。

(84) 恐喝罪を定めた旧刑法典第154条の規定が次の通りである。

恐喝によって公私の財物を獲得した者は、3年以下の有期懲役または拘役に処する。  
情状の重い者は、3年以上7年以下の有期懲役に処する。

(85) 恐喝罪を定めている現行刑法典第274条が次の通りである。

公的または私的財物を脅かして取り、金額が大きい場合、3年以下の有期懲役に処する。金額が巨大な場合、または、その他の情状が重い場合、3年以上10年以下の有期懲役に処する。

(86) 前掲、伍柳村主編『賄賂罪個案研究』、144頁。

(87) 張穹主編『職務犯罪概論』（中国檢察出版社、1991）、176頁。

(88) 旧刑法典第188条は次の通りである。

司法公務員が自己目的のために法を悪用し、無罪と知りながらこれを訴追し、有罪であることを知りながら故意にそれを庇護して訴追を逃れさせ、または、故意に黑白を転倒して不正な裁判を行ったときは、5年以下の有期懲役、拘役または政治的権利の剥奪に処する。情状が重い者は、5年以上の有期懲役に処する。

現行刑法典第399条は、この規定を受け継いでいるが、そのうえに、次のような規

定を新たにつき加えている。すなわち、民事裁判や行政裁判において、故意で事実を反し、法律に違反する判決を言い渡し、その情状が重い場合、5年以下の有期懲役または拘役を科す。情状が特別に重い場合、5年以上10年以下の有期懲役を科す。

- (89) 例えば、前掲張穹主編『職務犯罪概論』の中では、第三の主張が展開されている（同書178頁）。
- (90) 司法現行刑法典第399条の最後では、司法人員は枉法行為を犯して、司法枉法罪と同法第385条の収賄罪の両方に該当するときは、法定刑のより重い方に従って処罰すると、定めている。
- (91) 前掲、高銘暄主編『中国刑法学』、520頁。なお、現行刑法典では、財産侵害罪の章（第266条）で一般の詐欺罪を定めているほか、社会主義市場経済秩序破壊罪の章（その第5節、第192条から200条まで）で、金融詐欺罪をも定めている。それはあくまでも金融技術を利用した詐欺を対象としており、人から財物を騙し取るという様態の詐欺ではないので、あまり収賄罪とは混乱されないのである。
- (92) 前掲、張穹主編『職務犯罪概論』、177頁以下。
- (93) 例えば、陳興良は「承諾説」の代表的論者の一人であるが、収賄罪と詐欺罪との限界を論じるときは、「詐欺の行為だけがあって、利益をはかってあげる意図または行為がなければ、詐欺罪にあたる」と言っている（前掲、肖楊主編『賄賂犯罪研究』、238頁）。
- (94) 「単位」による賄賂罪の内容及びその法定刑に関して、単民「論単位賄賂罪」、『中央檢察官管理学院学報』1997年第3期、1頁。